

検察審査会事務局職員の事務について

はじめに

本書は、これから検察審査会事務局に勤務することとなる裁判所職員のために、①検察審査会法をはじめとする関係法令の趣旨や目的を、手続の流れに沿って解説することを基本としつつ、②事柄によっては、そのような法の趣旨や目的から導かれる標準的な事務のあり方についても解説したものである。

検察審査会制度は、司法に対する国民参加の一環として、昭和23年以来長らく国民に受け入れられてきた制度である。検察審査会法は、検察審査会事務局の職員には裁判所職員を充てることとしており、検察審査会事務局の職員に期待されていることは、基本的には、裁判所職員に期待されていることと大きく変わるものではない。

もっとも、特に初めて検察審査会事務局に勤務する職員にとっては、検察審査会法という、日頃なじみの薄い法律と深く関わることになるため、その職務に慣れ親しむまでに一定の時間や労力を要する場合が少なくない。

本書を手にとった検察審査会事務局職員としては、まずは①本書に書かれている関係法令の趣旨や目的を理解することで、自らの事務の法令上の根拠を常に念頭に置くようにしていただきたい。そして、②本書に書かれているような、通常、実務でよく行われている事務を行うにあたっては、その事務の根拠だけでなく、目的にも立ち返って、自らの事務のあり方を不断に検証していただきたい。

このような検証を日々重ねていくことが、検察審査会事務局職員としての適正迅速な事務処理につながるものであるし、それこそが、裁判所職員一般に求められていることに通じるものである。

最高裁判所事務総局刑事局

目 次

第1章	検察審査会制度概説	1
第1	検察審査会制度の目的	1
第2	検察審査会制度の成立と機能強化	1
第2章	検察審査会	3
第1	検察審査会の組織概要	3
1	検察審査会の設置	3
2	検察審査会の組織及び構成員	3
3	検察審査会の独立性	4
第2	検察審査会事務局及び検察審査会事務官の概要	4
1	検察審査会事務局	4
2	検察審査会事務官	5
第3	裁判所と検察審査会の関係	6
第4	検察審査会事務局相互の関係	6
第3章	検察審査員及び補充員の選定	10
第1	選定手続の概要	10
1	選定手続の流れ	10
2	検察審査員及び補充員の選定に関する事務の集約	13
第2	検察審査員候補者の選定に関する事務	14
1	選挙人名簿被登録者数の通知の受領	14
2	検察審査員候補者の員数の割当通知，本籍照会	14
3	検察審査員候補者名簿の調製	16
4	検察審査員候補者名簿記載通知，質問票の送付	17
第3	検察審査員及び補充員の選定に関する事務	17
1	検察審査会による資格審査のための準備	17
2	候補者の資格審査及び資格異動	22
3	検察審査員及び補充員の選定	23
4	補充員の追加選定	25
第4章	検察審査会の成立と維持及び運営	26
第1	検察審査会の成立	26
1	成立時期	26
2	審査会議の種類	26
3	検察審査員及び補充員の任期及び職務開始時期	27
第2	検察審査員及び補充員の招集に関する事務	27
1	審査会議期日の指定及び招集	27
2	検察審査員及び補充員の出頭確保	28

第3	会長互選会議期日における事務	31
1	権限，義務等の説明・宣誓	31
2	検察審査会長の互選	31
3	包括的議決	33
4	会議録の作成	34
第4	検察審査員及び補充員の欠席，辞職，職務執行停止	34
1	検察審査員及び補充員の欠席	34
2	検察審査員及び補充員の辞職，職務執行停止	35
第5	臨時，補欠の検察審査員の選定	36
1	検察審査員の欠席，辞退等	36
2	臨時の検察審査員の選定	37
3	補欠の検察審査員の選定	38
4	選定録の作成	40
第6	審査会議の不成立	40
1	流会	40
2	小委員会	40
第7	検察審査員及び補充員の任期終了時における留意事項	41
第5章	審査事件の処理に関する事務	42
第1	審査事件の種類	42
1	第一段階の審査事件	42
2	第二段階の審査事件	43
第2	審査の原則	43
1	会議非公開の原則	43
2	事後審査の原則	46
3	書面審査の原則	46
4	審査の順序等	47
第3	審査申立て及び申立て受理に伴う事務	47
1	申立ての方法等	47
2	申立書の調査・補正	49
3	受理手続等	50
第4	審査開始に至るまでの事務	51
1	検察審査会長との連携	51
2	不起訴記録の取寄せ	52
3	不起訴記録に基づく事前の検討	54
4	審査資料の作成	62
5	審査補助員の委嘱の要否についての検討	64
第5	審査開始以降の事務	66
1	除斥事由の有無の確認に関する事務	66
2	事件概要等の説明	68
3	審査資料の収集に関する事務	70

4	提出資料の取扱い	77
5	事件を併合または分離する議決に関する事務	79
6	審査事件会議録の作成	79
第6	議決及び議決書の作成等に関する事務	81
1	評議	81
2	評決	82
3	議決書の作成	87
4	議決書謄本の送付	92
5	議決の要旨	93
6	議決書謄本の交付請求	96
第7	職権審査開始に伴う事務	96
1	職権審査の端緒及び資料の収集	96
2	職権審査開始の基準	97
3	職権審査開始の議決	98
第8	第二段階の審査に伴う事務	98
1	第二段階の審査	98
2	会議録の作成	99
3	議決書の作成	99
第9	指定弁護士	100
1	制度概要	100
2	指定弁護士の職務	100
3	公訴提起義務	100
4	指定取消通知	101
第6章	建議・勧告事件の処理に関する事務	102
第1	建議・勧告の制度概要	102
1	制度の趣旨	102
2	対象となる檢察事務の範囲	102
3	建議・勧告における一般的留意事項	102
4	検事正の回答義務	102
第2	建議・勧告の具体的手続	103
1	手続の開始	103
2	審査手続	103
3	議決	103
4	議決後の取扱	103
第7章	旅費、日当及び宿泊料の支給	105
第1	旅費等の内容	105
1	旅費	105
2	日当	107
3	宿泊料	107
第2	旅費等の支給手続及びその留意点等	108

1	請求及び支給に係る手続一般	108
2	検察審査員，補充員に対する支給手続等	108
3	証人や専門的助言者等に対する支給手続等	111
4	審査補助員に対する支給手続等	111

第1章 検察審査会制度概説

第1 検察審査会制度の目的

検察審査会制度は、検察官の公訴権の実行に関し民意を反映させて、その適正を図ることを目的とする（法1Ⅰ本文）。この目的を達成するため、検察審査会は、検察官の公訴を提起しない処分の当否の審査に関する事項及び検察事務の改善に関する建議又は勧告に関する事項を掌る（法2Ⅰ）こととされている。

ところで、我が国の刑事訴訟法は、刑事裁判の開始について、いわゆる検察官起訴独占主義（刑訴247）、起訴便宜主義（刑訴248）によっている。検察官起訴独占主義及び起訴便宜主義の下では、万一にも、検察官の権限の行使が恣意に流れたり、あるいは主観的には検察官が誠実にその権限を行使していても、客観的にはその判断を誤る場合がないとはいいい切れず、このような場合のための有効なけん制手段が用意されなければ、弾力性に富んだ具体的正義の実現が図られるというこれらの制度の長所も生かされないこととなる。

そこで設けられたけん制手段が、裁判上の準起訴手続（刑訴262以下）と検察審査会制度である。前者は、検察官起訴独占主義の例外として裁判所の付審判決定（刑訴266②）があったときは公訴の提起があったものとみなす手続（刑訴267）であり、後者は、公訴権の実行に関し民意を反映させてその適正を図るため、選挙権を有する国民の中から選ばれた検察審査員によって検察官の不起訴処分の当否を審査する制度である。^{*1}

第2 検察審査会制度の成立と機能強化

検察審査会法は、戦後における検察民主化の一方策として、昭和23年7月5日、衆参両院において可決成立し、同月12日公布、施行された。

その後、平成11年に内閣の下に設置された司法制度改革審議会の意見では、「国民的基盤の確立（国民の司法参加）」の中で、裁判員制度の導入のほか、検察審査会の一定の議決に対し法的拘束力を付与する制度の導入が提言され、平成16年、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成16年法律第62号）により、①検察審査会の起訴議決に基づいて公訴が提起される制度の導入（法41の2以下）、②検察審査会が法的な助言を得るための審査補助員を弁護士の中から委嘱することのできる制度の新設（法39の2以下）、③検察審査会が検察事務の改善に関して行った建議・勧告に対する検事正の回答義務の法制化（法42Ⅱ）等が行われ、検察審査会の機能強化が図られた。

^{*2}

本改正は、公訴権行使により直接的に民意を反映させ、公訴権をゆだねられている

^{*1} これに対し、検察官適格審査会（検23、検察官適格審査会令（昭和23年政令第292号））は、検察官の身分上の事項について審査する機関で、個々の事件に関する不起訴処分の当否を審査する検察審査会とはその目的を異にする。検察審査会が検察官の不起訴処分に関して議決をしたときに議決書の謄本を検察官適格審査会に送付する（法40）のは、上記議決を検察官適格審査会の審査の参考資料にさせるためである。

^{*2} 本改正前においては、検察審査会の議決にいわゆる法的拘束力はなく、検察審査会の議決を参考としつつも、公訴を提起するかどうかは最終的には検察官が判断するものとされていた。

検察官が独善に陥ることを防ぐとともに、公訴権行使をより一層適正なものとし、ひいては、司法に対する国民の理解と信頼を深めることを期したものである。

第2章 検察審査会

第1 検察審査会の組織概要

1 検察審査会の設置

検察審査会を設置すべき場所について、法は、「地方裁判所及び地方裁判所支部の所在地」（法1Ⅰ）と規定し、各検察審査会の名称及び管轄区域については政令に委任している（法1Ⅱ）。現在、この政令^{*3}に基づいて165庁の検察審査会が設置されており、その具体的内訳は以下のとおりである。

- ・ 地方裁判所本庁所在地（50か所）に67庁
※東京6庁、大阪4庁、横浜3庁、さいたま、千葉、京都、神戸、名古屋、広島及び福岡各2庁、その他各1庁
- ・ 地方裁判所支部所在地（203か所）に98庁

2 検察審査会の組織及び構成員

(1) 「官署としての検察審査会」と「行政官庁としての検察審査会」

法は、「検察審査会は、当該検察審査会の管轄区域内の衆議院議員の選挙権を有する者の中からくじで選定した11人の検察審査員を以てこれを組織する。」（法4）と規定する。「検察審査会」という用語は、官署としてのそれを指す場合と、行政官庁としてのそれを指す場合とがある。

ア 官署としての検察審査会

官署としての検察審査会は、検察審査員11人、補充員11人、検察審査会事務局長を始めとする検察審査会事務局職員及びこれらの者が執務するための物的設備を含めた広い概念である^{*4}。

イ 行政官庁としての検察審査会

行政官庁^{*5}としての検察審査会は、官署としての検察審査会と異なり、11人の検察審査員のみによって組織され（法4）、補充員や事務局職員はその構成員に含まれない。この意味における検察審査会は、具体的に国家意思の決定、表示機関としての活動を行う場合の検察審査会を指し、実際に会議に出席した検察審査員によって構成される。したがって、検察審査員として選定された者（法13Ⅰ）であっても、死亡すれば当然に行政官庁としての検察審査会を構成しないことになるし、欠格事由を生じた者（法5、6）、辞退した者（法8、12の5）、職務の執行を停止された者（法17）、除斥の議決があった者（法7、34Ⅲ）、会議期日に出頭しない者等においても同様である。他方、補充員（法13Ⅰ）であっても、補欠の検察審査員（法18Ⅰ）や臨時の検察審査員（法25Ⅱ）に選定された場合には、行政官庁としての検察審査会を構成することになる。そして、除斥事由が事件ごとに考えられることから、同一期日に審査が行われる場合であっても、事

^{*3} 検察審査会の名称及び管轄区域等を定める政令（昭和23年政令第353号）

^{*4} 法1条にいう検察審査会はこのような用法である。

^{*5} 国のために、行政に関する一定の所掌事務について自ら国の意思を決定し、外部に対し表示する権限のある行政機関をいう。各省大臣のように独任制の官庁と、内閣や各種行政委員会のように合議制の官庁とがある。

件ごとに検察審査会の構成が変わることがあり得るし、同一事件であっても、数期日にわたって審査が続行されるときは、期日ごとにその構成を異にする場合もあり得る。

(2) 検察審査員及び補充員の身分

ア 検察審査員及び補充員（以下、併せて「検察審査員等」という。）は、裁判所の非常勤職員として扱われる。したがって、裁判所職員臨時措置法（昭和 26 年法律第 299 号）、国家公務員法及び国家公務員災害補償法の適用を受ける。ただし、検察審査員等は、在職中公職の候補者となることができ（公選 89 I ③、公選令 90）、政治的行為の禁止、制限を解除されている^{*6}。

イ 検察審査員等は、法令により公務に従事する「委員」として、「公務員」（刑法 7 I）に当たると解される。

検察審査員等は、具体的には裁判所の非常勤職員として扱われることになるが、職権の独立が認められるため（法 3）、その職務行為及び服務に対して裁判所の監督は及ばない。ただし、検察審査員等が、正当な理由なく招集に応じなかったり、宣誓（法 16）を拒んだりした場合には過料の制裁があり（法 43）、評議の秘密等を漏示したときには、6 か月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処すると定められている（法 44）。

3 検察審査会の独立性

検察審査会は、「独立してその職権を行う」（法 3）とされており、その職権とは、①検察官の公訴を提起しない処分の当否の審査（法 2 I ①）及び②検察事務の改善に関する建議又は勧告（法 2 I ②）をいう。検察審査会は、検察官の行う公訴権の行使に関し民意を反映せしめ、その適正を図るために創設されたものであるから、その趣旨を全うするために、独立性が確保されたものと考えられる。したがって、検察審査会が審査会議を開いて議決し、これを検事正に対して通知することは、他のいかなる機関の指揮監督を受けず、全く独立の立場で行われるものであり、他の行政機関はもとより、裁判所もこれに介入することはできない^{*7}。

第 2 検察審査会事務局及び検察審査会事務官の概要

1 検察審査会事務局

(1) 各検察審査会に附属機関として事務局が置かれる（法 19）。各検察審査会がそれぞれ独立していることに伴い、その附属機関である検察審査会事務局も相互に独立している。もっとも、事務の円滑な遂行にあたって、情報を共有し、相互に助言し合うなど、必要な協力を行うことは、検察審査会の独立性に反するものではない。

(2) 各事務局の機構及び事務分掌は、令 29 条及び平成 20 年 7 月 10 日付け最高裁総一第 000966 号総務局長依命通達「検察審査会事務局に置く係について」によって

^{*6} 昭和 27 年最高裁規則第 25 号「裁判所の非常勤職員の政治的行為制限の特例に関する規則」、昭和 27.9.27 最高裁人給 A 第 59 号人事局長通知「裁判所の非常勤職員の政治的行為制限の特例に関する規則第 7 号に定める非常勤職員の指定について」参照

^{*7} 平成 23 年 3 月 9 日衆議院法務委員会において江田法務大臣は「・・・検察審査会法第三条で、検察審査会は独立して職権を行うという規定でございまして、もちろん法務大臣の私が何か監督するものでもありません。全くの独立の機関でございまして、その意味では、検察審査会を監督する機関というものはないと言わざるを得ません。」と答弁している。

次のアないしエのとおり定められている。なお、検察審査会事務局機構図（平成 21 年 4 月現在）及び検察審査会事務局事務分掌一覧表を本章末尾に掲げる。

ア 課を置く検察審査会事務局（11 庁）

イ 庶務係、調査係及び会議係を置く検察審査会事務局（14 庁）

ウ 庶務係及び調査係を置く検察審査会事務局（30 庁）

エ アないしウ以外の検察審査会事務局（110 庁）

2 検察審査会事務官

(1) 検察審査会事務官の地位

検察審査会には検察審査会事務官が置かれ（法 20Ⅰ）、検察審査会事務局の職員として配置される。

検察審査会事務官は、裁判所事務官の中から、最高裁判所が命じ、検察審査会事務局長及び課長（課の指定庁）は、検察審査会事務官の中から、最高裁判所が命ずることとされている（法 20Ⅱ、Ⅲ、令 29Ⅳ）。検察審査会事務官は官ではなく職であると解され、検察審査会事務官を命じられた裁判所事務官は、上記の補職によって裁判所事務官たる身分を失うものではない。

(2) 検察審査会事務局長の地位

検察審査会事務局長は、各検察審査会事務官の中から最高裁判所が命じ（法 20Ⅲ）、検察審査会事務局の長として事務を執り行う。

検察審査会事務局における指揮命令系統については、法 20 条 4 項及び 15 条 2 項に規定するほか、令 29 条 5 項において「課長は、上司の命を受けて、課務をつかさどる。」と規定するにとどまるが、組織上、局長、課長（課の指定庁）、係長、一般職員というラインによって運営されることとなる。

(3) 検察審査会事務官（検察審査会事務局長を含む。）の事務

検察審査会事務局長及びその他の検察審査会事務官は、検察審査会事務局の職員として、検察審査会長の指揮監督を受けて検察審査会の事務を掌る（法 20Ⅳ）。検察審査会事務官の事務は、審査事件及び建議・勧告事件の処理に関する事務、審査会議の運営に関する事務、検察審査会の機構の維持に関する事務に大別することができる。その各々について細別すると次のとおりである。

ア 審査事件及び建議・勧告事件の処理に関する事務（以下「審査等事務」という。）

ア) 審査事件の処理に関する事項（令 29Ⅲ①）

検察審査員等は、一般市民の中から選ばれる者であるから、11 人の検察審査員が頻繁に集まり、検察審査会議を開催することは容易ではない。検察審査員らが、6 か月という限られた職務期間内において、その職務を全うするには、検察審査会事務局において、判断の前提となる資料を予め収集するなど、一定の補助事務を行うことが予定されているというべきである。具体的には、以下のような事務が考えられる。

- ・ 職権審査の開始に必要な資料の収集及び調査
- ・ 捜査記録の取寄せ
- ・ 捜査記録等の謄写又は摘録の作成
- ・ 検察審査員に対する事件概要の説明

- ・証人尋問事項書案の作成
- ・議決書草案の作成
- (イ) 建議・勧告事件の処理に関する事務
 - ・検察事務の改善に関する資料の収集及び調査
- (ウ) 審査会議の立会い並びに会議録の作成及び保管（法 28，令 27，29Ⅲ②）
- (エ) 検察審査会の収集した資料の整理及び保管（令 29Ⅲ③）
- イ 審査会議運営のための事務
 - (ア) 補欠の検察審査員又は臨時の検察審査員の選定に立ち会って選定録を作成する事務（法 18Ⅱ，25Ⅲ，令 15 等）
 - (イ) 追加補充員の選定に関する事務（法 18 の 2）
 - (ウ) 検察審査員の適格審査に関する事務（法 12 の 3 ないし 12 の 7）
 - (エ) 審査会議の招集手続に関する事務（法 22，15，令 29Ⅲ②，16）
 - (オ) 審査申立人，証人の呼出手続，助言者，検察官の出頭要求手続等に関する事務（法 35，37，38，令 24，16）
 - (カ) 公務所又は公私の団体に対する照会の手続に関する事務（法 36）
 - (キ) 検察審査員・補充員，証人，助言者，審査補助員に対する旅費，日当，手当及び宿泊料の支給の手続に関する事務（法 29，39，39 の 4，日当政令 2 ないし 4，検察官の職務を行う弁護士に給すべき手当の額を定める政令 1）
 - (ク) 審査補助員の委嘱に関する事務（法 39 の 2）
- ウ 検察審査会の機構の維持に関する事務
 - (ア) 検察審査員及び補充員の選定に関する事務（法 9，12 の 2，13Ⅰ）
 - (イ) 文書の発送，接受及び保管に関する事務（令 29Ⅱ①）
 - (ウ) 検察審査会制度の普及宣伝に関する事務（令 29Ⅱ②）
 - (エ) 検察審査会の手続等の相談に関する事務（令 29Ⅱ③）
 - (オ) 検察審査会の庶務に関する事務（令 29Ⅱ④）

第 3 裁判所と検察審査会の関係

法は，各検察審査会に，最高裁判所が定める員数の検察審査会事務官を置くこと（法 20Ⅰ），最高裁判所は，検察審査会事務官を裁判所事務官の中から命じ，その勤務する検察審査会は，最高裁判所の定めるところにより各地方裁判所が定めること（法 20Ⅱ），最高裁判所が，各検察審査会事務官のうち 1 人に検察審査会事務局長を命じること（法 20Ⅲ），検察審査会に関する経費は，裁判所の経費の一部として計上しなければならないことを規定している（法 46）。

第 4 検察審査会事務局相互の関係

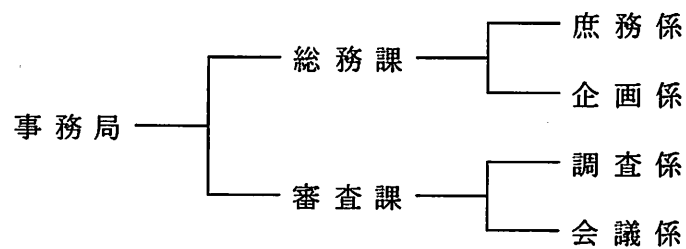
法は，検察審査会は，独立してその職権を行う（法 3）としており，これは，検察審査会相互の間でも上下の関係はなく，各独立の存在であることを意味している。各検察審査会における審査等事務を補助する検察審査会事務局同士も，出来る限り相互に独立した存在となるようにすべきである。

もっとも，検察審査会事務局が相互に独立しているとはいえ，その事務の円滑な遂行にあたって，情報を共有し，相互に助言し合うなど必要な協力を行うことは，検察審査会の独立性に反するものではない。検察審査会の中には，申立件数が少なく，検

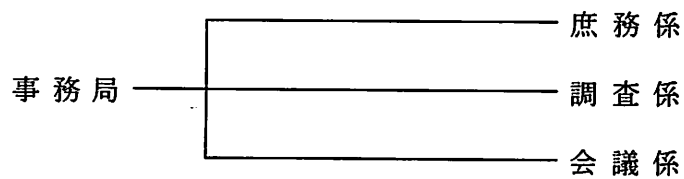
察審査会事務官事務に関する運用例も十分に蓄積されていないところがあるように思われるところ、適正にこれらの事務を行うためには、検察審査会事務局間において相互に助言等を行うことが必要かつ有益である。

検察審査会事務局機構図（平成21年4月現在）

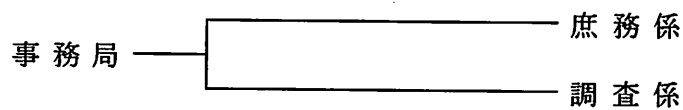
- (1) 課を置くべき指定を受けた検察審査会事務局（11庁）



- (2) 庶務係、調査係及び会議係を置く検察審査会事務局（14庁）



- (3) 庶務係及び調査係を置く検察審査会事務局（30庁）



- (4) (1), (2)及び(3)以外の検察審査会事務局（110庁）

事務局

検察審査会事務局事務分掌一覧

(1) 課を置くべき 指定を受けた検察 審査会事務局		(2) 庶務 係、調査 係及び会 議係を置 く検察審 査会事務 局	(3) 庶務 係及び調 査係を置 く検察審 査会事務 局	(4) (1), (2)及び(3) 以外の検 察審査会 事務局	事 務 内 容		
総務課	庶務係	庶務係	庶務係	事務局	1	検察審査員の選定に関する事項	
					2	検察審査員の適格審査に関する事項	
					3	検察審査員の旅費、日当及び宿泊料の支給に関する事項	
					4	文書の発送、接受及び保管に関する事項	
					5	選挙管理委員会との連絡に関する事項	
					6	他の係に属しない事項	
審査課	企画係	調査係	調査係		1	検察審査会制度の普及宣伝に関する事項	
					2	検察審査会の手続等の相談に関する事項	
					1	職権審査に必要な調査及び資料の収集に関する事項	
	調査係				2	申立事件の調査に関する事項	
					3	検察事務の改善に関する調査及び研究に関する事項	
					4	文書の発送、接受及び保管に関する事項 資料の整備及び保管に関する事項	
					会議係	1	検察審査会の招集手続に関する事項
						2	会議録の作成及び保管に関する事項
						3	証拠品の領置及び保管に関する事項

第3章 検察審査員及び補充員の選定

本章に述べる検察審査員及び補充員の選定にあたって、検察審査会事務局の職員が行う事務は、大半は検察審査会の機構の維持に関する事務に分類されることから、検察審査会長の指揮監督（法21条4項）を受けずに、検察審査会事務局長が中心となつて行う必要がある。選定に瑕疵があると、その後に開かれる会議自体の効力に疑義が持たれかねず、手続の適正確保の観点から行われる事務である。

なお、検察審査員の適格審査に関する事務（法12条の3ないし12条の7）、及び、追加補充員の選定に関する事務（法18条の2第2項）は、審査会議運営のための事務に分類されることから、検察審査会長の指揮監督の下に行われる必要がある。前者は検察審査会の判断事項について、後者は検察審査会長の判断事項について、それぞれその判断の補助のために必要な調査を行うなどするものである。

第1 選定手続の概要

1 選定手続の流れ

検察審査員及び補充員は、「当該検察審査会の管轄区域内の衆議院議員の選挙権を有する者の中からくじで選定」される（法4）。選定の手続は、①年1回行われる「検察審査員候補者」の選定（法10Ⅰ）、②年4回行われる「検察審査員及び補充員」の選定（法13Ⅰ）に大きく分類され^{*8}、概ね次の順序で行われる（なお、事務の集約については、次項で詳述する。）。

(1) 検察審査員候補者の選定

ア 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿被登録者数を、管轄検察審査会事務局に通知する（事務の集約がされている場合、集約庁事務局あてに行う。以下同じ。）

（令2）。これを受け、検察審査会事務局長は、管轄区域内の市町村に検察審査員候補者員数を割り当て、割当員数を通知する（事務の集約がされている場合、被集約庁の事務は、集約庁の検察審査会事務官が、被集約庁の検察審査会事務局長の指示を受けて行う（令15の2）。以下同じ。）（法9、令3）。

イ 割当員数の通知を受けた市町村の選挙管理委員会は、検察審査員候補者予定者をくじで選定し（法10Ⅰ、令4）、「検察審査員候補者予定者名簿」を調製した上（法10Ⅱ）、管轄検察審査会事務局へ送付する（法11）。

ウ 検察審査会事務局長は、検察審査員候補者名簿を調製し（法12の2Ⅰ）、検察審査員候補者名簿に記載された者に通知する（法12の2Ⅲ）。

エ 検察審査会事務局長は、検察審査員候補者に対し、欠格事由（法5）、就職禁止事由（法6）及び辞退の申出（法8、12の5）の判断に資する事情調査（法12の3）のための質問票を送付するほか（法12の4）、同事情調査のための資料の収集を行う（法12の6、）。

オ 検察審査会事務局長は、審査会議の結果、法5条、6条又は8条に該当すると判断された者を、検察審査員候補者名簿から消除する（法12の7）。

*8 その他に、検察審査員又は補充員が欠けた場合に検察審査会長の判断で行われる「補充員」の追加選定がある。

(2) 検察審査員及び補充員の選定

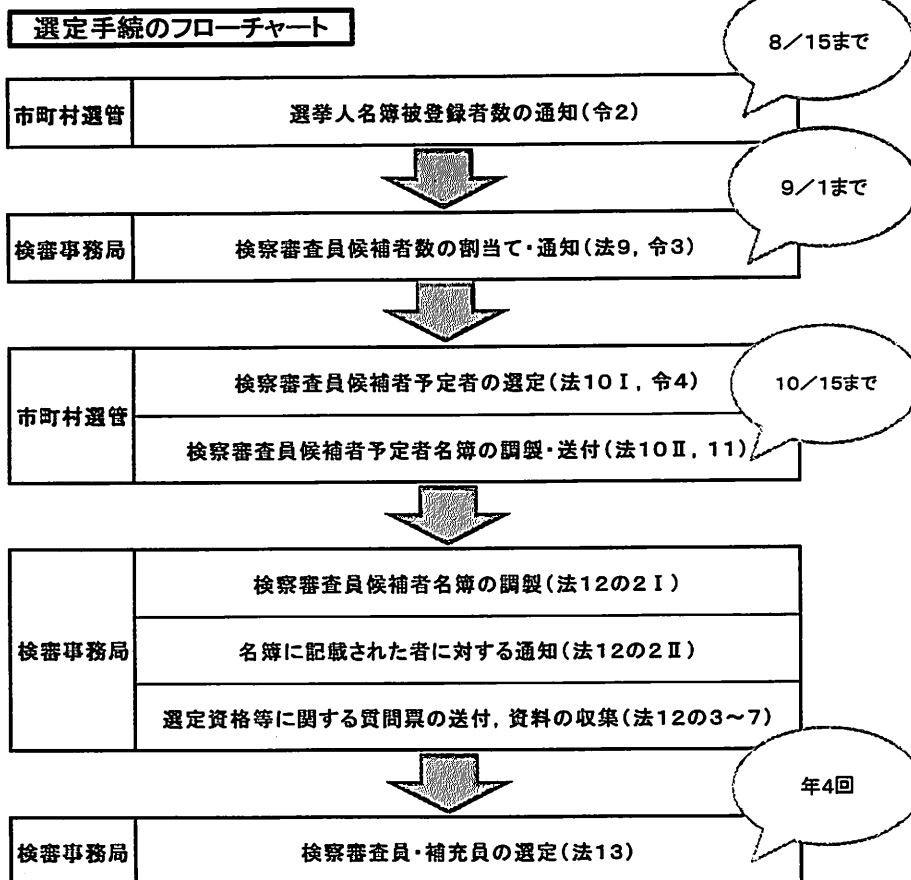
検察審査会事務局長は、前記「検察審査員候補者名簿」に記載された者の中から、次のとおり、各群ごとに検察審査員及び補充員を選定する（法 13 I）。

ア 第 1 群：12 月 28 日までに各 5 人（検察審査員 5 人，補充員 5 人）

イ 第 2 群：3 月 31 日までに各 6 人（検察審査員 6 人，補充員 6 人）

ウ 第 3 群：6 月 30 日までに各 5 人（検察審査員 5 人，補充員 5 人）

エ 第 4 群：9 月 30 日までに各 6 人（検察審査員 6 人，補充員 6 人）



検察審査員・補充員の任期および選定期													
群	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	選定期
第 1 群 (各 5 人)	2/1 7/31												(前年) 12月28日までに
第 2 群 (各 6 人)	5/1 10/31												3月31日までに
第 3 群 (各 5 人)	1/31	8/1										6月30日までに	
第 4 群 (各 6 人)	4/30										11/1	9月30日までに	

2 検察審査員及び補充員の選定に関する事務の集約

平成19年の法改正において、司法制度改革関連法の円滑な実施を図るための法整備の一環として検察審査員及び補充員の選定手続等に関する規定が整備されたことを受けて、同手続に関する事務をより効率的に行うための方策の検討が進められた。⁹そして、最高裁判所の指定する検察審査会（以下「被集約庁」という。）の検察審査会事務局長は、同一の地方裁判所の管轄区域内にある他の検察審査会（以下「集約庁」という。）であって、最高裁判所の指定するものの検察審査会事務官に、最高裁判所の指定する事務を補助させることができる（令15の2）とする規定が新設されたものである。

この規定に基づく通達（平成20年7月14日付け最高裁判第一第001071号刑事局長依命通達「検察審査会法施行令第15条の2に規定する最高裁判所の指定する検察審査会及び事務について」）により定められた最高裁判所の指定する事務は以下のとおりであり、本章の選定に関する事務は、後述する資格審査を行う審査会議を除いては、被集約庁の検察審査会事務局長の指示に基づき、集約庁の検察審査会事務官において行うこととなる。^{10・11} なお、集約庁及び被集約庁の類型としては、①同一所在地に複数の検察審査会がある場合に第一検察審査会を集約庁とするもの（例：東京第一検察審査会と東京第二検察審査会ないし東京第六検察審査会）、②地方裁判所本庁所在地にある検察審査会を集約庁、同支部所在地にある検察審査会を被集約庁とするもの（例：金沢検察審査会と七尾検察審査会）、③裁判員裁判実施庁所在地にある検察審査会を集約庁、隣接する地方裁判所支部所在地にある検察審査会を被集約庁とするもの（例：堺検察審査会と岸和田検察審査会）がある。

ア 検察審査員候補者の員数の割当て及びその通知に関する事務（法9）

イ 検察審査員候補者予定者名簿の受領に関する事務（法11）

ウ 検察審査員候補者の予定者が死亡したこと又は衆議院議員の選挙権を有しなくなったことの通知の受領に関する事務（法12）

エ 検察審査員候補者名簿の調製及び検察審査員候補者名簿に記載をされた旨の通知に関する事務（法12の2）

オ 欠格事由、就職禁止事由及び辞退事由についての検察審査会の判断に資する事情の調査に関する事務（法12の3）

カ 検察審査員候補者に対する質問票による質問に関する事務（法12の4）

キ 欠格事由、就職禁止事由及び辞退事由の調査のための公務所又は公私の団体に対する照会に関する事務（法12の6、令8の3）

ク 検察審査員候補者名簿からの消除に関する事務（法12の7、令9）ケ 検察審

⁹ 事務の集約以外に採用された方策として、検察審査員候補者名簿管理のシステム化、検察審査員候補者に対する名簿記載通知等の送付のアウトソーシングがある。

¹⁰ 最高裁判所の指定を受けた被集約庁の事務局長は、市町村長及び市町村の選挙管理委員会に対し、手続関係書類（選挙人名簿被登録者数の通知（令2）、検察審査員候補者予定者名簿（法11）、検察審査員候補者の本籍の照会に対する回答（令8の3）、検察審査員候補者予定者の死亡又は選挙権喪失の通知（法12）は集約庁に直接送付するよう依頼することになる。なお、当該依頼は、最高裁判所の指定を受けた際に行えば足りるものと考えられる。

¹¹ 集約庁の検察審査会事務官が行うのは、あくまでも被集約庁の検察審査会事務局長の事務の補助であって、被集約庁の検察審査会事務局長の権限が委任されるものではないことに留意する必要がある（例えば、書面等の作成を補助する場合には、当該書面の名義は被集約庁の検察審査会事務局長となる。）。

査員及び補充員の選定に関する事務（法 13）

コ 追加補充員の選定に関する事務（法 18 の 2）

サ 選挙人名簿被登録者の員数の通知の受領に関する事務（令 2）

シ 欠格事由、就職禁止事由及び辞退事由の調査のための検察審査員候補者に対する資料の提出の求めに関する事務（令 8 の 4）

ス 選定録の作成並びに検察審査員及び補充員名簿の調製に関する事務（令 11）

セ アからスまでに掲げる事務に付随する事務

第 2 検察審査員候補者の選定に関する事務

1 選挙人名簿被登録者数の通知の受領

- (1) 各市町村の選挙管理委員会は、公職選挙法 22 条 1 項所定の登録日現在における選挙人名簿被登録者の員数を、毎年 8 月 15 日までに管轄検察審査会事務局へ通知しなければならない（令 2）。

公職選挙法によれば 6 月の選挙人名簿への定時登録（公選法 19Ⅱ）は、原則として、毎年同月 2 日に行われ、また、同月 1 日から同月 7 日までの間に選挙の期日がある選挙を行う場合その他特別の事情がある場合には、政令の定めるところにより、この登録の日を変更することができるとされている。この規定によって登録の日の変更があり、かつ、その日が 8 月 6 日以降となるときは、同月 5 日現在において選挙人名簿に登録されている者の員数を通知することとなる（令 2）。

- (2) 集約庁の検察審査会事務官は、管内の市町村の選挙管理委員会から管内の各検察審査会事務局に送付される選挙人名簿被登録者数の通知を一括して受領し、その員数を検察審査員候補者名簿管理システム（以下「システム」という。）に入力するなど、候補者の員数の割当て、同通知書発送の準備作業を行う^{*12}。

なお、事務処理手順等については、別添 1「検察審査員等選定手続に関する事務処理マニュアル」（以下「選定手続マニュアル」という。）の 1 頁以下を参照されたい。

2 検察審査員候補者の員数の割当て通知、本籍照会

- (1) 検察審査員候補者の員数の割当て及びその通知

検察審査会事務局長（被集約庁の事務処理は集約庁の検察審査会事務官による。）は、毎年 9 月 1 日までに候補者の員数を管轄区域内の市町村に割り当て、これを市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない（法 9Ⅰ）。候補者は、検察審査会ごとに第 1 群から第 4 群まで、それぞれ 100 人とされているが（法 9Ⅱ）、同一市町村に割り当てられた各群の員数は、後記イで述べるように、必ずしも同一であることを要しない。

検察審査会事務局長が員数の割当てをするには次の方法による（令 3）。

ア 各市町村に割り当てる候補者総数の割当て方法

- ① 候補者総数 400 人（第 1 群から第 4 群までの候補者総数）の中から 1 人ずつを管内の各市町村に割り当てる（以下「当然割当て」という。）。

*12 集約庁の検察審査会事務官による被集約庁の事務補助の範囲は、あくまで送付される通知書の受領で、記録の保管自体は、被集約庁において行われなければならない。

- ② 残員数を、各市町村の選挙人名簿被登録者の数の当該検察審査会の管轄区域内における選挙人名簿被登録者の総数に対する割合に応じて各市町村に割り当て、1人に満たない端数を生じたときは候補者の総員数が400人に満ちるまで、端数の大きい市町村から順次に、これを1人に切り上げる（以下「按分割当て」という。）。
- ③ 上記のようにして得た当然割当ての員数と按分割当ての員数との合計員数が各市町村の割当総数となる（令3Ⅰ①）。

イ 群別割当ての方法

アで割り当てた候補者員数を市町村ごとに4分して、これを第1群から第4群に分別する。4分して端数を生じなければ第1群から第4群まで各同数の割当てとなるが、一つの市町村の割当総数が4人に満たないとき、及び4分して4人に満たない端数を生じたときは、これを各別に第1群から第4群までのいずれかの群に1人ずつ配分する（令3Ⅰ②）。

ウ やむを得ない事情があるときの措置

選挙人名簿の被登録者数の通知が期日までに到着しない場合など、やむを得ない事情があって、上記の方法によることができないときは、^{*13}適当な標準によって割り当てることができる（令3Ⅱ）。この場合でも、前年度の選挙人名簿被登録者数に基づいて員数を割り当てするなど、できるだけ令3条所定の割当方法に準じて割り当てるのが相当である。

《市町村の合併、分離があった場合》

市町村の合併、分離があった場合の割当てについては、市町村の合併、分離と、①選挙人名簿被登録者数の通知期限（8月15日）、②割当通知期限（9月1日）との前後により、次のとおり行うのが相当であると考えられる。

ア 選挙人名簿被登録者数の通知期限以前（8月15日以前）に合併、分離が行われる場合

検察審査会事務局長が行う割当通知以前に合併、分離が確定しているのであるから、合併後の市町村について割当計算を行うのが相当である。なぜなら、割当通知を行う時点では、合併、分離前の市町村の選挙管理委員会は存在しないからである。

イ 選挙人名簿被登録者数の通知期限後（8月16日以後）、割当通知送付期限以前（9月1日以前）に合併、分離が行われる場合

合併、分離が割当通知期間内に行われるため、当該市町村への割当通知を合併、分離後に行うことも考えられるが、合併、分離が延期となった場合などは、管内の他の選挙管理委員会に対する割当員数を含めて、再度割当計算を行う必要が生じ、その後の選定手続が遅延する可能性が高い。したがって、選挙人名簿被登録者数の通知期限（8月15日）を基準とし、その後の合併、分離が予定されている場合には、合併前の市町村の選挙管理委員会に対して、割当通知を行うのが相当である。この場合、合併後の市町村の選挙管理委員会は、合併前の市町村ごとに候補者予定者名簿を送付することとなる。

^{*13} きわめてまれな事情としては、天災等により選挙人名簿の調製が不能となった場合なども考えられるが、東日本大震災が発生した年度も割当て自体に問題は起きていない。なお、被災者が検察審査員候補者名簿に登録された場合には、別途の配慮を検討する必要がある。

ウ 割当通知期限後（９月２日以後）に合併、分離が行われる場合

検察審査会事務局長が割当通知を送付する際には、合併、分離前の市町村の選挙管理委員会に対して割当通知を行うのが相当である。なぜなら、合併、分離を想定して割当通知を行い、その合併、分離が延期となった場合などは、管内の他の選挙管理委員会に対する割当員数を含めて、再度割当計算を行う必要が生じ、その後の選定手続が遅延する可能性が高いからである。この場合、合併後の市町村の選挙管理委員会には、合併前の市町村ごとに候補者予定者名簿を送付してもらう必要がある。

(2) 検察審査員候補者の本籍照会

検察審査会事務局長（被集約庁の事務処理は集約庁の検察審査会事務官による。）は、後に検察審査員候補者の前科の有無を検察庁に照会する際、本籍情報が必要であることから、市町村に対し本籍照会を行う（法 12 の 6）。なお、この照会は、回答時における相手方の便宜を考慮して、当該市町村の選挙管理委員会に対する割当員数の通知と併せて行うこととしている（令 8 の 3 参照）。

3 検察審査員候補者名簿の調製

(1) 選挙管理委員会における候補者予定者の選定

ア 市町村の選挙管理委員会は、検察審査会事務局長から候補者員数の割当通知を受けたときは、当該市町村の衆議院議員選挙人名簿^{*14}に記載された者の中から、第 1 群から第 4 群までに属すべき候補者予定者として、割り当てられた員数の者をくじで選定しなければならない（法 10 I）。

ただし、この場合、その市町村を管轄区域とする検察審査会が 2 個以上あるとき（東京、横浜、さいたま、千葉、大阪、京都、神戸、名古屋、広島及び福岡）は、同一人をその 2 個以上の検察審査会の候補者の予定者に選定してはならないこととされている（令 4）。

イ 市町村の選挙管理委員会は、候補者予定者の選定を終えたら、第 1 群から第 4 群までの群ごとに、候補者の氏名、住所及び生年月日を記載した検察審査員候補者予定者名簿（以下「候補者予定者名簿」という。）を調製しなければならない（法 10 II, 令 6）。

ウ 市町村の選挙管理委員会は、調製した候補者予定者名簿を、毎年 10 月 15 日までに管轄検察審査会事務局に送付しなければならない（法 11）^{*15*16}。

(2) 検察審査員候補者名簿の調製

検察審査会事務局長（被集約庁の事務処理は集約庁の検察審査会事務官による。）は、市町村の選挙管理委員会から検察審査員候補者予定者名簿の送付があったときは、検察審査員候補者の氏名、住所及び生年月日を記載した検察審査員候補者名簿

*14 検察審査員候補者予定者の選定を行う時点において当該選挙人名簿に記載されている者が選定の対象となる。

*15 候補者予定者名簿の送付方法については、法令に規定はないが、検察審査員及び補充員の選定に用いる重要な文書であることに鑑み、郵送する場合は書留郵便によることが望ましい。

*16 市町村の選挙管理委員会において、天災その他やむを得ない事情により法 9 条の割当てに基づく候補者の選定を行えず、そのため候補者予定者名簿を送付することができない場合は、法 13 条 1 項の規定による検察審査員及び補充員の選定に際しては、当該市町村の分は選定から除外し、その他の市町村の選挙管理委員会から提出された候補者予定者名簿によって選定することもやむを得ない措置であろう。ただし、この場合においても当該市町村に対する候補者員数の割当てを修正する必要はない。

を調製しなければならない（法 12 の 2）。なお、事務処理手順等については、選定手続マニュアル 6 頁以下を参照されたい。

4 検察審査員候補者名簿記載通知、質問票の送付

(1) 名簿記載通知書及び質問票の送付

検察審査会事務局長（被集約庁の事務処理は集約庁の検察審査会事務官による。）は、検察審査員候補者名簿に記載された者にその旨を通知する（法 12 の 2 Ⅲ）。また、検察審査員候補者について、欠格事由（法 5 各号）、就職禁止事由（法 6 各号）及び辞退事由（法 8 各号）に該当するかどうかについての検察審査会の判断に資する事情を調査しなければならない（法 12 の 3）。検察審査会事務局長は、この調査のため、検察審査員候補者に対し、質問票を用いて必要な質問をすることができる（法 12 の 4）。

なお、事務処理手順等については、選定手続マニュアル 10 頁以下を参照されたい。

(2) 検察審査員候補者からの問合せへの対応

名簿記載通知及び質問票には、集約庁の電話番号が記載されているため、候補者から集約庁に対し、電話等による問合せが予想される。

候補者からの問合せの多くは、検察審査会制度や辞退事由に関するものであると予想され、基本的には集約庁の検察審査会事務官において回答することとなると思われる。しかし、質問内容によっては、当該候補者が所属する検察審査会の検察審査会事務官において回答するのが相当と思われるものもあるため、その対応方法については、あらかじめ集約庁と被集約庁との間で協議しておく必要がある。¹⁷

第 3 検察審査員及び補充員の選定に関する事務

1 検察審査会による資格審査のための準備

(1) 質問票（回答用紙）の受領と資格審査のための準備

集約庁の検察審査会事務官は、候補者から返送された質問票（回答用紙）及び疎明資料^{*18}を一括して受領し、質問票（回答用紙）に記載された情報（欠格事由、就職禁止事由、辞退申出、住所・氏名の変更）をシステムに入力する。その上で、被集約庁に対し、システムから出力される資格審査リストを質問票（回答用紙）、疎明資料及び前科照会回答書の写しとともに送付する。

*17 名簿記載通知書等を受領した候補者からの問い合わせに対応するために、通知書の発送後、12 月中旬頃までの期間、コールセンターが設置されるが、コールセンターで対応できない場合には、集約庁に転送されることになる。

*18 疎明資料については、診断書等の正式な資料を求める必要はなく、通常は、本人の手元にあると考えられる学生証、身分証明書、母子手帳、障害者手帳、介護機関の領収書等、医療費の内容が分かる領収書の写しなど、比較的簡単に提出できるようなものでよい。また、やむを得ない事由の関係では、質問票（回答用紙）に、相当程度具体的な事情が記載されていれば足りると考えられる（検察審査会がやむを得ないと判断できる程度の事情が記載されていればよい。）。検察審査会事務局長から疎明資料の追完を求めることは、基本的に想定しておらず、検察審査会は、質問票（回答用紙）の記載で資格審査の判断を行うが、若干補充すれば、辞退が認められる可能性が高いような場合については、検察審査会長の指示を受け、電話で事情を聴取することもあり得る。その場合は、適宜電話聴取書を作成し、書面化しておくのが相当である。なお、辞退の申出は書面でしなければならない（令 8 の 5）が、書面の提出を待っている審査会議に間に合わないなどの急を要する場合や、障害があるため自身では書くことができず、代筆者等もいないなど書面による辞退申出ができない場合には、例外的に電話聴取書を作成することにより口頭の申出を正式の辞退申出として扱うことになろう。

なお、事務処理手順等については、選定手続マニュアル 13 頁以下を参照されたい。

(2) 欠格事由、就職禁止事由及び辞退事由

ア 欠格事由（法 5）

検察審査会は、検察官の行った公訴を提起しない処分の当否を審査し、検察事務の改善に関する建議又は勧告を行うことを職務とするものであることから、検察審査員となる者は、少なくとも、提出される文書、証言、意見等を理解する能力が必要となる。また、審査は公平でなければならないから、人格的信用がない者であってはならない。しかしながら、有権者の能力や人格的信用を個々に判断した上で、検察審査員の資格を与えるか否かを決することは不可能である。そこで、法 5 条は、このような観点から、欠格事由を制限的に列挙したものである。

*19*20

（ア）学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に定める義務教育を終了しない者（義務教育を終了した者と同等以上の学識を有する者を除く。）

「義務教育を終了しない者」とは、教育基本法 5 条に定める義務教育として行われる普通教育課程を修了していない者である。すなわち、小学校又は特別支援学校の小学部の課程（学 17Ⅰ）及び中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部の課程（学 17Ⅱ）を修了していない者である。1 号ただし書所定の「義務教育を終了した者と同等以上の学識」を有するか否かの認定権は検察審査会にある。検察審査会は、検察審査員としての職務を遂行する上で最小限度必要と考えられる素養を有する者であるといえるかどうかを、前述のように、検察審査会に提出される文書、証言、意見書等を直ちに理解する能力の有無等を総合して認定することになる。^{*21}

（イ）1 年の懲役又は禁錮以上の刑に処せられた者

「1 年の懲役又は禁錮以上の刑」とは、死刑、無期又は 1 年以上の有期の懲役若しくは禁錮の刑をいい（刑 9、10）、「刑に処せられ」とは、上記刑の言渡しを受け、これが確定したこと（刑訴 358、373、414、418）をいうものであ

*19 平成 25 年 6 月 30 日に施行された成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 21 号）により、成年被後見人が選挙人名簿に登録されることになったが、成年被後見人は、検察審査員の欠格事由（検察審査会法 5 条）及び就職禁止事由（同法 6 条）に該当するものではないと解される。ただし、成年被後見人又は成年後見人から、疾病等を理由に辞退の申出がなされることも考えられる。その場合には、疎明資料として審判書の写し等を添付してもらうことが考えられる。

*20 欠格事由（法 5）に該当する者については、検察審査員候補者の資格調査に際して、欠格事由に該当するかが明らかにされる（法 12 の 3、同 4、同 6、令 8 の 3、同 4）から、検察審査員の選定手続（法 13）前に欠格事由（法 5）に該当し又は該当するに至った者が、検察審査員に選定されることは法の予想しないところというべきであろう。しかしながら、資格調査に際し、欠格者であることを看過し、あるいは何らかの過誤により候補者予定者名簿に記載した結果、当該欠格者が検察審査員に選定されることがあれば、選定行為自体が無効となかなかねないため、資格調査については慎重に行う必要がある。また、適法かつ有効に検察審査員に選定された者が、その後、法 5 条 2 号の事由に該当するに至ったときは、その地位を失うことになるので、検察審査会においてその事由を確認した上で、補欠の検察審査員を選定することになる。

*21 義務教育終了以上の学歴を有するにもかかわらず、精神に障害のある者については、直接、法 5 条各号に該当するものではない。しかし、審査会議に参加することが事実上困難である場合があり、検察審査会事務局において参加しやすい対応を行ったとしても審査会議に参加することが非常に困難であるとして、同居の家族等から本人に代わり辞退の意向が示された場合などは、検察審査会の判断によることとなるが、法 8 条 9 号による辞退の申出があったものとして処理することも考えられる。

り、執行猶予が付されているか否かを問わない。

1年の懲役又は禁錮以上の刑に処せられた者は、すべて欠格事由に該当するから、選挙権及び被選挙権を有しない者（公選11Ⅰ②③）が、その刑の執行を終えあるいはその刑の執行を受けることがなくなったため停止されていた選挙権を回復した場合であっても依然として欠格者である。^{*22} 他方、刑の執行猶予の言渡しを受け、上記刑の執行猶予を取り消されることなく猶予の期間を経過した者（刑27）、又は禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を受け終わり、若しくは執行の免除を得た後、罰金以上の刑に処せられることなくして10年を経過した者（法34の2）については、刑の言渡しがその効力を失うことになるから、これらの者は、欠格事由に当たらないと解される。また、少年のときに犯した罪により刑に処せられてその執行を受け終わり、若しくは執行の免除を受けた者、又は少年のとき犯した罪について刑に処せられた者で刑の執行猶予の言渡しを受け、その猶予期間中である者は、人の資格に関する法令の適用については、将来に向かって刑の言渡しを受けなかったものとみなされる（少60Ⅰ、Ⅱ）から、これらの者も欠格事由に当たらないと解される。

イ 就職禁止事由（法6）

法6条は、次の(ア)ないし(ス)のとおり、檢察審査員としての職務遂行能力があることを前提としながら、一定の身分又は職業が、その資格取得の障害になることを明らかにしたものである。このうち、多くは司法関係の職務その他重要又は多忙な職務に従事している者であり、職務を離れることを適当としない者は檢察審査員の職務から除かれるべきだとの考え方、あるいは、公訴権の実行に民意を反映させてその適正を図るという制度の趣旨から、現職の司法関係の専門家は除くべきだとの考え方によったものである。

(ア) 天皇、皇后、太皇太后、皇太后及び皇嗣（1号）

(イ) 国務大臣（2号）

(ウ) 裁判官（3号）

(エ) 檢察官（4号）

(オ) 会計検査院検査官（5号）

(カ) 裁判所の職員（非常勤の者を除く。）（6号）

(キ) 法務省の職員（非常勤の者を除く。）（7号）

(ク) 国家公安委員会委員及び都道府県公安委員会委員並びに警察職員（非常勤の者を除く。）（8号）

警察職員とは、警察庁（管区警察局を含む。）及び都道府県警察の各警察官その他の職員をいう。

(ケ) 司法警察職員としての職務を行う者（9号）

警察庁及び都道府県警察の警察官その他の職員以外の者で、森林、その他特別の事項について司法警察職員として捜査の職務を行う特定行政庁の職員（以

^{*22} 1年の懲役又は禁錮以上の刑に処せられた者でも、恩赦として復権が行われたときは、資格を回復するから欠格事由に該当しないこととなる（恩9、10）。

下「特別司法警察職員」という。)を就職禁止事由該当者としたものである。

これらの特定行政庁の職員は、本来の職務の遂行に際して犯罪を発見する機会も多く、その犯罪の捜査に関しても職務上の特殊知識を活用した方が実行が期待される場合が多いので、これらの職員を一定の事項につき司法警察職員として捜査の職務を行わせることとしたものである。

(コ) 自衛官 (10 号)

自衛官は、有事あるいはそのおそれが生じた場合は緊急にこれに対処する職責を負っており、それは予測し得るものではなく、また、その職務は長期にわたることもあることを踏まえ、就職禁止事由とされたものである。

なお、「自衛官」とは、陸上、海上及び航空自衛隊の隊務に従事し、又は防衛省の内部部局その他の機関等に勤務を命じられた者であり、現に自衛官の身分を有する者をいう。したがって、防衛省本省、部隊及び機関並びに附属機関等に配置されている自衛官以外の官職にある者は、同号の就職禁止事由該当者に当たらない。

(サ) 都道府県知事及び市町村長 (特別区長を含む。) (11 号)

(シ) 弁護士 (外国法事務弁護士を含む。) 及び弁理士 (12 号)

(ス) 公証人及び司法書士 (13 号)

ウ 辞退事由 (法 8)

法 8 条は、檢察審査員を辞退できる者を次の(ア)ないし(ウ)のとおり定めている。

(ア) 年齢 70 年以上の者 (1 号)

高齢者にとって檢察審査員の職務を遂行することは、肉体的精神的負担が大きい場合が多いと考えられることから、高齢者を辞退事由の一類型として掲げたものである。

なお、候補者がどの時点で 70 歳になっていれば辞退申出できるのかといった問題があるが、当該候補者が所属する群の任期が終了する時点で 70 歳になるのであれば、辞退申出をすることができると解される。

(イ) 国会又は地方公共団体の議会の議員 (ただし、会期中に限る。) (2 号)

(ウ) 国又は地方公共団体の職員及び教員 (3 号)

他の規定 (例えば、法 6 ⑥ないし⑧) のように、「(非常勤の者を除く。)」とされていないことから、「職員」であれば、常勤・非常勤を問わず、辞退申出をすることができると解される。

(エ) 学生及び生徒 (4 号)

「学生及び生徒」を規定したのは、学生や生徒にとって通学することは重要な用務であり、かつ、他人が代わることができない性質のものであることから、学業に専念すべき学生や生徒に辞退の余地を残しておく必要があったためと考えられる^{*23}。

*23 司法修習生については、将来の法曹の担い手としての地位の重要性、高度の一般的教養と法律的素養を身につけるための司法修習に専念させるという見地から、4 号による辞退が認められるという考え方もある。なお、4 号による辞退が認められない場合であっても、9 号に規定する「やむを得ない事由」に該当すると檢察審査会が判断した場合には、辞退を認めることができる。

- (イ) 過去5年以内に検察審査員又は補充員の職にあった者（5号）^{*24}
- (ロ) 過去5年以内に裁判員又は補充裁判員の職にあった者（6号）
- (ハ) 過去3年以内に選任予定裁判員であった者（7号）

5号から7号までは、過去一定期間内に、裁判員や検察審査員等の職務を行ったことを辞退事由とするものである。裁判員及び検察審査員は、いずれも一般の国民から無作為抽出を基本として選ばれるものであり、それらの職に就くことは法律上の義務とされているが、国民の負担が過重になることを防止し、参加する国民の負担の公平を図る観点から辞退事由とされている。

なお、5号でいう「職にあった者」とは、検察審査員又は補充員の身分を取得した者をいい、必ずしも実際に検察審査員又は補充員としての職務を行ったことまで要求するものではない。また、「過去5年以内」とは、当該候補者が前に検察審査員又は補充員として属していた群の任期終了日（当該候補者が任期の途中で辞職している場合には、その辞職が承認された日）が、今回の任期開始日から遡って5年以内ということである。

- (ニ) 過去1年以内に裁判員候補者として裁判員等選任手続の期日に出頭した者（不選任決定があった者を除く。）（8号）
- (ホ) 重い疾病、海外旅行その他やむを得ない事由があつて検察審査会から職務を辞することの承認を受けた者（9号）

辞退事由を例示的に規定したものであり、「やむを得ない事由」の有無を判断するに当たっては、具体的な事案に応じて客観的に検討する必要がある。

これまで、同号の「やむを得ない事由」があると判断され、辞退が認められた主な例を挙げると、例えば、①多数の用事又は重病人があつて、本人以外に保育、看護する者がいない場合、②他管内へ転出又は商用のため常に旅行がちで、容易に招集に応じられない事情がある場合、③交通が途絶した離島に居住する場合、④出頭に日数を要する地へ出稼ぎ中の場合、⑤医師、看護師若しくは保母で当該地域に代替者、代行者がいない場合等がある^{*25}。

(3) 前科照会

検察審査会事務局長（被集約庁の事務処理は集約庁の検察審査会事務官による。）は、検察審査員及び補充員を選定するに当たり、検察審査員候補者が、法5条第2号に規定する欠格事由に該当する前科を有する者か否かの調査に関する資料を収集するため、各群の選定日及び検察庁における作業に要する日数も考慮して回答期限を定めた上で、法12条の6に基づく前科照会を行う。^{*26}

^{*24} 極めてまれな事例ではあろうが、前年度第4群の検察審査員又は補充員が当該年度の第1群の候補者に選定されたときは、この者は本条項により検察審査員を辞退することができると解される。

^{*25} 裁判員法16条8号及び同号に規定する裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第十六号第八号に規定するやむを得ない事由を定める政令（平成20年政令第3号）においては、やむを得ない事由として、①重い疾病又は傷病、②妊娠中又は産後8週間以内、③一定程度の介護が必要な親族又は同居人がいること、④重病等で付添が必要な親族等がいること、④妻子等の出産又はその準備等に立ち会う必要があること、⑤住居所が裁判所の管轄区域外の遠隔地であること、⑥その他裁判員の職務を行い、又は裁判員等選任手続への出頭により自己又は第三者に身体上、精神上又は経済上の重大な不利益が生ずると認めるに足る相当の理由があること等を挙げている。これらの事由の中には、辞退申出の判断を行う際に参考となるものもあると思われる。

^{*26} 令15の2により、被集約庁分の前科照会も集約庁の検察審査会事務官が行うことになるが、法務省との協議に

なお、前科照会は、候補者から返送された質問票（回答用紙）に「前科」がある旨の記載がされていた場合であっても、本人の申告だけでは正確な情報を把握することはできないので、候補者全員について、検察庁に対する前科照会を行う必要がある。

おって、事務処理手順等については、選定手続マニュアル 15 頁以下を参照されたい。

2 候補者の資格審査及び資格異動

検察審査会事務局長（被集約庁の事務処理は集約庁の検察審査会事務官による。）は、検察審査員候補者について、①死亡したこと又は衆議院議員の選挙権を有しなくなったことを検察審査会が知ったとき、②検察審査会が法 12 条の 3 各号に掲げる事由に該当する旨の判断をしたとき、③検察審査員又は補充員に選定されたときには、当該検察審査員候補者を検察審査員候補者名簿から削除しなければならない（法 12 の 7）。

(1) 候補者の資格審査

検察審査員候補者が検察審査員及び補充員に選定されるための資格を有しているか否かは、各検察審査会の判断事項である^{*27}。各検察審査会の検察審査会事務官は、資格審査リスト、質問票（回答用紙）、疎明資料及び前科照会回答書の内容を確認した上で、審査会議に諮り^{*28}、検察審査会は資格審査を行う。集約庁の検察審査会事務官は、同会議において法 5 条、6 条又は 8 条に該当すると判断された者を候補者名簿から削除する作業を行う^{*29}。

なお、事務処理手順等については、選定手続マニュアル 18 頁以下を参照されたい。

(2) 候補者の資格異動

市町村の選挙管理委員会は、検察審査員候補者が死亡したこと又は衆議院議員の選挙権を有しなくなったことについての通知書を、集約庁の事務局に送付する（法 12）。検察審査会がこれを知ったとき、送付を受けた集約庁の検察審査会事務官は、該当者を候補者名簿から削除する作業を行う。

なお、集約庁の検察審査会事務官が、上記通知によることなく、自ら検察審査員候補者の死亡や選挙権の喪失を把握し、検察審査会がこれを知ったときも、集約庁の検察審査会事務官は、該当者を候補者名簿から削除する作業を行う^{*30}（被集約庁

より、集約庁の検察審査会事務局長名の前科照会書 1 通で、集約庁分及び被集約庁分の照会を併せて行うことになっている。なお、照会書の宛先は集約庁に対応する地方検察庁（本庁）となる。

*27 資格審査の判断主体は、法令上、検察審査会であるとされていることから、これを検察審査会長、検察審査会事務局長又は選定立会者に委任したり、小委員会の判断で行うことはできないと解される。

*28 検察審査会議においては、通常、検察審査会事務局長が、質問票（回答用紙）、疎明資料、前科照会回答書などの資料の内容を適宜説明することで足り、資料自体を検察審査員に直接示す必要はないと考えられる。もっとも、資格審査の判断主体は検察審査会であることから、検察審査員から要望があれば、資料を示さなければならないと考えられる。その場合には、検察審査員には守秘義務が課せられていること及び資料の内容を口外することができないことについて、改めて説明する。

*29 仮に選定期限までに資格審査を行う審査会議が開催できない場合であっても、選定前の辞退を認める法の趣旨からすれば、資格審査を行わないまま選定を行うのは相当ではない。資格審査を行う審査会議が選定期限までに開催できなかった場合でも、なるべく早期に資格審査を行う審査会議を開催した上で選定を行う必要がある。

*30 従来は、候補者の資格異動が判明した場合は、選挙管理委員会に連絡して異動通知を行ってもらっていたが、法 12 条の 7 第 1 号の規定が設けられたことにより、検察審査会が当該事実を知ったときには選挙管理委員会から

の検察審査会事務局長において検察審査員候補者の死亡や選挙権の喪失を把握した場合には、その旨を集約庁の検察審査会事務官に連絡し、検察審査会がこれを知った段階で該当者を候補者名簿から消除するよう指示する。）。

おって、事務処理手順等については、選定手続マニュアル 22 頁以下を参照されたい。

3 検察審査員及び補充員の選定

(1) 選定期日の日程調整・立会依頼

ア 検察審査会事務局長（被集約庁の事務処理は集約庁の検察審査会事務官による。）は、以下のとおり、検察審査員及び補充員をくじで選定しなければならない（法 13Ⅰ）^{*31}。この法定の期限は、天災事変等で選定不可能の場合など真にやむを得ない事由のあるときのほか、みだりにこれを経過することは許されないと解される^{*32}。

① 12 月 28 日までに第 1 群検察審査員候補者の中から各 5 人

② 3 月 31 日までに第 2 群検察審査員候補者の中から各 6 人

③ 6 月 30 日までに第 3 群検察審査員候補者の中から各 5 人

④ 9 月 30 日までに第 4 群検察審査員候補者の中から各 6 人

イ くじは、地方裁判所の判事^{*33}及び地方検察庁の検事各 1 人の立会いをもって行わなければならない（法 13Ⅱ）、これに反して行われた選定は無効である^{*34}。

立会いの依頼は、要式行為とされておらず、検察審査会事務局長が相当と認める方法によって行えば足りる（被集約庁の事務処理は集約庁の検察審査会事務官による。）ので、集約庁の検察審査会事務官は、被集約庁、地方裁判所及び地方検察庁との間で選定期日の日程を調整した上で、地方裁判所及び地方検察庁に対し、集約庁の検察審査会事務局長名義の選定期日立会依頼書 1 通を送付する。

なお、事務処理手順等については、選定手続マニュアル 25 頁以下を参照されたい。

(2) 選定のためのその他の準備

ア 候補者の確定

検察審査会事務局長は、法 13 条 1 項の規定により検察審査員及び補充員を選定する場合において、候補者のうち、法 12 条の 7 に掲げる事由に該当する者については、あらかじめ、当該候補者を被選定者から除かなければならない。この場

の通知を要することなく該当者を候補者名簿から消除することになる。

*31 選定は検察審査会事務局長の固有の事務であり、検察審査会事務官が代理等を行うことができない。検察審査会事務局長に事故等があり、選定を行うことができない場合には、事務代理の発令を検討する必要がある。

*32 仮に天災事変等で選定期限までに資格審査を行う審査会が開催できない場合であっても、資格審査を行わないまま選定を行うのは相当ではないと解されるため、選定期限後であっても、なるべく早期に資格審査を行う審査会議を開催した上で選定を行う必要がある。

*33 「地方裁判所の判事」には、判事補の職権の特例等に関する法律 1 条 1 項の規定による判事補としての職権の制限を受けない判事補を含むが、その他の判事補及び副検事は選定に立ち会うことはできない。また、プライバシー保護の観点から、司法修習生等の見学についても認められない。

*34 資格審査を行う会議期日や選定期日の確認・調整については、遅くとも選定期限の 1 か月半くらい前までに行っておくのが望ましい（被集約庁、地方裁判所及び地方検察庁との間で、あらかじめ 1 年分の日程を調整するなどの運用も考えられる。）。地方裁判所支部所在地にある立川、小田原、沼津、浜松、松本、堺、姫路、岡崎、小倉及び郡山の各検察審査会については、対応する地方裁判所支部及び地方検察庁支部と選定期日を調整し、選定期日立会依頼書を送付することになる。

合、候補者の補充を行うことはできない。

なお、該当者を名簿から削除することを看過し、その者が検察審査員又は補充員に選定された場合であっても、法律上選定をやり直すことはできないため、候補者の確定には十分に留意する必要がある。

イ 会場の設定

選定を行う場所については、法令上何ら定めはない。通常、検察審査会事務局や検審会議室を利用することとなるが、専用の事務室や会議室を備えていない場合には、裁判所と事前に協議して、庁舎内の適当な場所を会場として確保することも考えられる。

ウ パソコンの点検

選定は、検察審査会事務局長（被集約庁の事務処理は集約庁の検察審査会事務官による。）が、くじによって行うこととされており（法 13Ⅰ）、当該事務を取り扱う集約庁の検察審査会事務局では、最高裁判所から配布されているパソコンを用いてくじを行っている。

したがって、選定に際して故障などによる支障を生じないように、事前に作動状態等を点検して、選定に間に合うよう整備しておかなくてはならない。

(3) 選定期日における事務

ア 選定

選定は、地方裁判所の判事及び地方検察庁の検事各 1 人の立会いのもとに、検察審査会事務局長がくじによって行い（法 13Ⅱ前）、検察審査員、補充員の順に行わなければならない（令 10 条）。

イ 選定録の作成及び立会人による選定証明

検察審査会事務局長は、検察審査員及び補充員を選定したときは、選定の手続と結果を公証するため選定録を作成し、また、この選定に立ち会った者（地方裁判所の判事及び地方検察庁の検事）は、選定の証明をしなければならない（法 13Ⅱ後、令 11）。選定の証明は、立ち会った者が選定録の末尾に署名押印することで行うため、検察審査会事務局長は、選定が終わり次第直ちに選定録を作成し、即日、署名押印を得られるようにしておく必要がある。

ウ 検察審査員及び補充員名簿の調製

検察審査会事務局長は、選定を終了したときは、検察審査員及び補充員の名簿を調製しなければならない（令 11）。

なお、事務処理手順等については、選定手続マニュアル 27 頁以下を参照されたい。

(4) 検察審査員及び補充員に対する選定通知

検察審査員及び補充員に対する選定された旨の通知は、通常、任期開始後に速やかに行われる互選会議の招集状の送付と併せて行われる。^{*35}

(5) 選定後に欠格者であることが判明した場合の措置

^{*35} この通知をする際に、選任された検察審査員及び補助員の参加意欲を高めることを目的として、例えば「検察審査会ハンドブック」を同封するなどの配慮も考えられる。

検察審査員又は補充員に選定された者が、法 5 条の欠格者又は 6 条の就職禁止者に該当することが判明したときは、当該選定は無効となり、その者は当然に審査員又は補充員の地位を失うこととなるが、法 5 条又は 6 条に該当することの確認は、審査会議において確認を要する（法 12 の 3、12 の 7）。^{*36}

4 補充員の追加選定

(1) 追加選定が必要な場合

検察審査会長は、検察審査員又は補充員が欠けた場合において、必要と認める員数の補充員（「追加補充員」）を選定することができる（法 18 の 2 I）。^{*37}

補助事務を行う集約庁の検察審査会事務官においては、追加補充員の選定は、各群における検察審査員及び補充員の任期並びにその欠けた数を考慮して、適時に行わなければならないとされていることに留意が必要である（令 11 の 2）。^{*38}

(2) 選定方法

追加補充員の選定は、検察審査会事務局長がくじで行う（法 18 の 2 II）。^{*39}

検察審査会事務局長は、欠格事由、就職禁止事由、辞退事由についての資格調査については、各群の任期に応じた時期に質問票を送付して事情を把握しているため、補充員の追加選定に当たって改めて調査を行う必要はない。

被集約庁の検察審査会長が補充員の追加選定が必要であると判断した場合には、集約庁の検察審査会事務官にその員数及び次回の会議期日を連絡し、集約庁の検察審査会事務官において通常の選定と同様の手続を行う。

なお、事務処理手順等については、選定手続マニュアル 30 頁以下を参照されたい。

^{*36} 検察審査員又は補充員に選定された後に、行政区画の変更により検察審査会の管轄区域が変わり、あるいは管轄区域外に住所を移転してもその地位は失わない。

^{*37} 追加補充員選定の要否は検察審査会長が判断することとされているが、各群の任期開始後、検察審査会長が互選されるまでの間に補充員を追加選定する必要が生じた場合には、検察審査会事務局長が必要な補充員を追加選定するかどうかの判断を行うこととなる（法 15 I）。

^{*38} 補充員の追加選定を行うかどうかについては、あくまで検察審査会長の判断であるが、検察審査員及び補充員の総数に平均出頭率（約 7 割）を乗じた数が 11 に満たない場合（検察審査員及び補充員の総数が概ね 15 人以下となった場合）は、追加補充員の選定を考慮する一応の目安になると考えられる。

^{*39} 追加補充員をどの群の候補者から選定するかについては、最終的には検察審査会長の判断となるものの、次の方法によることが考えられる。

① 欠けた検察審査員又は補充員が属する群が単一である場合は、当該群の候補者の中から選定する。

② 欠けた検察審査員又は補充員が複数いる場合で、異なる群に属する場合は、後群の検察審査員又は補充員の数が規定員数に達するまでは後群の候補者から選定し、それでも不足する場合は、前群の候補者から選定する（例：第 1 群が残り 2 人（規定員数 10 人）、第 2 群が残り 8 人（規定員数 12 人）の場合、(1)第 2 群から追加補充員 1 人を選定した上、補欠審査員に選定することで検察審査会が構成できる、(2)さらに追加補充員を選定する場合、まず第 2 群から選定する。この場合、上限は 3 人となる、(3)それ以上の追加補充員が必要となる場合、第 1 群から選定することになる。）

第4章 検察審査会の成立と維持及び運営

意思決定機関としての検察審査会は、検察審査会長が互選されて初めて成立し、それまでの間は、検察審査会事務局長がその職務を代わって行うこととされている（法 15 I 後）。また、検察審査会が開催する審査会議は、検察審査員全員の出席がなければ開催し議決することができず（法 25 I）、検察審査員は、その権限、義務その他必要な事項の説明を受け、宣誓しなければ職務を行うことができない（法 16）。そのため、本章に述べる検察審査会の成立と維持及び運営に関し検察審査会事務官が行う事務は、検察審査会が審査事件及び建議・勧告事件を処理する前提として不可欠となる事務である。これらの事務の大半は、検察審査会の機構の維持に関する事務に分類されることから、検察審査会長の指揮監督（法 21 IV）を受けずに、検察審査会事務局長が中心となっていく必要がある。

ただし、検察審査会の維持及び運営に関する事務のうち、審査事件の処理に関する事務（令 29 III ①）、審査会議の立会い並びに会議録の作成及び保管に関する事務（法 28, 令 27, 29 III ②）などの審査事件及び建議・勧告事件の処理に関する事務（以下「審査等事務」という。）や、これに密接に関連すると解される審査会議の招集手続に関する事務（法 22, 15, 令 29 III ②, 16）、補欠の検察審査員または臨時の検察審査員の選定に立ち会って選定録を作成する事務（法 18 II, 25 III, 令 15 等）などの審査会議運営のための事務に分類される事務は、検察審査会長の指揮監督の下で行われる必要がある。

第1 検察審査会の成立

1 成立時期

意思決定機関としての検察審査会^{*40}（以下この章において「検察審査会」という。）は、11人の検察審査員をもって構成され、検察審査会長が互選されて初めて成立することになる。したがって、検察審査員及び補充員の任期開始後、できるだけ早い時期に審査会議を開き、会長を互選しなければならない（法 15 I 前）。

2 審査会議の種類

検察審査会が開催する審査会議には、会長互選会議（法 15）、定例会議（法 21 I）及び臨時会議（法 21 II）がある。会長互選会議は、各群の検察審査員及び補充員の任期が開始された後、最初に行われる会議であり、この会議により検察審査会長が互選されて初めて検察審査会が成立することとなる。定例会議は、毎年3月、6月、9月及び12月に行われる会議であり、臨時会議は、検察審査会長が、特に必要であると認

*40 ここにいう意思決定機関としての検察審査会は、検察審査員のみによって構成される「行政機関としての検察審査会」（第2章第1の2項参照）と同義である。

めたとき^{*41}に行われる会議である。

3 検察審査員及び補充員の任期及び職務開始時期

第1群ないし第4群において選定されたそれぞれの検察審査員及び補充員の任期は、いずれも6か月である。具体的には、次の①ないし④のとおりであり（法14）、各群の任期開始日をもって検察審査員又は補充員としての身分を取得すると解される。

- ① 第1群：2月1日から7月31日まで
- ② 第2群：5月1日から10月31日まで
- ③ 第3群：8月1日から翌年1月31日まで
- ④ 第4群：11月1日から翌年4月30日まで

ただし、後記第3の1項で述べるように、新たに検察審査員又は補充員に選定された者は、会長互選会議の開会前に、検察審査員及び補充員の権限、義務その他必要な事項の説明を受け、宣誓をしなければならないこととなっている（法16Ⅰ）。

第2 検察審査員及び補充員の招集に関する事務

1 審査会議期日の指定及び招集

(1) 審査会議期日の指定

審査会議の種類に関わらず、その期日を定めるのは検察審査会長であり、審査会議の招集も検察審査会長の権限事項である（法22）。^{*42}ただし、検察審査会長が互選されるまでは、検察審査会長の職務は検察審査会事務局長が行うこととされていることから（法15Ⅰ後）、会長互選会議の招集は、検察審査会長の職務代行者として、検察審査会事務局長が行う必要がある。^{*43}

検察審査会長（会長互選会議については検察審査会事務局長）が審査会議期日を指定するに当たっては、検察審査会事務局職員としては、次の点に留意する必要がある。

ア 会長互選会議は、各群の検察審査員及び補充員の任期開始後速やかに開催しなければならない（法15Ⅰ前）。

イ 条文上、定例会議が各群の検察審査員及び補充員の任期が開始する月の翌月に設定されていることからすると、通常は会長互選会議と定例会議を同一期日に開催することは想定していないと解すべきである。なお、会長互選会議に引き続いて臨時会議を開催することは差し支えない。

ウ 裁判所の開庁日以外の日を指定することはできない（法45の2）。

(2) 審査会議への招集

ア 審査会議の招集状は、検察審査会長が、検察審査員及び補充員全員に対して発

*41 法21条2項に規定する「特に必要があると認めるとき」とは、法2条1項1号及び2号に掲げる事項に関連する場合のみならず、検察審査会の運営に関し会議を招集することを必要と認める場合も包含する趣旨と解される。

*42 期日の指定は、議決事項ではなく、期日の変更についても検察審査会長の権限において行うことができると解する。

*43 法15条1項及び4項に定める事務局長の会長職務代行権は、時期的には会長が互選され、又は職務を執行できるに至るまでと解され、内容的には会長互選会議の招集等手続的な事項については代行できるが、事件審査等の実体に関する事項については代行できないと解される。

する（法 22）。招集状の発送事務等を取り扱う検察審査会事務官は、病気その他の事由により出頭不能とみられる検察審査員及び補充員に対しても発しなければならない点に留意が必要である。^{*44*45}

なお、招集状には、出頭すべき日時、場所及び招集に応じないときは過料（法 43 I）に処せられることがある旨を記載しなければならない（法 23）。

イ 招集状の送付

検察審査員及び補充員に対する招集状は、送達する。ただし、一度招集状の送達を受けたものに対するその後の招集状は、検察審査会長が相当と認める方法によって発することができ（令 16 I）、普通郵便で送付することも考えられる。

招集状の送達については民事訴訟法の規定が準用される。^{*46}ただし、裁判所書記官に属する職務は検察審査会事務官が行う（令 16 II）。送達の方式としては交付送達（民訴 101）、郵便に付する送達（民訴 107）、公示送達（民訴 110）があるが検察審査会の招集状については公示送達の方法によることは許されない（令 16 II）。^{*47*48*49}

なお、招集状の送達の日又は令 16 条 1 項ただし書の規定により招集状を発した日から 5 日を経過した日と審査会議期日との間には、急速を要する場合を除き、少なくとも 5 日の猶予期間をおかなければならない（令 17）。

2 検察審査員及び補充員の出頭確保

(1) 出頭確保の重要性

検察審査会が開催する審査会議は、検察審査員 11 人による合議体で行われるため、審査会議当日の出席者が補充員を含めて 11 人に満たない場合、審査会議を開催することができない（法 25 I）。したがって、審査等事務及び審査会議運営のための事務を担う検察審査会事務局にとって、検察審査員及び補充員の審査会議への出頭確保は、審査会議の開催に関する事務の中で最も重要なものの一つである。

(2) 出頭確保のための具体的方策

*44 検察審査員及び補充員は、疾病その他やむを得ない事由により招集に応ずることができない場合には、当該審査会議における職務を辞することができるが、この場合においては、書面でその事由を疎明しなくてはならない（法 24）から、検察審査会事務局としては、招集状の欄外に、疾病その他やむを得ない事由により出頭できない場合には、疎明資料（例えば診断書）をつけてその旨申し出るべき旨を付記するのが適当であろう。

*45 法 8 条 9 号により職務を辞する旨の届出をしている者に対しても、検察審査会の承認が行われない限り、招集状を発すべきである。ただし、職務の執行を停止された検察審査員及び補充員については、これを除くべきである。

*46 検察審査員及び補充員の招集については、法令上は民事訴訟法の規定によることになっているが、すべての場合にこの方法によらねばならないほどの実質的理由に乏しいので、不出頭者に対する制裁を加える必要がある場合のほかは必ずしも正規の送達方法によっていないのが実情である。

*47 交付送達は送達の名宛人に直接交付するもので、送達の原則的な方法である。交付送達のうち、郵便の業務に従事する者が行うものを「特別送達」といつている。郵便に付する送達は、交付送達、補充送達又は差置送達がいずれもできない事情がある場合に例外的に許される方法である。これは、送達場所にあてて替留郵便で発送する方法によるもので、発送のとき、すなわち、郵便局で替留郵便を受理したときに送達が完了したものとみなされるものである。

*48 「送達は、特別の定めがある場合を除き、郵便又は執行官によってする。」（民訴法 99 I）とされているが、執行官送達については、執行官に支払うべき手数料及び費用についての予算措置が講じられていないため、事実上なしえない。

*49 招集状に審査申立書、不起訴裁定書等の審査に必要な資料の写しを同封して送付することは、外部に流出した場合は、関係者のプライバシーを侵害するおそれが高いため、不相当といえる。

検察審査会事務官が行う出頭確保の具体的方策については、大きく2つの局面に分けられる。一つは、各群の選定後、最初に開かれる会長互選会議への出頭確保であり、もう一つは、その後に行われる審査会議（定例会議及び臨時会議）への出頭確保である。

(3) 会長互選会議への出頭確保

検察審査員及び補充員の任期開始後、最初に行われることになる会長互選会議に出頭してもらえれば、その機会を捉えて、検察審査会事務官が検察審査会制度について説明するなどの働きかけを行うことが可能となり、検察審査員等が行う職務について関心をもってもらうことが期待できる。こうした働きかけにより、次回以降の審査会議に出席してもらえる可能性が高まると考えられるため、会長互選会議への出頭確保は極めて重要である。

この出頭確保へ向けた取組としては、具体的に以下のようなことが考えられる。

ア 候補者説明会の開催

検察審査員及び補充員の選定に先立ち、検察審査会事務局において候補者説明会を開催して検察審査会制度の説明を行い、その際に検察審査会事務局長が、検察審査員等に選定された際における会議への出席についてお願いする。もっとも、開催の必要性については、各検察審査会の地域性（交通の便、高齢者の割合等）による参加者数の多寡や開催準備のための事務局側の人的物的態勢等とのバランスをも考慮して判断することとなる。

イ 検察審査員又は補充員本人への個別的な協力依頼

質問票に対する回答が返送されないなど、連絡を取ることができない者が検察審査員に選定された場合や、職務を行うことに消極的な者が検察審査員等に選定された場合に、検察審査会事務局長が、当該検察審査員又は補充員の自宅に赴き、本人に検察審査会制度の趣旨を説明するなどして出頭の協力を依頼する。なお、このための予算措置も講じられている。

また、一般の公務員や会社員等が検察審査員に選定された場合、当該検察審査員は、本来の公務又は業務と検察審査員の職務とを兼ねることとなるが、いずれの場合にも、次の(ア)及び(イ)のとおり、検察審査員または補充員の職務に当たることによって法律上不利益な扱いを受けないこととされていることを説明する。

(ア) 一般の公務員が検察審査員に選定された場合

例えば国家公務員（非常勤を含む。）の場合には、国家公務員法の規定に基づき制定された定め^{*50}があり、従前から、検察審査員の職務は「選挙権その他公民としての権利の行使」に該当するとされている。

また、「一般職の職員が検察審査員に就任した場合においては特別休暇の取扱いをして差し支えない。」旨の行政解釈が発せられており、原則的に検察審査員の職務執行を保障すると同時に、賃金カット等の不利益措置をとらないこととされている。

*50 人事院規則 15-14（職員の勤務時間及び休暇）（平成6.7.27.同年9月1日施行）及び人事院規則 15-15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）（平成6.7.27.同年9月1日施行）

(イ) 一般の会社員等が検察審査員に選定された場合

労働基準法は、「使用者は、労働者が労働時間中に、選挙権その他公民としての権利を行使し、又は公の職務を執行するために必要な時間を請求した場合においては、拒んではならない。」（同法7）と規定し、労働者に公民としての権利行使及び職務執行を保障しており、検察審査員としての職務執行も、同条の「公の職務の執行」に該当するものと解されている。

また、労働者が検察審査員の職務を行うために休暇を取得したことその他検察審査員、補充員若しくは検察審査員候補者であること又はこれらの者であったことを理由として、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない（法42の2）とされている。

ウ 勤務先への協力依頼

検察審査員又は補充員に選定された者から、勤務先との関係で出頭が困難であるとの申出があった場合には、検察審査会事務局長が、勤務先の担当者に対し、検察審査会制度の趣旨等を電話で説明し、あるいは、それらの趣旨を記載した文書を送付し、さらには、勤務先に赴いて担当者に対面で説明するなどして勤務先の理解と協力を求める。^{*51}

(4) 会長互選会議後の審査会議への出頭確保

この局面では、検察審査会事務官が、会長互選会議後の第1回の審査会議において、検察審査員及び補充員に制度に対する興味や理解を得られるような方策を講じ、その後の審査会議に積極的に参加してもらえるようにすることが重要となる。

具体的には、次のようなことが考えられる。

ア 広報用DVD等の上映

会長互選会議後の第1回の審査会議に出頭した検察審査員及び補充員に対し、検察審査会の広報用DVDを視聴してもらい、検察審査会制度の趣旨や検察審査員等の職務の内容等について理解してもらう。併せて、検察審査会事務局長が次回審査予定の事件の概要を話すなどした上で出頭をお願いする。

イ 審査会議期日の指定に当たっての配慮

検察審査会事務局長が、予め検察審査員及び補充員の都合を確認し、これを検察審査会長に伝えておく。これにより、検察審査会長が次回の審査会議期日を円滑に指定することが可能となる。そのほか、検察審査会事務局長から検察審査会長に対し、①次の会議期日まで1か月程度空けるなど、検察審査員及び補充員の日程調整が容易になるよう配慮してもらう、②検察審査員及び補充員が出頭しやすいよう審査会議の開始時間や終了時間に配慮してもらうこと（例えば、交通機関の混雑を避けるため、午前10時から午後3時くらいまでとするなど）も考えられよう。

^{*51} 例えば、審査会議期日の指定に当たっては、各検察審査員等の都合に十分配慮して調整を行うことを説明することが考えられる。検察審査員及び補充員には出頭の義務があること、出頭は労働基準法7条にいう「公の職務の執行」に当たること、法42条の2において検察審査員、補充員若しくは検察審査員候補者であること又はこれらの者であったことを理由として、解雇その他不利益な取扱いが禁止されていることなどの説明を行うことも考えられるが、まずは検察審査会の趣旨を丁寧に説明し、自発的な協力が得られるよう努力すべきである。

第3 会長互選会議期日における事務

1 権限、義務等の説明・宣誓

検察審査員及び補充員は、地方裁判所長又は地方裁判所の支部に勤務する裁判官からその権限、義務その他必要な事項の説明を受け、宣誓をした後でなければその職務を行うことができない（法16Ⅰ）。^{*52}そのため、検察審査会の円滑な運営を担う検察審査会事務局としては、宣誓を終えない検察審査員、補充員があるために会議の開催に支障を来すといったことのないよう、事前準備に十分に配慮すべきである。^{*53}

(1) 実施時期

権限、義務等の説明及び宣誓は、会長互選会議の開会前に行わなければならない（法16Ⅰ）。会長互選会議の当日に欠席した検察審査員又は補充員については、次回期日に出頭した際、検察審査員及び補充員の権限、義務等を説明し、宣誓をさせることになる。^{*54}したがって、検察審査会事務官は、この場合には、次回期日の調整等に当たって説明・宣誓に要する時間を考慮し、他の検察審査員より早く出頭してもらう必要があることに留意すべきである。

(2) 宣誓の方式

宣誓の方式は、地方裁判所長又は地方裁判所支部に勤務する裁判官が起立して「良心に従い公平誠実にその職務を行うべきことを誓う」旨を記載した宣誓書を朗読したのち、検察審査員及び補充員が各別に宣誓書に署名押印をする（法16Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ）。^{*55}会長互選会議の当日に欠席したため、次回期日で説明・宣誓手続を行う場合においても、法定された方式によって宣誓等を行う必要があることから、裁判官の常駐しない裁判所に所在する検察審査会事務局の検察審査会事務官は、検察審査会長が審査会議期日を指定するに当たってこの点を十分に配慮できるよう注意しなければならない。

なお、検察審査員及び補充員が、この宣誓を拒んだときは10万円以下の過料に処せられる（法43Ⅰ②）。

2 検察審査会長の互選

(1) 検察審査会長の職務等

ア 会長互選会議の結果、検察審査会長が互選されると、検察審査会長を議長とする合議体の組織が整い、検察審査会が成立する。

イ 検察審査会長は、審査会議の議長となるのと同時に、合議体の一員として議決に際して1票を行使することができる。検察審査会長は、議長として議事を整理し、会議の秩序を保持し、その進行を図るという職責を有することになるが、検

^{*52} 地方裁判所長又は支部長に差し支えがあるときは、検察審査会事務局においては、他の裁判官が下級裁判所事務処理規則（昭和23年最高裁規則第16号）22条の規定によって代理するよう取り計らうのが相当である。

^{*53} 検察審査会事務官は、法16条の説明・宣誓の手続については会議録を作成する必要はないが、説明・宣誓の日時、場所、説明した裁判官の氏名、宣誓した審査員等の氏名、欠席した審査員等の氏名等は、記録（例えば、説明・宣誓録）にとどめ、これを、事務記録（検・審・ろ1選定等1）に編綴しておく取扱いとするのが相当であると考えられる。

^{*54} 検察審査員が会長互選会議期日に出頭しなかった場合は、検察審査会長に代わって、検察審査会事務局長が出頭した補充員の中から臨時の検察審査員を選定し、互選会議を開催することとなる（後記第5の1項）。

^{*55} 検察審査員又は補充員が宣誓書に署名できないときは、検察審査会事務局長が代書し、その旨を記載して押印するのが相当である。

察審査会長といえども合議体の構成員にすぎないから、特別の規定や検察審査会の委任がなければ、単独で行うことはできない。

ウ 検察審査会長は、検察審査会の事務を掌理する（法 15Ⅱ）ほか、補欠審査員の選定（法 18）、追加補充員の選定（法 18 の 2）、会議の開催（法 21）、招集（法 22）、臨時審査員の選定（法 25Ⅱ）、審査順序の変更（法 33）、除斥事由の調査（法 34Ⅰ）及び会議録への署名押印（令 27Ⅱ）等の事務を行い、日当政令に規定する旅費、日当及び宿泊料の額を決定する権限を有する。

また、これらの事務を処理するに当たって検察審査会事務官を指揮監督（法 20Ⅳ）するほか、審査補助員の職務についてもその職務を指揮監督（法 39 の 2Ⅲ）することになる。

エ 会長の任期は、互選された日から旧群の検察審査員及び補充員の任期が終了する日までである。

(2) 互選の方法等

ア 会長互選会議において検察審査会が行う会長互選の方法については、特別の定めがないことから、その方法は問わないが、くじによる方法は互選とはいえないので、無記名投票等によるのが相当であろう。ただし、会長互選会議に出席した段階では、前群と後群の検察審査員及び補充員の間に各自面識がなく、検察審査会長にふさわしい人物の選択が難しいと考えられる。そこで、検察審査会事務局長は、検察審査会長の互選をする前に、検察審査会長の職務内容について簡潔に説明した上、そこで各検察審査員の紹介をする等適宜の方法により、検察審査員相互間において人物を知り得る機会（座談会など）を設けるのが相当であろう。

*56

また、会長互選に当たっては、検察審査会長の職務は多岐にわたり、また、他の検察審査員に比べ検察審査会事務局との連絡の必要性が高いこと等を考慮し、検察審査会長及び「臨時に検察審査会長の職務を行う」者（法 15Ⅴ）の決定に際しては、リーダーシップのほかに、出頭又は連絡等のしやすさといった事情をも考慮することが望ましいことも検察審査会事務局長から検察審査員に説明するのが相当と思われる。^{*57}

イ 検察審査員及び補充員が、選定後、法 5 条、6 条及び 17 条の事由に該当するに至ったときは、その身分を失い、又は職務の執行を停止されることになるから、検察審査会事務局長は、会長互選会議の際、検察審査員及び補充員に対し、身分上の変動があったときは、直ちに届出をするよう依頼しておくのが相当であろう。

*56 自己紹介等に先立ち、各検察審査員及び補充員から職業や年齢、経歴等を記載した名簿を作成し・配布することとも考えられるが、個人のプライバシーの問題もあることから、名簿の記載については、各検察審査員及び補充員の判断に任せる等の配慮は必要である。

*57 この点に関する運用の実態をみると、検察審査会長は、引き続き任期のある臨時に検察審査会長の職務を行う者に就任していた者の中から互選し、新任者の中から臨時に検察審査会長の職務を行う者を互選するといった方法をとっている庁も多数あるようである。例えば、第 1 群から会長と第 1 順位の副会長を、第 2 群から第 2 順位の副会長を互選し（あるいは第 1 群から会長を、第 2 群から副会長を互選し）、第 1 群の任期終了後第 3 群が選定されると、第 2 群の前副会長が会長に互選されるという方法で、これを繰り返しているようである。そのような形で会長が選出される場合には、副会長時代に議事運営能力の有無について把握することができ、また、会長の下で経験を積むこともできるので、ふさわしい会長の選出という利点が考えられる。

ウ 会長互選会議期日に検察審査員が欠席した場合、検察審査会事務局長が臨時の検察審査員を選定して会長互選会議を開催し、会長を互選することになる（後記第5の1項参照）。ただし、選定された臨時の検察審査員は選挙権を有するが、その審査会議期日に限り検察審査員の職務を行う者であって被選挙権を有しないため、検察審査会事務官は、臨時の検察審査員を検察審査会長に選任することは許されないとの点に注意すべきである。^{*58}また、会長互選会議期日に出頭しなかった検察審査員を検察審査会長に互選することも可能であると解されているが、検察審査会事務官としては、検察審査員に対して、事前に本人の承諾を得ていないという問題点を踏まえた上で、互選に臨むように注意喚起する必要があると思われる。

(3) 検察審査会長の欠けつ

互選された検察審査会長の辞任、検察審査会による罷免については、法に明文規定はないが、会長が辞意を表明し、他の検察審査員において異議のないときは辞任し得るものと解されている。また、会長が死亡し、又は欠格者となり、若しくは検察審査員の職務を辞したため欠けたとき、又は禁錮以上の刑に当たる罪で起訴されたため検察審査員としての職務の執行を停止されたときは、補欠の審査員を選定した上、改めて検察審査員の中から検察審査会長を互選しなければならない。この場合、互選されるまでは検察審査会事務局長が検察審査会長の職務を行う（法15Ⅳ）。

検察審査会長が病気のため会議期日に出頭できないとき、又は職務の執行から除斥されたとき等、一時的に職務を行うことができない場合には、あらかじめ検察審査会の定める順序によって他の検察審査員が臨時に検察審査会長の職務を行う（法15Ⅴ）。

なお、臨時に検察審査会長の職務を行う者の順序を定める方法及び人数については、特別の規定はない。^{*59}

3 包括的議決

会長互選会議期日において、検察審査会は、その後の審査会議における事件審査等を円滑に進めていくために必要な事項について包括的議決をしておくことが望ましいと考えられる。そこで、検察審査会事務局長が、検察審査会長に対し、会長互選会議期日において会長互選後に臨時会議を開催し、少なくとも次のア及びイについて同会議の議事として取り上げてもらうことを説明することが考えられる。^{*60}

ア 記録の取寄せ

^{*58} 他方、臨時の検察審査員と異なり、補欠の検察審査員（後記第5の2項）は選挙権と被選挙権の双方を有する。

^{*59} 事件審査のある会議日に、会長及び臨時に検察審査会長の職務を行う者が全て欠席した場合には、会長互選会議の期日の手続と同じように考え、検察審査会事務局長が臨時の検察審査員を選定し、会議体を構成した上で、その中から臨時に検察審査会長の職務を行う者を互選する方法が考えられる。

^{*60} 個々の事件についてその取扱いを異にせず、一般的定型的に必要な事項は包括的委任に親しむが、そうではないものは包括的委任に親しまないと考えられる。不起訴記録・不起訴裁定書の取寄せなどは前者に属するが、その他の資料の調査、取り寄せ、被疑者・申立人の呼出などについては、その必要性は必ずしも全ての事件について共通であるとはいえず、後者に属するものであると考えられる。なお、委任を受ける者は、会長でも事務局長でもよいが、申立てがなされた場合に、事務局長が委任を受けておくほうが、速やかに対応ができるものと考えられる。また、会長互選会議に引き続いて臨時会議を開き、包括的委任に関する議決をした場合には、別に臨時会議録に記載する必要がある。

検察審査会が審査事件の審査をするに当たっては、まず、検察庁から当該事件の不起訴記録を取り寄せ（法 35 前）、これを検討する必要がある。検察庁に対して不起訴記録の提出を求めることは検察審査会の議決が必要となるが、あらかじめ検察庁から不起訴記録を取り寄せることを、検察審査会事務局長に包括的に委任する議決をしておくことによって、検察審査会事務局長は、事件が係属した都度、検察審査会の議決を経ることなく、検察審査会名で不起訴記録の取寄せを行うことができることとなる。

イ 小委員会

出席した検察審査員及び補充員の数合計 11 人に満たず、審査会議を開くことができない事態を防ぐため、あらかじめ、出頭者の定数が足りないときは小委員会（後記第 6 の 2 項）に切り替えて審査のための準備行為等を行う旨の包括的議決をしておくことにより、実質的な流会を防ぐことができる。^{*61}

4 会議録の作成

ア 審査会議の議事については、検察審査会事務官がこれに立ち会い会議録を作成しなければならない（法 28）。しかし、令 27 条により記載事項が定められているのは、法 2 条 1 項 1 号に規定する事項に関する会議録（審査事件会議録）に関するもののみであり、会長互選会議録の記載事項を定めた法及び政令の明文規定は存在しない。^{*62}

現在、検察審査会における会議録の様式は、平成 21.5.7 最高裁判一第 00070 号刑事局長通達によって定められており、同日付けの事務連絡により事務の参考として記載要領等が示されている。

イ 会長互選会議において検察審査会長の職務を行う検察審査会事務局長は、同時に検察審査会事務官の資格を有するから、検察審査会事務局長以外に事務官の立会がない場合は、検察審査会事務局長が自ら会議録を作成する。この場合の官職の記載は、「検察審査会事務官事務局長何某」とする。

ウ なお、会長互選会議期日と同じ日に引き続き検察審査会の運営に関する議事を行ったときは、会長互選会議後に臨時会議を開いたものとして会長互選及び臨時会議録を作成する（同通達別紙様式第 6 参照）。また、会長互選会議期日と同じ日に引き続き審査事件の審査（又は建議・勧告に関する議事）を行ったときは、会長互選会議録と審査事件会議録（又は建議勧告事件会議録）を作成する。

第 4 検察審査員及び補充員の欠席、辞職、職務執行停止

1 検察審査員及び補充員の欠席

検察審査員及び補充員は、疾病その他やむを得ない事由により招集に応ずることができない場合においては、当該会議期日における職務を辞することができる（法 24）。これは、当該会議期日における職務のみを辞する場合であるから、法 8 条による辞職

*61 小委員会はあくまで例外的な取扱いに過ぎないことから、かかる包括的議決は、会長互選会議に際して、明示的に得ておくべきものと考えられる。

*62 会議録における検察審査会長及び検察審査会事務官の署名押印については、いずれもこれを記名押印に代えることができる（令 1 条 3 項）。

の場合と異なり、検察審査員又は補充員としての身分を失うものではない。^{*63}

法 24 条の「やむを得ない事由」とは、法 43 条 1 項 1 号の「正当な理由」と同趣旨であり、客観的にみて出頭することが不可能と認められる事由を指すものと解される。具体的には疾病、交通途絶などがこれに当たり、このような理由により、指定された会議期日の職務を辞するときは、当該検察審査員及び補充員は、その事由を書面で疎明しなければならない^{*64}、検察審査会長に対して欠席届を提出することとなる。ただし、この場合、検察審査会又は検察審査会長の承認は要しないと解される（法は、承認を要する場合を法 8 条 9 号の辞任に限定している。）。

なお、検察審査員が欠席したときは、検察審査会長は、補充員の中からくじで臨時の検察審査員（後記第 5 の 1 項）を選定しなければならない（法 25 II）。

2 検察審査員及び補充員の辞職、職務執行停止

(1) 検察審査員及び補充員の辞職

法 8 条各号の辞退事由については、前章で述べたとおりであり、検察審査員が同条各号に掲げられた事由によりその職務を辞そうとするときは、書面^{*65}でその事由を疎明しなければならない（令 12 I）。^{*66}法 8 条 1 号ないし 8 号の辞退事由を疎明して辞職を申し出た場合は、検察審査会の承認を得る必要はないと解される。^{*67}これに対し、同条 9 号の事由（「重い疾病、海外旅行その他やむを得ない事由」）による場合、その事由の有無の判断は検察審査会の裁量に委ねられており、検察審査会において職務を辞することの承認がなされなければならないことに注意すべきである。^{*68}なお、辞職の届出期間については、特別の制限はない。

(2) 検察審査員の職務執行停止

禁錮以上の刑に当たる罪^{*69}につき起訴^{*70}され、その被告事件の終結^{*71}に至らない

^{*63} 法 24 条によって長期療養の診断書を添付し欠席届を提出した検察審査員又は補充員について、その症状に照らし、法 8 条 9 号の事由があると考えられる場合においても、辞職届が提出されていない以上、検察審査会または検察審査会事務局が同人に対し辞職するよう勧告することは相当でない。

^{*64} 「疾病その他やむを得ない事由」を疎明する書面については、法令上具体的な定めはないが、検察審査員の辞退事由において求める疎明資料（前章第 3 の 1 項参照）と同様に、診断書等の正式な資料を求める必要はなく、比較的提出が容易な適宜の書面で足りると考えられる。

^{*65} 前章第 3 の 1 項において既に述べたとおり、検察審査員の辞職事由を疎明する書面については、診断書等の正式な資料を求める必要はなく、身分証明書や医療費の領収証等、比較的提出が容易な書面で足りる。

^{*66} 法 8 条は、「検察審査員」の辞退について規定している。しかし、本条を規定した趣旨が、検察審査員は、法 5 条及び 6 条の規定に該当する者を除いて、無差別に選定されることに伴い、当該検察審査員の身分、職業その他の事情によっては、辞職できる余地を認めておく必要があるためであることからすると、法 8 条は、補充員についても同様に適用があると解すべきである。

^{*67} この場合における辞職の効力は、検察審査会が当該申出を適法と認めて書面を受理したとき（検察審査会において受理を確認したとき）に発生するものと解される。

^{*68} 検察審査会がいったん行った辞職の承認は、取り消すことはできず、また、辞職を承認された者が任期中再び検察審査員としてその職に就くことはできないと解される。

^{*69} 「禁錮以上の刑に当たる罪」とは、法定刑として死刑、無期又は有期の懲役刑若しくは禁錮刑の規定されている罪をいい、禁錮以上の刑とともに選択刑又は併科刑として罰金刑以下の刑が定められている場合を含む。

^{*70} 「起訴」には、公判請求のほか、公訴を提起すると同時に略式命令又は交通事件即決裁判の請求がなされた場合を含む。また、付審判の決定（刑訴 266②）が行われたときも同様である。

^{*71} 「その被告事件の終結」とは、裁判が上訴又はこれに準ずる通常の不服申立方法（再審、非常上告のような非常救済手段は含まれない。）をもって争い得ない状態になった場合（上訴期間満了、上訴権放棄、上訴の取下げ、上告審における判決訂正申立期間若しくは異議申立期間満了又はこれらの申立てに対する裁判のなされたとき）をいう。

検察審査員及び逮捕又は勾留されている検察審査員は、その職務の執行を停止される（法 17 I）。*72*73

これは、被告人及び逮捕又は勾留されている者は、刑事司法手続の対象となっていることから、同じ刑事事件について検察官が行った不起訴処分の相当性を判断する検察審査員となる場合、その判断の公正さ、信頼性に疑問が生じ得るからであると考えられる。

- (3) 検察審査員が辞職し、またはその職務の執行が停止された場合は、検察審査会長は、補充員の中からくじで補欠の検察審査員（後記第 5 の 2 項）を選定しなければならない（法 18 I）。

第 5 臨時、補欠の検察審査員の選定

1 検察審査員の欠席、辞退等

審査会議は、検察審査員 11 人全員の出席がなければ開催することができない（法 25 I）。そのため、審査会議の招集を受けた検察審査員が特定の会議期日に欠席した場合や、欠格事由、就職禁止事由、辞退事由により検察審査員が欠けた場合等には、それぞれ検察審査会長が当該検察審査員に代わって職務を行う「臨時の検察審査員」（法 25 II）または「補欠の検察審査員」（法 18 I）をくじで選定することになる。

両者については、次の比較表のとおり異同がある。

*72 法 17 条は、検察審査員の職務執行停止について規定したものであり、補充員に対しては適用されない。しかし、検察審査員が欠けた場合や検察審査員が審査会議に出頭しない場合には、補充員から補欠の検察審査員又は臨時の検察審査員が選定されることになる。当該補欠の検察審査員又は臨時の検察審査員が職務停止中の者である場合には、その者が関与した議決は無効となると解される。したがって、検察審査会事務官は、このようにならないように、検察審査員だけでなく、補充員に対しても併せてその旨説明しておき、審査会議の際等に、補充員に対しても同条該当の有無を適宜確認しておく必要がある。

*73 法 17 条 1 項 1 号によって職務執行停止中の者の被告事件が終結した場合の取扱いは次のとおりと解される。1 年の懲役又は禁錮以上の刑に処せられた場合（刑の執行猶予の有無を問わない。）には、法 5 条 2 号の欠格事由に該当しその職務を退くことになる。また、1 年未満の懲役又は禁錮もしくは罰金に処せられた場合でも、公職選挙法 11 条、252 条に該当するときは衆議院議員の選挙権を有しなくなるから、その職務を退くことになる（法 4、12 の 7 ①参照）。

その他の場合については、職務の執行停止が解かれ、残存任期がある限り再び検察審査員等の職務につくことになる。

臨時・補欠の検察審査員の比較表

	臨時の検察審査員(法25Ⅱ)	補欠の検察審査員(法18Ⅰ)
選定を要する場合	① 検察審査員が会議期日に出頭しないとき ② 出頭した検察審査員につき法34条による除斥の議決があったとき	① 検察審査員が欠けたとき ・ 死亡したとき ・ 衆議院議員の選挙権を有しなくなったとき ・ 法5条の欠格事由又は6条の就職禁止事由に該当するに至ったとき ・ 法8条により辞職したとき ② 法17条により検察審査員の職務の執行が停止されたとき
任期	当該期日に限られる	欠けた検察審査員または職務の執行が停止された検察審査員の任期の残存期間
選定方法	検察審査会長(互選会議は検察審査会事務局長)が補充員の中からくじで選定	

2 臨時の検察審査員の選定

(1) 「検察審査員が会議期日に出頭しないとき、又は第34条の規定により除斥の議決があったとき」(法25Ⅱ)

ア 審査会議は、検察審査員11人全員の出席がなければ開催することができない(法25Ⅰ)。また、出頭した検察審査員が、法34条により除斥された場合は、その職務の執行から除斥される。したがって、①検察審査員が会議期日に出頭しないとき、あるいは②出席したものの法34条により除斥された検察審査員があるときは、検察審査会長(会長互選会議に際しては検察審査会事務局長)は、当日出席した補充員^{*74}の中から、出席した検察審査員と合わせて11人に満ちる人数だけ、くじで臨時の検察審査員を選定しなければならない(法25Ⅱ)。^{*75*76}

イ 検察審査員が疾病その他やむを得ない事由(法24)により欠席する場合が想定されるが、検察審査員が会議期日に出頭しない以上、検察審査会長は、出頭しないことが「やむを得ない事由」がある場合に当たるかどうか、同条の書面による疎明がなされたかどうかに関わらず、補充員の中から臨時の検察審査員を選定し

*74 ただし、衆議院議員の選挙権を失った者、法5条に掲げる欠格事由のある者、6条に掲げる就職禁止事由のある者及び禁錮以上の刑に当たる罪につき起訴されまだその被告事件の終結に至らない者を除く(令13)。

*75 ある事件の議決を予定していた期日において、その事件の審査に1回も関与したことがない補充員が臨時の検察審査員として選ばれる可能性もあるが、法は、補充員は平等に検察審査員になることができるという立場をとっていることから、そのような補充員が審査会議への出席を拒んだり辞退したりすることは許されず、また、始めからその事件の審査に関与している補充員を優先的に臨時の検察審査員に選定するような取扱いも許されないとい解されている。

*76 検察審査員が会議期日に出席して、会議開会前に法8条9号を理由に辞職を申し出た場合、その辞職承認に関する会議に、当該辞職を申し出た検察審査員は出席することはできないと解されている。この場合、旅費日当の支給の可否は、検察審査会長の判断事項となるが、支給する場合には、平成16年6月18日付け刑一第177号刑事局長、経理局長依命通達「「検察審査員等の日当の支給基準等について」の一部改正について」の別表記載の「その他の日」の額に準じて取り扱うことが考えられる。

なければならない。

ウ 招集を受けた検察審査員が、死亡、欠格事由、就職禁止事由及び辞退事由があるために会議に出席しなかった場合、該当性の判断（確認）主体は、検察審査会とされている（法 12 条の 7）。そのため、検察審査員が死亡したり、欠格事由（法 5）又は就職禁止事由（法 6）に該当し若しくは法 8 条により職務を辞し、若しくは職務の執行を停止（法 17）されたために出頭しない場合は、検察審査会長が、いったん臨時の検察審査員を選定し（法 25 II）、審査会議を開いて欠格事由等の該当の有無を確認した上で、次項に述べる補欠の検察審査員（法 18）を選定することになる。^{*77}

エ 検察審査員が出頭した上で、法 8 条 9 号による辞職を申し出た場合における承認の可否を決する議決については、明文はないが、検察審査会長は、臨時の検察審査員を選定して議事を行うべきものと解する。^{*78}この場合、審査会議において辞職が承認されたときは、検察審査会長は、「検察審査員が欠けたとき」として補欠の審査員（法 18 I）を選定すべきこととなる。他方、辞職が承認されなかったときは、辞職を申し出た検察審査員が臨時の検察審査員と交替して以後の議事に関与すべきこととなる。

オ 審査会議に検察審査員の 1 人が遅参したため、検察審査会長が補充員を臨時の検察審査員に選定して会議を開いた場合には、原則として、臨時の検察審査員は遅参した検察審査員が出頭した時点でこれと交替すべきである。もっとも、検察審査会長の判断により、審査の進行状況に照らし、例外的に交替させないこともできるものと考えられる。^{*79}

カ 会長互選会議に欠席したため法 16 条の宣誓をしない検察審査員が次回審査会議に出頭したが、当日裁判官差し支え等により、会議前に論告、宣誓ができない場合には、臨時の審査員を選定することにより処理することが考えられる。^{*80}

(2) 任期

臨時の検察審査員の職務は当該期日に限られる。したがって、検察審査会事務局は、会議期日における臨時の検察審査員を、検察審査会の議決によって検察審査会長に選任することはできず、審査のための準備行為等を行う小委員会（後記第 6）のメンバーとすることも許されない点に注意を要する。

3 補欠の検察審査員の選定

(1) 「検察審査員が欠けたとき、又は職務の執行を停止されたとき」（法 18 I）

^{*77} 不出頭の補充員が補欠の検察審査員に選ばれたときは、検察審査会長は、さらに補充員の中から臨時の検察審査員を選定しなければならない。

^{*78} 法 8 条 9 号により検察審査員の辞職が承認された場合の補欠の検察審査員の選定に当たっては、辞職承認の議決のため臨時の検察審査員となっていた者も、被選定者に含まれる（臨時の検察審査員たる地位は、辞任申出をした者が検察審査員としての地位を有することを前提としており、その者の辞職が承認された場合は、その時点で、臨時の検察審査員たる地位を失い、補充員に戻ることとなるため。）。

^{*79} 審査会議開催前において、審査員から会議の途中で早退したいと申出があった場合には、審査員が早退した段階で補充員の中から臨時の検察審査員を選定することになる。なお、検察審査員が早退する以前の段階で事前に臨時の検察審査員を選定することを法は予想していない。

^{*80} この場合、宣誓が未済の当該検察審査員については、会議録の審査員出欠欄は「出席」と記載し、備考欄に「出席しているが論告、宣誓が未済である」旨付記する取扱いが考えられる。

検察審査員の辞職等により「検察審査員が欠けたとき」、または「職務の執行を停止されたとき」は、検察審査会長は、補充員の中から、くじで補欠の検察審査員を選定しなければならない。^{*81*}82（法 18 I）具体的には、検察審査員の選定後に検察審査員に下記①ないし⑤のいずれかの事情が生じた場合があげられる。^{*83}

ア 死亡したとき（法 12 の 7 ①参照）

イ 衆議院議員の選挙権を有しなくなったとき（法 4，12 の 7 ①参照）

ウ 法 5 条の欠格事由又は 6 条の就職禁止事由に該当するに至ったとき

エ 法 8 条により辞職したとき

オ 法 17 条により職務の執行を停止されたとき

(2) 会長互選会議における補欠の検察審査員の選定

会長互選会議の招集を受けた検察審査員が、上記(1)アないしオのいずれかの事由があることを届け出て会議期日に欠席するなど、会長互選会議において補欠の検察審査員の選定を行う必要がある場合には、いったん臨時の検察審査員を選定し、検察審査会長を互選した後、欠席した検察審査員の欠格事由や就職禁止事由又は辞退事由の該当性を確認（法 8 条 9 号の辞退事由については承認）する必要がある。

具体的には、次の①ないし④の手順で補欠の検察審査員を選定することになる。

① 検察審査会長の職務代行者として、検察審査会事務局長が、補充員の中から臨時の検察審査員をくじで選定する（法 25 II，15 I 後）。

② 検察審査会は、会長互選会議を開催して検察審査会長を互選する（法 15 I 前）。

③ 検察審査会は、臨時会議を開催して、欠席した検察審査員の上記(1)アないしオの事由の該当性を確認（法 8 条 9 号の辞退事由については承認）する。

④ 検察審査会長は、補充員の中から補欠の検察審査員をくじで選定する（法 18 I）。

(3) 任期

補欠の検察審査員は、特定の検察審査員の補欠であるから、その任期は欠けた検察審査員の任期の継続であり、かつ、残存期間である。したがって、選定された補欠の検察審査員の任期中に、欠けた検察審査員又は職務の執行を停止された検察審査員の任期が終了したときは、当該補欠の検察審査員は、以後補充員の身分に戻る事となる。また、補欠の検察審査員としての身分にあるうちに自己の任期が終了したときは、補欠の検察審査員及び補充員のいずれの身分も失うことになる。この場合、検察審査会長は、新たに補欠の検察審査員を選定しなければならない。^{*84}

^{*81} 補欠の検察審査員は、「検察審査員」であって、職務が選定された期日に限られる「臨時の検察審査員」ではないので、明確に区別しなければならない。したがって、議決書等への表示は「検察審査員」とすべきである。

^{*82} 住所も居所も不明な検察審査員について呼出しの必要はないが、検察審査会事務官は、それを疎明する資料を残しておくべきである。この場合、法律上補欠の検察審査員を選定することはできないため、検察審査会長は、臨時の検察審査員を選定して会議体を構成することになる。

^{*83} 検察審査員が①ないし⑤の事由によらずに審査期日に出頭しない場合（欠席届の提出がない場合を含む。）、検察審査会長は、補欠の審査員を選定することはできないから、臨時の検察審査員を選定する必要がある（法 24）。

^{*84} 補欠の検察審査員の選定に当たって、選定された補欠の検察審査員の任期が欠員となった検察審査員の任期満了前に終了し、このため、再度補欠の検察審査員を選定しなければならない場合の労を省く趣旨から、当該検察審査員と同じ群の補充員のみの中から補欠の検察審査員を選定する取扱いが許されないと解されている。この点

なお、職務の執行を停止された検察審査員があったために補欠の検察審査員を選定した後、職務執行停止中の者が「1年以上の懲役又は禁錮以上の刑に処せられた者」（法5②）に該当するに至った場合又は死亡等により確定的にその身分を喪失したときは、改めて補欠の検察審査員を選定し直す実質的な必要性は認められないので、再度の補欠の検察審査員の選定を行う必要はないと解される。

4 選定録の作成

検察審査会長が補欠の検察審査員又は臨時の検察審査員を選定する際には、検察審査会事務官が立ち会って選定録を作らなければならない（法18Ⅱ，25Ⅲ，令15）。^{*85}

第6 審査会議の不成立

1 流会

すべての審査会議は検察審査員11人の合議体で行われるため、審査会議当日の出席者が補充員を含めて11人に満たない場合には、会議を開催することができない（法25Ⅰ）。これを「流会」という。

会長互選会議又は定例会議が流会となった場合、検察審査会長は、できるだけ早い時期に次回期日を指定しなければならない。^{*86}また、会長互選会議期日が流会となったために検察審査会長を選ぶことができなかった場合には、当日出席した検察審査員及び補充員に対する次回期日の招集状は、会議終了後、検察審査会事務官が自ら招集状を出席した検察審査員及び補充員に交付し、交付送達報告書を作成することになる（令16Ⅱ，民訴100）。この場合、1通の送達報告書に検察審査員及び補充員の連署受領印を徴する方法も差し支えない。^{*87}

会議が開かれなかった場合、検察審査会事務官が会議録を作成することは法律上義務づけられていないが（法28参照）、会議が開けなかった場合にも、その経過等を明らかにしておく趣旨で、便宜上、当該会議録に記入しておく運用が望ましい。記載の方法としては、検察審査会事務官において、会議録の各該当欄に、年月日、検察審査員及び補充員の氏名、出欠を記載し、下方の余白の部分に「検察審査員の定数不足のため、会議は開かれなかった。」旨を記載して署名押印しておけば足りる。

2 小委員会

ア 構成

検察審査会は、検察審査員11人全員の出席がなければ審査会議を開き議決することができないが（法25Ⅰ）、審査会議の議決に基づいて、検察審査員の一部をもって小委員会を構成し、審査のための準備を行うことができる。あくまで準備のためのものであるから、検察審査会の意思決定を要する事項や小委員会を構成していな

については、第3章「第3 補充員の追加選定」と異なるので、注意を要する。

*85 選定録は、平成21.5.7最高裁判第一第00070号刑事局長通達「検察審査会における会議録及び選定録の様式等について」別紙様式第6を利用して作成する。なお、補欠の検察審査員を選定した場合に、システム上名簿を訂正する必要はない。

*86 この場合において、当日出席した検察審査員をもって小委員会（後出）を構成し、証人の取調べをする等の処理を行うことは許されない。

*87 民事訴訟法94Ⅰは、呼出の方法について定めたもので、送達に関する規定ではなく、令16条による準用の範囲外であるから、審査会議に出席した検察審査員及び補充員に対して次回の会議期日を告知することをもって送達に代えることはできないので、送達事務を取り扱う検察審査会事務官において注意を要する。

い検察審査員との間で判断資料に格差を生じ得るような活動はできない。^{*88}なお、小委員会を構成する場合は、同一の検察審査員に偏らないようにすることが望ましい。

イ 活動範囲

小委員会の活動範囲としては、申立書の争点の整理、証人尋問事項書の作成、公務所又は公私の団体からの報告書の内容の整理、議決書原案の作成、証人尋問などを挙げることができる。不起訴相当、不起訴不当、起訴相当、審査打ち切り、申立却下及び移送の議決はもとより証人の採否など、検察審査会の意思決定を要する事項について小委員会に委ねることは許されない。小委員会があくまでも審査会議で決定した事項を執行する機関にすぎないからである。

ウ 事後の審査会議における承認

検察審査会事務局としては、小委員会が活動を行った場合は、事後の審査会議でその承認を得る必要がある点に留意が必要である。その承認が得られた場合には、争点整理の結果等が審査会議に報告され、審査に供されることとなる。^{*89}

なお、この場合であっても、検察審査会が必要と認めた場合、再度争点整理等やり直すことができることはいうまでもない。

第7 検察審査員及び補充員の任期終了時における留意事項

検察審査会事務官は、検察審査員及び補充員の任期終了に当たって、次に掲げる事項について遺漏のないよう留意しなければならない。

- ① 配布した審査資料、貸与した六法等があるときは、その回収、返還を確実にすること。
- ② 任期中、関与した審査事件に関する秘密はもとより、審査会議における評議の秘密等の保持を徹底するため、会議非公開の原則の趣旨及び罰則（法 44）等について、重ねて注意を喚起しておくこと。

^{*88} 小委員会は、法律的な根拠を有するものではなく、個別具体的な審査活動の場面に応じて、これを設置する必要性と合理性が認められる場合の便宜上の措置であるから、あくまで審査事件処理のためのものと解すべきである。

^{*89} 小委員会として証人尋問を実施するうち、途中で審査会議を構成するに足りる人数がそろったという場合には、検察審査会長の判断により、適当な段階で小委員会としての証人尋問を打ち切って審査会議を開催し、それまでに尋問が終わっていた部分については審査会議の承認を得て審査資料とした上、引き続き証人尋問を続行することも考えられる。

第5章 審査事件の処理に関する事務

検察審査会は、(1)検察官の公訴を提起しない処分の当否の審査に関する事項、(2)検察事務の改善に関する建議または勧告に関する事項を掌ることとされている（法2Ⅰ①、②）。本章に述べる審査事件の処理に関して検察審査会事務官が行う事務は、上記のうち主に(1)に係るものであるから、審査等事務の1つに分類される事務として、原則的に検察審査会長の指揮監督（法20Ⅳ）の下で行われる必要がある。

検察審査会の審査の結果、検察官の不起訴処分が見直され、公訴提起がされることがあるだけでなく、検察審査会の一定の議決に公訴提起を強制する効力が与えられていることから、審査申立てから議決までの期間が長期化すると、被疑者はそれだけ不安定な地位に置かれることとなるほか、検察審査会制度に対する申立人の不信を招くことにもなりかねない。

そのようなことがないように、検察審査会事務官は、検察審査会長の指揮監督の下、検察審査会が適正迅速に審査事件を処理できるよう適切に補助しなければならない。

第1 審査事件の種類

1 第一段階の審査事件

検察審査会は、検察官が不起訴処分とした事件について、①審査の申立て、又は②職権審査の開始を契機として、当該不起訴処分の当否について審査し、議決^{*90}をする。これらの審査事件を合わせて、第一段階の審査事件という。^{*91}

(1) 審査申立事件

法2条2項に掲げる者^{*92}は、検察審査会に検察官の不起訴処分の当否の審査の申立てをすることができる（法30）。申立てに基づき審査を開始した事件を「審査申立事件」という。

申立権者から審査の申立てがあるときは、検察審査会は、検察官の公訴を提起しない処分の当否の審査を行わなければならない（法2Ⅱ）。

(2) 職権審査事件

検察審査会は、その過半数による議決があるときは、自ら知り得た資料に基づき職権で検察官の不起訴処分の当否の審査を行うことができる（法2Ⅲ）。検察審査

*90 ここにいう「議決」とは審査の結果を最終的に決定するものであり、実体的議決（起訴相当、不起訴不当、不起訴相当（法39の5Ⅰ各号））及び形式的議決（審査打ち切り、申立却下及び移送）を指す。

*91 審査の結果、起訴相当又は不起訴不当の議決が行われたときは、検察官は、その議決を参考に公訴を提起すべきか否か、あるいは、当該不起訴処分の当否を再検討した上、公訴を提起し、又はこれを提起しない処分をしなければならない（法41Ⅰ、Ⅱ）。

*92 告訴若しくは告発した者、請求を待つて受理すべき事件についての請求をした者又は犯罪により害を被った者（犯罪により害を被った者が死亡した場合においては、その配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹）が掲げられている（法2Ⅱ）。

会が、申立てによらず、自らの職権に基づき審査を開始した事件を「職権審査事件」という。

2 第二段階の審査事件

檢察審査会が第一段階の審査においてした起訴相当の議決(法 39 の 5 I ①)に対し、檢察官が改めて不起訴処分をした場合又は一定期間内に処分を行わなかった場合は、檢察審査会は、当該処分の当否の審査を行わなければならない(法 41 の 2)。檢察審査会が既に一度起訴相当の議決をした事件について、檢察審査会が、法 41 条の 2 によって再度審査を開始した事件を第二段階の審査事件という。^{*93}

審査の結果、起訴すべき旨の議決(起訴議決)がなされたときは、裁判所により指定された弁護士(指定弁護士)は、公訴を提起しなければならない(法 41 の 10 I 本文)。

第2 審査の原則

1 会議非公開の原則

(1) 意義

法は、「檢察審査会議は、これを公開しない」(法 26 条)と規定している。

会長互選会議(法 15 I)、定例会議(法 21 I)、臨時会議(法 21 条 II)の区別なく、また、これらの会議において行われる事件審査のための会議、建議・勧告に関する会議を区別することなく、審査会議はすべて公開しないこととされている。これを、「会議非公開の原則」という。

(2) 趣旨

法が審査会議を非公開としたのは、1 つには、檢察審査会の審査が起訴前の手続であり、わずかな情報漏えいが審査に大きな影響を与えかねず、審査会議における捜査の密行性保護の要請が高いことによるものと解される。また、被疑者その他の関係人や、とりわけ一般市民から無作為に選ばれた檢察審査員及び補充員の個人識別情報等のプライバシーの保護に配慮する必要があるほか、審査会議を公開すると、檢察審査員及び補充員が不当な影響を受けて萎縮し、審査会議における自由闊達な議論という檢察審査会制度の根幹を阻害するおそれがあるためと解されている。

(3) 内容

ア 会議の傍聴の禁止

ア 補充員の傍聴

補充員は、檢察審査会の許可を得て、審査会議を傍聴することができる(法 25 の 2)。これは、継続審査が行われている審査事件において、補充員が補欠の檢察審査員又は臨時の檢察審査員に選定された場合に、直ちに審査に関与することができるよう、補充員が審査会議を傍聴しておく必要性・合理性が認められるためである。^{*94}ただし、檢察審査会事務官は、補充員に対し、補充員の傍聴はあくまで「傍聴」であって、補充員が審査(議決)へ関与することが認

^{*93} 第二段階の審査事件における実体的議決としては、起訴議決、起訴議決をするに至らない旨の議決が規定されている(法 41 の 6 I、III)。

^{*94} 檢察審査員や審査補助員と同様、補充員についても秘密漏えいの罰則(法 44)の適用があることから、檢察審査会事務官は、補充員に対してもその旨を十分に説明し、注意喚起をしておく必要がある。

められるわけではないことを説明しておく必要がある。なお、審査会議を傍聴することは補充員の義務ではない。

(イ) 補充員以外の者の傍聴の禁止

審査申立人や被疑者は、審査手続において当事者としての地位を有しないことから、会議に立ち会う権利はなく、傍聴することも法令上認められていない。また、審査申立人の代理人である弁護士から審査申立人尋問に立ち会いたい旨の申入れがあっても許されない。

イ 審査記録等の非公開

(ア) 審査記録の取扱い

審査会議の傍聴を禁止して審査を進めたとしても、審査中あるいは事件終結後にその審査記録が公開された場合には、捜査の秘密や被疑者その他の関係人のプライバシーが保護されず、閲覧した資料に基づき、個々の検察審査員に働きかける者が出てくることも防ぎ得なくなってしまう。そこで、審査会議の非公開を実質的に意味あるものとするため、会議録や議決書を含む審査記録一切についても非公開としなければならない。

よって、審査記録の閲覧申請がなされたとしても、一般の第三者はもちろん、たとえ審査申立人や被疑者からの申出があった場合でも、閲覧謄写させることはできないと解されている。

(イ) 審査申立人から提出された意見書等の取扱い

審査申立人は、検察審査会に意見書または資料を提出することができる（法 38 の 2）。審査事件のために提出された意見書または資料は、仮に審査会議において取り調べなかった場合でも、当該審査記録の一部として会議非公開の原則（法 26）がこれらに及ぶ。したがって、例えば、審査申立人等が提出した意見書等について裁判所等から送付嘱託があったとしても、これに応じることはできないと考えられる。

(ウ) 検察審査会で保管中の不起訴記録等の取扱い

検察審査会が検察庁から送付を受けた不起訴記録等は、審査の必要上、刑事訴訟法 47 条ただし書の特例として、一時、検察庁から借り受けて検察審査会で保管しているにすぎないものであり、審査記録の一部ではないものの、本来公開してはならないものである。

したがって、不起訴記録等の保管事務を取り扱う検察審査会事務官は、これの秘密保持については細心の注意を払う必要があり、審査手続中、審査申立人、被疑者等から不起訴記録の閲覧、謄写の請求があっても、これを許すべきではない。^{*95}また、裁判所、弁護士会等から公務所照会権又はこれと同種の法律上の権限に基づいて不起訴記録の提出要請があった場合についても、直接これを送付することなく、検察庁に返還し、改めて検察庁に申請をするよう促すのが

*95 同じ起訴前の手続である裁判上の準起訴手続（刑訴 262 以下）においても、請求人らに捜査記録の閲覧を許していない（東京地判昭和 39.9.30 下刑集 6・9-10・1101, 東京高判昭和 40.5.20 下刑集 7・5・810, 最二小決昭和 49.3.13 最高刑集 28・2・1）。

相当であると考えられる。^{*96}

ウ その他会議に関する情報の漏えい禁止

会議非公開の原則（法 26 条）からは、会議の経過や内容等についても厳重な情報管理が求められ、万が一、こうした事項が何らかの形で公になれば、検察審査会制度に対する国民の信頼を損なうことにもなりかねない。したがって、審査会議に立ち会った検察審査員、補充員、審査補助員及び検察審査会事務官は、各検察審査員の発言、証人に対する尋問、その供述、議決等、会議において職務上知り得た一切の手續などの秘密を漏らしてはならない。

検察審査会事務官は、検察審査員、補充員及び審査補助員に対し、審査事件の内容や進捗状況（審査期間、審査回数）はもとより、事件係属の有無及び審査会議日等についても、守秘義務の対象となることを十分に説明する必要がある。^{*97}

加えて、個人情報保護の観点から、検察審査員、補充員の氏名住所等、検察審査員の特定につながる事項を公表したり、その問合せに応ずることも相当でない。この点は、不起訴処分をした検察官や審査申立人から、議決に関与した検察審査員の氏名等の問合せがあった場合も同様である。

(4) 検察審査員等が職務上知り得た秘密の漏えいに対する罰則

検察審査会の判断の公正に対する国民一般の信頼を確保し、会議非公開の原則（法 26）の趣旨である検察審査会議における各検察審査員の自由闊達な議論を保障するとともに、関係者のプライバシー等を担保するため、法は、「検察審査員、補充員または審査補助員」及びその「職にあった者」が「職務上知り得た秘密」（①評議の経過、②各検察審査員の意見、③各検察審査員の意見の多少の数、④その他の職務上知り得た秘密）を漏えいした場合について罰則を規定している（法 44）。^{*98}

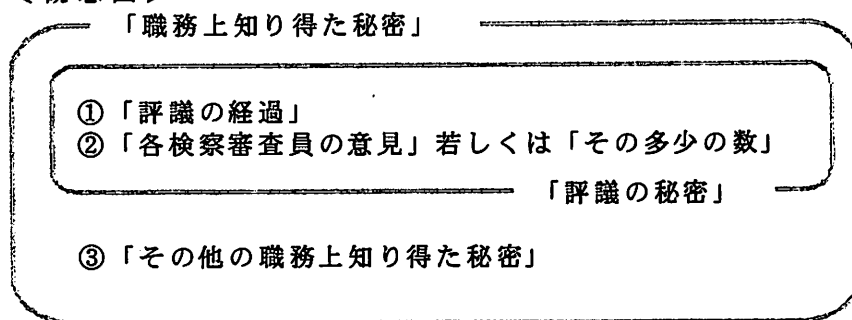
なお、検察審査員等へ説明する際に実際に示すことが考えられる書面を参考までに例示する【別添説明書面例 1 及び 2】。

*96 当該事務を取り扱う検察審査会事務官は、そもそもいかなる事件が審査の対象となっているのか等を回答すること自体が会議非公開の原則（法 26 条）の趣旨に抵触するおそれがあることを踏まえ、慎重な対応をすることが必要であると考えられる。

*97 審査の期間や回数が公にされれば、その多寡を巡ってあらゆる批判や詮索を招き（「このような短期間でまともな審査ができるのか」、「長期間にわたって審査が行われたのは、検察審査員の意見が不一致であったはずである」等。）、個々の検察審査員に無用な負担をかけ、評議における自由な意見表明を阻害するおそれ大きい。また、審査会議日を公にすれば、毎回その日に合わせて仕事を休むなどして審査会議に出席している検察審査員の周囲の者に、検察審査員であることが特定されるおそれがあり、ひいては自由闊達な議論を阻害するおそれ大きい。

*98 法 44 条 1 項違反の罪の行為主体は、検察審査員、補充員又は審査補助員であり、同条 2 項、3 項の行為主体は、いずれも検察審査員、補充員又は審査補助員の職にあった者である。審査会議に立ち会った検察審査会事務官については、法 44 条の適用はないが、同条掲記の事項を漏らしたときは、裁判所職員臨時措置法及び裁判所職員に関する臨時措置規則によって国家公務員法 100 条 1 項が準用される。

< 概念図 >



ア 検察審査員，補充員又は審査補助員に対する罰則

検察審査員，補充員又は審査補助員が職務上知り得た秘密を漏らしたときは，6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処することとされている（法44Ⅰ）。

イ 検察審査員，補充員又は審査補助員の職にあった者に対する罰則

検察審査員，補充員又は審査補助員の職にあった者が，職務上知り得た秘密を漏らしたときは，6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処することとされている（法44Ⅱ①ないし③）。ただし，職務上知り得た秘密のうち，①評議の経過の漏えいについては，検察審査員，補充員または審査補助員に対する罰則と異なり，「財産上その他利益を得る目的」で漏らした場合に限られているほか（法44Ⅱ③），同目的以外の目的で漏らした場合は，50万円以下の罰金に処することとされている点に留意を要する（法44Ⅲ）。

2 事後審査の原則

検察審査会が行う審査は，検察官が行った不起訴処分の当否についての審査である（法2Ⅰ①）。すなわち，検察審査会が行う審査は，不起訴処分と無関係に事件そのものを検察官と同等の立場から全面的に捜査し，その起訴価値を判断するものではなく，過去のある時点に検察官が行った不起訴処分について，後の審査申立て等を契機にその当否を審査する事後審査という性質をもつことになる。

もっとも，事後審査といっても，検察官は，将来，検察審査会の議決を参考に不起訴処分の当否を検討し，起訴又は不起訴の処分をすることとなるから（法41Ⅰ，Ⅱ），不起訴処分の不当を理由付けるため，検察審査会が，不起訴記録に表れていない不起訴処分時までの資料を取り調べたり，不起訴処分後の事情を判断の資料とすることも差し支えないものと解されている。

3 書面審査の原則

検察審査会の審査は事後審査であるから，原則として，検察官が不起訴処分の判断をする基礎となった資料である不起訴記録を検討し，これに基づいて検察官の処分の当否を判断することになる。したがって，不起訴記録の提出を求めずに，ただちに証人尋問（法37）を行ったり，不起訴記録中に参考人の供述調書があるのに，これを取り調べることなく同人の証人尋問を行ったりすることは，明らかに本原則に反することになる。他方，不起訴記録を取り調べたところ，証人尋問や実地見分の必要性が認められたという場合に，これらを実施することは本原則に反しない。なお，具体的な必要性の判断については後述する。

4 審査の順序等

(1) 審査開始の順序

ア 審査申立事件

審査申立事件の審査の順序は、原則として審査申立ての順序による（法 33 I 本文）。^{*99}ただし、特に緊急を要するものと認めるとき^{*100}には、検察審査会長の判断により、その順序を変更することができるものとされている（法 33 I ただし書）。

イ 職権審査事件

職権による審査の順序は、検察審査会長がこれを定めることとされている（法 33 II）。

(2) 複数事件の併行審査

法 33 条 1 項は、審査の着手（審査会議における審査の開始）の順序に関する規定であって、申立ての順序に従って 1 件ずつ事件を終局的に処理していくことまでは要求しているものではないため、数個の事件を併行して審査することも可能であると解される。そこで、例えば、次のような運用があり得ると思われるので、検察審査会事務官は検察審査会の判断に必要な範囲で助言を行う。

- ① ある事件の審査において、証人の病気等を理由に尋問期日までに相当の日時をおく必要があるケースで、別事件の審査期日を定めて併行して審査を進めたり、予定していた証人等が出頭しなかったケースで、別事件の審査を併行して進めたりする運用
- ② 非常に複雑な事件と比較的簡単な事件が同時に係属しているケースで、比較的簡単な事件を先に審査することにより、検察審査員の審査方法等への習熟度を向上させ、非常に複雑な事件の審査をより能率的に進める運用
- ③ ②と同様のケースで、検察審査員の交代時期が近く、残りの任期で非常に複雑な事件について議決に至ることが到底できないと思われる場合に、同事件を検察審査員交代後の検察審査会の審査に委ねることとして、比較的簡単な事件を先に審査する運用

第3 審査申立て及び申立て受理に伴う事務

1 申立ての方法等

(1) 書面による申立て

審査の申立ては、不起訴処分を不当とする理由その他令 18 条 1 項所定の事項を記載し、審査申立人が署名押印した書面によってしなければならない（法 31）。^{*101}た

^{*99} この規定は、審査申立事件についてのみ定めており、それ以外の事件については明文の規定はないが、第二段階の審査事件については、検察官の再度の不起訴処分の通知（法 41 III）を受理した日または検察官の再度の不起訴処分があったとみなされる期間経過の日（法 41 の 2 II 本文）を基準として、その先後により順序を定めるのが相当であると解される。また、複数の種類の事件が同時に係属した場合は、審査申立事件について申立日、職権審査事件について職権審査開始の議決日、第二段階の審査事件について前記の日を基準としてそれぞれの先後によって審査の順序を定めるのが相当であると解される。

^{*100} 審査につき特に緊急を要するものとしては、公訴時効が切迫している事件や、移送の議決を行う必要があることが明らかな事件などが考えられる。

^{*101} 審査申立人が申立書を書くことができない特段の理由があるときは、検察審査会事務官が審査申立人の依頼に応じて事実上申立書を代書し、審査申立人がこれに署名押印して提出することは差し支えない。この場合、申立書の欄外に「審査申立人の求めにより代書した」旨を記載し、同事務官が署名押印しておく取扱いが相当であ

だし、被疑者の年齢、職業及び住居、不起訴処分の年月日並びに不起訴処分をした検察官の氏名が明らかでないときは、これを記載することを要しない（令 18Ⅰただし書）。

また、審査申立人は、申立書に、審査に必要と考えられる被疑事件関係者の氏名及び住居を記載し、かつ、審査に必要と考える資料を添付することができる（令 18Ⅱ）。

なお、検察審査会に対する審査の申立てについては、その手数料は不要である。

(2) 代理人等による申立て

審査の申立ては、審査申立人が審査申立ての時点において申立ての意義を理解する能力（告訴能力と同一に解してよいと考えられる。）を有する限り、有効であると解されている。もっとも、法定代理人や弁護士その他の任意代理人によっても審査の申立てをすることができる。^{*102}法定代理人による申立ての場合は、その資格を証する書面又は戸籍謄本（写し）、^{*103}任意代理人による申立ての場合は、申立書に委任状等を添付させるのが相当であると考えられる。^{*104}

(3) 申立期間

審査の申立てについては、除斥期間等の規定がなく、いつでもこれを行うことができる。ただし、不起訴処分の対象となった被疑事実について公訴時効が完成したり、被疑者が死亡したり、被疑事実につき刑の廃止や大赦があった場合は、審査を求める利益がないことから、検察審査会は、申立てを受理した上で、不起訴相当の議決をすることとなる。

(4) 申立ての効果

検察審査会への審査の申立ての法的効果については特段の規定はなく、公訴時効の停止（刑訴 254）の効果もない。したがって、審査申立後に審査申立事件の公訴時効が完成することもあり得ることから、特に時効が切迫している事件の申立てがあった場合には、検察審査会事務官は、検察審査会において徒らに公訴時効が完成してしまうようなことがないよう審査の順序について検察審査会長に注意喚起するなど、審査期間等に特に留意する必要がある。

なお、同一被疑事件につき、付審判請求、同請求棄却の決定、検察庁に対する再告訴、検察官の再起通知、不起訴処分に対する抗告申立て等がなされても、検察審査会に対する審査申立てに直接影響を及ぼすことはないと考えられる。したがって、例えば、付審判請求と検察審査会の審査申立てが競合した場合、付審判請求の

と考えられる。

*102 代理人の権限としては、審査の申立て、その補足、釈明のほか議決の要旨の受領等の事実行為が包含されるが、審査申立人に代わって尋問を受けることは当然でなく、会議非公開の原則（法 26）から、代理人が審査申立人の尋問に立ち会うことも許されないと解されている。

*103 共同親権者のうちの 1 人が、被害者の法定代理人として審査申立てを行う場合は、他の親権者が行方不明などの事由により共同して親権を行使し得ない場合に限り可能である（民法 818Ⅲただし書）。よって、そのような場合には、行方不明など、共同で親権を行使し得ない事情についての疎明資料を提出させる必要がある。

*104 審査申立人が会社その他の法人である場合には、代表取締役、理事長など当該法人の代表者が申立てをすることになる。この場合にも法人の全部事項証明書など法人の存在及び代表者の代表権を証する書面（写し）を添付してもらうのが相当である。

結果とは関係なく、検察審査会は議決をする必要がある。^{*105}

(5) 申立ての取下げ

申立ての取下げについては、法令上特段の規定はないが、審査申立人は、検察審査会の議決があるまでは申立ての取下げをすることができ、検察審査会は、申立ての取下げがあったことを確認するため、審査会議を開いて「審査打ち切り」の議決をすることが相当と解されている。ただし、申立ての取下げの効果は、検察審査会がこれを受理したときに発生するものと解されている。^{*106}

なお、申立ての取下げがあった場合でも、検察審査会は、同一事件について職権審査を開始することはできると考えられる（法2Ⅲ）。^{*107}

おって、申立ての取下げに基づき、検察審査会が審査打ち切りの議決をしたときは、検察審査会事務官は、審査事件簿の「議決の趣旨」欄に「審査打ち切り」と記載し、議決年月日欄にその年月日を記載し、備考欄に取下げによることを明らかにしておくべきである。

2 申立書の調査・補正

申立書を受理する際、当該事務を取り扱う検察審査会事務官は、令18条に規定する記載事項の記載の有無などを調査した結果、申立書に不備がある場合、^{*108}検察審査会事務官は、直ちに補正できるものはその場で補正させるべきである。また、令18条に規定する記載事項以外にも、後述する形式的議決に該当する事由があることが明らかである場合には、これを審査申立人に指摘して再考を促すことが考えられる。

他方、審査申立人から不備のままでの受理を強く求められた場合、又は郵便等をもって提出された場合等、その場で補正することができない場合であっても、明文上、検察審査会事務官の判断において申立書の受理を拒否することができる規定はないことから、いったん受理した上で、検察審査会が審査会議において申立却下の議決をする必要があると解されている。^{*109}

なお、審査申立人が補正に応じて申立書を出し直した場合でも、いったん受理手続をしている場合には、後の申立書を改めて立件する必要はない。

*105 このとき、検察審査会としては、付審判請求の結果が出るのを待って議決することも考えられるが、検察審査会事務官は、当該付審判請求の結果が出る前に審査申立事件公訴時効が完成するおそれがあるような場合には、速やかに議決をする必要があることに注意を要する。そのため、競合する付審判請求の係属裁判所に不起訴記録が提出されている場合には、検察庁に記録の一時返還を要求させうえて、速やかに不起訴記録を取り寄せるなどの方法をとることが考えられる。

*106 申立ての取下げは、書面とするのが相当と考えられるが、審査会議に審査申立人を呼び出した場合に、会議の席上で取下げの意思表示が為された場合は、検察審査会事務官は、会議録の審査手続欄にその旨を記載しておけば足りる。

*107 第二段階の審査は、起訴相当の議決に対して検察官が改めて不起訴処分を行った場合に当然に行われるもので、申立てによるものではない（法41の2）ことから、申立の取下げという概念はない。また、第二段階の審査の前提となっている第一段階の審査が申立てによるものであっても、既に第一段階の審査は終了しているので、第一段階の審査について申立ての取下げがあったとしても、効力はない。ただし、第一段階の審査申立人（複数の場合は全員）が、検察審査会に対し、起訴相当の議決にかかる事件について検察官が公訴を提起しないことに不満がない旨の申告をしたときは、検察審査会は、第二段階の審査を終了させることができる（法41の3）。

*108 例えば、申立書に記載された不起訴処分や被疑事実等が全く特定を欠いている場合が考えられる。

*109 申立書の「不起訴処分を不当とする理由」の記載を欠く場合、受理の段階でなるべく補正させるべきであるが、審査申立人が補正に応じないときはそのまま受理し、審査の段階で審査申立人に釈明を求め明らかにすることも考えられる。

3 受理手続等

(1) 受理

ア 受付・立件

検察審査会事務官は、申立書の提出を受けたときは、申立書の第1ページ目の余白に受付日付印を押し、審査事件簿に登載する。^{*110}また、その受付日付印の所定の箇所に、事件の符号（「申立」又は「起相」）及び番号を記載し、その傍らに認印して立件する。^{*111}

イ 当直受付による受理

申立書が地方裁判所又は同支部の当直員によって受付接受された場合、検察審査会事務官は、審査事件簿の「受理又は職権審査開始年月日」欄には、当直員の押捺した受付日付印の年月日を記入し、「備考」欄に地方裁判所又は同支部の当直受付である旨を表示する。なお、封筒は雑つづりにつづり込めば足りる。

ウ 審査資料の取扱い

審査申立人等から申立てと同時に審査資料（法38の2）が提出された場合、検察審査会事務官は、審査資料の授受を確実にするため、審査事件会議録の「提出資料」欄に品目等所定の事項を記載する。また、審査申立人に返還の要否を確認し、返還を要するものについては審査資料受渡簿にも登載する。ただし、提出された審査資料のうち、複写できるものは提出者の同意を得て複写し、原本をその場で提出者に返還する取扱いも考えられる。^{*112}

(2) 申立受理通知等

申立書が郵送されてきた場合には、審査申立人又は差出人に対し、審査申立受理通知書を送付し、事後の審査の適正、能率化を図るため、これと同時に申立理由の補正その他審査上必要と思われる事項や参考資料の存否について照会する運用も考えられる。

また、検察庁において、検察審査会の「起訴相当」又は「不起訴不当」の議決に備え当該事件の証拠品の処分を留保することも考えられるため、検察庁から検察審査会に対し、審査申立て又は職権審査開始があった場合にはその旨直ちに通知されたい旨の依頼があった場合には、依頼に応ずる扱いも差し支えないと考えられる。

参考までに、審査申立人あて受理通知の様式を例示する【別添書式「審査申立受理通知書」】。

(3) 審査会長への連絡

検察審査会長は、審査会議の議長となり（法15Ⅱ）、会議期日を指定し、検察審査員及び補充員を招集する（法22）等、審査会議を主宰する。したがって、検察審査会事務官は、審査申立てがあった場合、できるだけ速やかに会長に連絡した上、審査計画を立てる必要がある。ただし、近日中に次回会議期日が指定されているよ

^{*110} 移送記録送付書、または起訴相当議決に対する不起訴処分の通知書（法41の2Ⅰ本文参照）の送付を受けた場合の取扱いも同様である。

^{*111} 審査申立事件について検察庁から記録を取り寄せたところ、被疑事実の内容が同一でありながら申立書記載の罪名と異なるが考えられる。この場合、審査事件としての罪名は、申立書の罪名を取るべきであると考えられるが、不起訴裁定書の罪名は、申立罪名の次に括弧で記載するのが相当と考えられる。

^{*112} その際、複写したものには「写」であることを表示しておく取扱いが相当である。

うな場合には、当該事件について時効完成が迫っている等緊急処理を必要とする事情がない限り、次回会議期日において連絡をすれば足りる場合もあると考えられる。

第4 審査開始に至るまでの事務

1 検察審査会長との連携

(1) 意義

検察審査会長は、審査会議を招集し（法 22）、審査会議の議長となり、検察審査会の事務を掌理するほか、検審事務官を指揮監督する（法 15Ⅱ）。また、審査申立事件について、特に緊急を要するものがあるときは、審査の順序を変更し、職権審査事件について審査の順序を定めることができる（法 33）。

このような権限を持つ検察審査会長は、他の検察審査員よりも検察審査会制度をより深く理解し、個々の審査事件についても、十分に事案の内容を把握した上で、適切なリーダーシップを発揮して適確に審査会議を運営することが望まれる。そのためには、検察審査会事務局が、検察審査会長との連携を密にし、検察審査会長を適切に補助することが必要不可欠となる。^{*113}

(2) 事前準備における連携

具体的な事件審査に当たって適確な議事進行が行われるためには、検察審査会長が事件の概要や争点を十分に把握した上で事前準備を行う必要がある。検察審査会事務官は、そのために検察審査会長と必要な協議等を行う。

ア 事前準備の内容

（ア） 検察審査会事務官は、審査会議の開催回数、他の係属事件との関係、会議の進行、審査資料の内容及び作成に要する時間、審査補助員又は専門的助言者の要否等について検察審査会長と協議する。^{*114}

（イ） 検察審査員及び補充員が発言しやすいよう、綿密な審査計画を立てる。

具体的には、検察審査会長に、検察審査員及び補充員に活発に議論してもらうように、討論のテーマを明確化・具体化したり、会議の進行にメリハリをつけたり、積極的な発言が少ない場合は、指名して発言を促すよう依頼することが考えられる。

イ 事前準備の時期

事前準備の時間を確保する際は、検察審査会長の負担にならないよう配慮する必要がある。一般的には、会議期日の会議開始前や会議終了後の時間に行うことが考えられる。事案によってどうしても審査会議以外の日に検察審査会長に出頭してもらわなければならない場合もあり得るが、そのような場合であっても、で

*113 検察審査会長は、自分を含め法律の素人で構成される検察審査会を運営しなければならない、心理的負担は相応に大きいと思われる。したがって、検察審査会事務官は、検察審査会長のこのような心理的負担を軽減し、検察審査会長が自覚と自信をもって会議を進められる雰囲気、検察審査会事務局に気兼ねなくアドバイスを求められる雰囲気を作るよう心がけ、検察審査会長への報告、連絡、相談を密にしながら、相互の信頼関係を醸成できるようにしていくことが重要である。

*114 事前準備として、検察審査会事務局から検察審査会長としての心得を交付したり、審査会議の一連の手続や会議の進め方、定例会議等の運営等に関する資料を貸与したり、辞退の承認、臨時の検察審査員・補欠の検察審査員の選定手続及び候補者の資格審査等について、会議の式次第を用意することなどが考えられる。また、審査会議前に審査資料に目を通してもらい、必要に応じて検察審査会事務官が適宜説明を加えることも考えられる。

きる限り検察審査会長本人の意向に沿うよう配慮すべきである。

ウ 審査資料の持出し

不起訴記録及び事務局で作成した摘録（不起訴記録の要点をかいつまんで示したものであり、審査資料として作成される。）は、捜査の秘密に関する事項や被疑者や関係人の名誉・プライバシーに関する事項が記載されている。そのため、不起訴記録及び事務局で作成した摘録を庁外に持ち出すことは、事前準備のため等であったとしても、紛失したり第三者が複写して外部に出るおそれがあることから許されない。

(3) 時効切迫事件における連携

時効切迫事件は、公訴時効が完成していない以上は、早急に審査会議を開催して議決されることが望ましいと考えられる。したがって、時効切迫事件が係属したことが判明したときは、検察審査会事務官は、検察審査会長と連携して公訴時効完成前の議決に向けて必要な事務を行う。

ア 時効完成日の把握

検察審査会事務官は、申立書記載の犯罪日時を不起訴記録等で確認し、公訴時効完成日を把握する必要がある。審査記録の表紙に表示する等、公訴時効の完成日を失念しないような措置をとる工夫も考えられる。

イ 方針及びスケジュールの確定等

検察審査会事務官は、速やかに時効切迫事件が係属した旨を検察審査会長に報告し、検察審査会長の指揮を受けて、できる限り時効完成前に審査を終了できるよう十分な打合せを行って、早期に方針及びスケジュールを確定する必要がある。また、審査事件が複数係属しているような場合には、審査の順序を変更して優先的に時効切迫事件の審査を開始できるよう審査会長に相談することも考えられる。

さらに、検察審査会事務官は、審査会議において審査が円滑に進められるよう、検察審査会長の指揮を受けて審査資料の作成等の補助事務を行う。

ウ 期日指定

検察審査会事務官は、検察審査会長の指揮を受けて、第1回目の審査期日ができるだけ早い時期に指定されるようにする。次期日に会長互選会議が指定されている場合は、会長互選会議後に引き続き開催する臨時会議において直ちに審査に入れるよう準備を進める。

また、審査会議期日において、既に指定してある会議期日のみでは時効完成前に審査を終了できないおそれがある場合に、時効切迫事件について検察審査員及び補充員に十分説明をした上で理解を求め、できる限り11人以上となるように、検察審査員及び補充員が最も多く出席できる日を新たな臨時会議期日として指定することも考えられる。

2 不起訴記録の取寄せ

検察審査会が検察官の不起訴処分の当否を審査するに当たっては、まず検察官の判断が表明されている不起訴裁定書及びその判断の資料となった不起訴記録を検討する必要がある。そのため、事件が係属した場合、検察審査会は議決に基づき検察官に不

起訴記録の提出を求めて（法 35 前），取り寄せることになる。^{*115}

(1) 包括委任

不起訴記録の取寄せは検察審査会の権限であり（法 35 前），検察審査会の議決が必要となると解されているが，事件審査を行うために不起訴記録が必要なことは当然であるから，事件が係属するごとに検察審査会が取り寄せの要否を判断する必要性は乏しいと思われる。したがって，検察審査会事務局長は，会長互選会議期日における臨時会議等の機会に，事件係属の都度，検察審査会名で不起訴記録の取寄せを行うことについて，検察審査会の包括的な委任を受けておくことが相当であると考えられる。

この包括委任を受けている場合，検察審査会事務局長は，任期終了による検察審査員及び補充員の交替後，新たな検察審査会長が互選されるまでの間であっても，検察庁に対して検察審査会名で不起訴記録の取寄せを行って差し支えないと解されている。^{*116}もっとも，新たな検察審査会長が互選されたときは，改めて包括委任を受けることが相当と考えられる。

(2) 取寄方法等

ア 取寄先

不起訴処分を行った検察官が処分当時所属していた検察庁の長に対して行う。不起訴記録が関連事件の捜査のため他の検察庁に保管されている場合であっても同様である。審査対象となる不起訴処分を行った検察官が，地方検察庁（本庁）の検察官である場合は検事正，支部所属の検察官である場合は支部長，区検察庁所属の検察官である場合は上席検察官に対して行う。^{*117*118}

イ 取寄時期

即時に審査に着手できる場合，検察審査会事務局長は，審査申立後又は職権審査開始後，審査会議の事前準備の期間を考慮し，比較的早い段階で取り寄せることが相当と考えられる。

ただし，不起訴記録は，できる限り検察審査会事務局で長期間保管しないよう

*115 申立書の記載等から，検察審査会事務局において明らかに不適法と思われる申立てであっても，検察審査会が審査会議において審査したうえ却下等の議決をする必要がある以上は，検察官に不起訴記録の提出を求めることが必要になる。

*116 前の検察審査会と後の検察審査会は単に構成員を異にするのみであり，委任は依然として効力を有すると考えられるからである。ただし，この場合でも，あくまで取寄せ権限は検察審査会にあることから，検察審査会事務局長名で取寄せを行うことは相当でない。

*117 検察官の不起訴処分について，上級官庁に対する不服申立てとして，高等検察庁に対して不起訴処分に対する不服申立てがなされることもあるが，高等検察庁の検察官が取り調べた書類まで，原不起訴処分をした地方検察庁に提出を求めることができない。したがって，高等検察庁における不服申立てに対する審査の際の参考人等の供述内容を知る必要がある場合には，これらの参考人等を検察審査会の証人として尋問することになると考えられる。また，これが困難であるときには，法 36 条により高等検察庁に対し，資料の内容につき報告を求めるか，または高等検察庁の検察官を証人として尋問する方法が考えられる。

*118 別件に関係があるとの理由や記録を整理中との理由により検察官から不起訴記録の送付を受けられない場合の対応としては，事案によっては，審査会議日に記録を借り出し，その日のうちに審査を終えてしまう方法や，検察官に対して会議に出頭することを要求し（法 35 後），その審査会議に記録を持参させた上で検察官から記録の内容を説明してもらうという方法も考えられる。なお，法 35 条は，資料の提出または会議への出席につき検察官に義務を課しているものではあるが，要求に応じない場合でも強制はできないと解されているため，その場合には，検事正に対し監督権の発動を求めることも考えられる。

配慮する必要があると思われる。そのため、係属事件が多い等の理由で審査開始の予定時期が定まらない場合や、相当期間経過後でなければ審査を開始できないことが明らかな場合、検察審査会事務局長は、検察庁に対し、審査事件の係属及び当該事件に関する不起訴記録その他関係資料の提出を求める予定があることを事実上通知するにとどめ、後日審査開始の見通しが立った段階で改めて不起訴記録を取り寄せることが考えられる。^{*119}

ウ 時効切迫事件

公訴時効が切迫している事件について審査申立てがあり、又は職権で審査を開始した場合、検察審査会事務局長は、検察庁に対し当該事件を早急に審査しなければならない事情を伝え、早期に検察庁から不起訴記録を取り寄せる必要がある。取寄せに時間がかかる場合は、検察庁の了解を得て事実上不起訴記録等を閲覧・謄写し、当該事件の公訴時効の完成日を確認するとともに、謄写した資料を元に摘録を作成することも考えられる。

エ 不起訴記録が廃棄されている場合

不起訴処分が存在が明確なときは、不起訴記録が廃棄されているため検察庁から取り寄せることができない場合でも、検察審査会は実質的審査をすべきことになる。この場合、不起訴記録が存在しないことから、検察審査会は、捜査内容や不起訴処分理由を調査して記録の再現を図り、その調査の結果得られた資料を基に公訴時効が完成しているかどうかを確認し、実質的審査を行うほかない。

もっとも、この調査はあくまで不起訴記録の再現のための調査であって、当該被疑事実の存否を検察審査会が再捜査するものではない。そのため、具体的な調査方法は、検察庁に照会したり、担当検察官から事情を聞いたり、審査申立人に意見書を提出させるなど、自ずとその範囲が限定されることとなると思われる。

(3) 保管方法

不起訴記録は、検察審査会が審査の必要上、刑事訴訟法 47 条ただし書の特例として、検察庁から一時的に借り受けて保管しているにすぎず、捜査の秘密に関わり本来公開してはならないものであるから、検察審査会事務官は、秘密保持について細心の注意を払い、不起訴記録を厳重に保管する必要がある。^{*120}

したがって、検察審査会事務官は、不起訴記録を机上に放置したまま離席しないよう留意し、審査会議終了後は速やかに不起訴記録を基に作成した審査資料（摘録）を回収するなどといった基本的な配慮を怠ってはならない。また、検察審査会事務官は、会議録の提出資料欄を用いて保管状況を把握するとともに、事件終局後は、速やかに不起訴記録を検察庁に返還しなければならない。

3 不起訴記録に基づく事前の検討

検察審査会事務官は、検察官から取り寄せた不起訴記録と申立書記載事項等を照合

*119 関連事件が公訴提起され、その判決確定まで不起訴記録を取り寄せられない場合は、審査を中止して当該事件の経過をみるのもやむを得ないと考えられる。

*120 不起訴記録は、下級裁判所会計事務規定の準用がなく保管物として取り扱う規定がないことや、庁舎施設上の制約から、現在ある設備で最も厳重な形で保管するほかなく、施錠できる記録庫に入れ、検察審査会事務局長の責任において保管することとなる。

し、当該審査事件における審査対象の特定や、形式的議決事由の有無について事前の検討を行う。その結果、申立ての適法性等に疑義を生じた場合等には、検察審査会に当該検討結果を報告するなどし、申立書の補正の要否や形式的議決（審査打ち切り、申立却下及び移送）の検討も含めた審査を助言して議決を仰ぐ必要がある。

(1) 審査対象の特定

ア 不起訴処分の個数（不起訴処分の単一性）

(ア) 不起訴処分が複数の場合

審査の対象は不起訴処分の当否であるから、既に議決があった同一の不起訴処分に対して再度申し立てをすることはできない（一事不再理，法 32）。^{*121}^{*122}ただし、検察審査会事務官が審査対象となる不起訴処分の特定をする際には次の点に留意して検討する必要がある。^{*123}

- ① 既になされた議決が形式的議決（審査打ち切り、申立却下）の場合は、「不起訴処分の当否に関し検察審査会の議決があった」とはいえないと解されているため、同一事件の不起訴処分についてさらに審査の申し立てをすることができる。
- ② 検察審査会が審査する対象は、被疑事実ではなく、あくまで検察官の不起訴処分であるものと解されているから^{*124}、被疑事件又は被疑事実がたとえ同一であっても、不起訴処分が2回なされているときは、審査の対象は2個あることとなる。したがって、一度検察審査会が不起訴相当の議決をした事件について、その後検察官が事件を再起した上で不起訴処分としたようなときには、再起した事件に対する不起訴処分について改めて審査の申し立てをすることができる。^{*125}
- ③ 検察官の不起訴処分（以下、この項において「第一処分」という。）に対し、検察審査会が起訴相当または不起訴不当の議決をした事件について、検

*121 同一の不起訴処分について再度の申し立てがあった場合の対応としては、検察審査会事務官において一応窓口で取下げを勧告し、審査申立人がこれに応じなければ、検察審査会が議決を経て却下することになると思われる。

*122 同一の不起訴処分について再度の申し立てがあった場合は、検察審査会において申立却下の議決をすることとなるが、再度の申し立てかどうかの調査方法としては、不起訴裁定書に検察審査会で議決済みであることが分かるように付せんを貼付する扱いをしてもらうなど、検察庁の協力を求めることも考えられる。再度の申し立てであることを看過して議決がなされたとしても、二度目の議決は申立て自体が違法であり、審査、議決の前提を欠いているわけであるから、当然無効であるという考え方もある。

*123 法 32 条では、同一事件について更に審査申し立てができないとされているが、新たな証拠を発見する等事情の変更があれば、職権審査をなし得るものと解されている。

*124 平成 25 年 2 月 20 日神戸地裁判決が、「同一の事実関係であっても、新たな補充捜査等によって証拠関係やその評価が変動するなどし、検察官の判断が変わって前と異なる理由で不起訴処分がなされた場合には、その当否について改めて審査をするのが、公訴権の実行に関し民意を反映させてその適正を図るとする検察審査会法の目的に叶うものである（なお同法 41 条の 8 参照）から、同法 32 条の「同一事件」とは、検察官がした個々の不起訴処分をいうものと解するのが相当であり、これは、同法の改正（平成 16 年法律第 62 号参照）の前後を通して異なるところではない。」旨判示していることが参考になる。

*125 例えば、同一被疑事件につき、検察官がいったん「嫌疑なし」として不起訴処分を行った後、新たに証拠を得て事件を再起し、捜査の結果「起訴猶予」の裁定をしたような場合には、それぞれの不起訴処分が審査の対象となり得るから、前の不起訴処分（嫌疑なし）に対しても、後の不起訴処分（起訴猶予）に対しても審査申し立てをすることができる。これは、後の不起訴処分の理由が前の不起訴処分の理由と同様であっても同じであると解されている。

察官があらたな不起訴処分（以下、この項において「第二処分」という。）をした場合（法 41 I, II），第一処分と第二処分とは別個の不起訴処分であるから、第二処分に対する審査の申立ては法 32 条には反しないと解されている。

ただし、起訴相当の議決に対し、検察官が第二処分をしたときは（不起訴処分をしたとみなされる場合を含む。）、検察審査会は、申立てによるまでもなく審査を行わなければならないこととされているから（法 41 の 2 I 本文）、当該第二処分に対し審査の申立てをすることはできない。

また、不起訴不当の議決に対し、検察官が同一の理由により第二処分をしたときは、^{*126}第一処分と第二処分とは別個の不起訴処分であるが、実質的には同一の不起訴処分といえることができるから、当該第二処分に対して審査の申立てをすることはできない（法 41 の 8）。

(イ) 被疑事実が複数の場合

不起訴処分がなされた複数の被疑事実のうち、一部の被疑事実についてのみ審査の申立てがなされた場合、申立ての対象となっていない他の被疑事実についても審査の対象に含まれるのか。また、審査の対象に含まれないとした場合、職権審査の開始は可能かという問題がある。

この点、複数の被疑事実について 1 通の不起訴裁定書が作成されている場合があるが、裁定書の通数と不起訴処分の個数は必ずしも同一ではなく、不起訴処分の個数によって対応が異なる。不起訴処分を 1 個とみれば、審査申立ての効力は当然申立ての対象となっていない他の被疑事実にも及ぶことになるが、被疑事実ごとに各別に不起訴処分がなされたものとみれば、不起訴処分は複数あることになり、審査の対象は、申立てられた被疑事実に対する不起訴処分の当否に限定される。

不起訴処分の個数については、罪数関係を基準として考えることになるが、複数の被疑事実が包括一罪あるいは科刑上一罪（観念的競合、牽連犯）等の関係にある場合には、その関係ある部分について不起訴処分は 1 個とされるのに対し、複数の被疑事実が併合罪の関係にある場合は、事実ごとに不起訴処分があるものといえる。例えば、A 事実と B 事実とは観念的競合、これと C 事実とは併合罪の関係にあるときは、A B につき 1 個、C につき 1 個、計 2 個の不起訴処分があると考えるのが自然である。したがって、同一の交通事故において被害車両の運転手甲を死亡させ、同乗者の乙に傷害を与えた事案において、被害者である甲の遺族から過失運転致死事件の審査申立てがなされたときは、甲に対する過失運転致死と乙に対する過失運転致傷の各事実は観念的競合の関係にあると解されているから、乙に対する過失運転致傷の事実についても申立ての効力が及ぶ。

しかし、これと併合罪の関係にある道路交通法違反（救護義務違反等）につ

*126 同一の不起訴裁定主文であり、証拠関係や証拠評価の在り方にも変動がなく、実質的に同一の裁定と認められるような場合が考えられる。

いては、申立てがない場合は、甲の遺族からの申立ての効力は及ばないと解されている（このような場合、申立ての効力が及ばない被疑事実につき職権審査開始の議決を行う必要があることも考えられる。）。

なお、公訴提起の効力は、科刑上一罪等の場合を含め一罪の全てに及ぶことから、起訴された事実と一罪の関係にある限り、起訴されなかった他の被疑事実に対する審査申立ては、不適法として申立却下の議決をすることとなる。^{*127}

イ 審査の範囲の特定（不起訴処分の同一性）

申立書に記載された被疑事実が不起訴処分のなされた被疑事実と同一性を有しないときは、不起訴処分が行われていない事件に対して申立てがなされたものとして不適法となる。

なお、審査の結果、検察審査会が不起訴処分のなされた被疑事実と別の被疑事実について心証を得たとしても、不起訴処分のなされた被疑事実について議決をすることとなる。

不起訴処分の同一性の有無については、一般的に言えば、公訴事実の同一性に関する刑訴法の考え方と同じ基準に従うこととなるが、不起訴処分の同一性を判断する場合に、不起訴裁定書に記載された被疑事実の要旨のみに限定して考える必要はなく、司法警察員の事件送致書や告訴状、告発状に記載された被疑事実をも参酌して、どのような社会的事実について不起訴処分がなされたのかを判断して差し支えない。

すなわち、過失運転致死傷事件の不起訴裁定書には「軽自動車を運転中、前方注視不十分により、歩行者に加療○週間の傷害を負わせた。」といった程度の簡略化された被疑事実しか記載されていない場合であっても、不起訴記録全体から、犯行の日時、場所、加害車両、道路状況、被害者との位置関係、具体的な注意義務違反の態様等を補足し、これに基づいて議決をしても、不起訴処分の対象となった事実と同一性のない事実について議決したことにはならないと考えられる。

^{*128}

(2) 形式的議決事由の有無の調査

ア 不起訴処分の有無

検察審査会の審査対象は、検察官が行った不起訴処分の当否であるから、①不起訴処分がなされていない場合、^{*129}②不起訴処分以外の処分がなされた場合、③単に不起訴処分の理由の当否を争うにすぎない場合の申立ては不適法と考えられる。

したがって、検察審査会事務官は、審査対象となる不起訴処分の有無を調査する必要がある。

^{*127} 例えば、結合犯（強盗）について告訴し、検察官がその一部（窃盗）のみを起訴した場合には、結合犯（強盗）や結合犯の他の一部（暴行、脅迫）について審査申立てできないし、また、住居侵入及び強姦未遂罪で告訴し、検察官が住居侵入罪のみについて起訴した場合には、強盗未遂罪について審査申立てできないと解されている。

^{*128} 議決書に記載する「被疑事実」は、不起訴裁定書記載の被疑事実であり、同一性を有する範囲で検察審査会が心証を得た被疑事実ではないことに留意する必要がある。

^{*129} ただし、議決前に不起訴処分がなされた場合は、瑕疵が治癒されて適法な申立てとなると解される。

(ア) 検察官の処分の種類

検察官の処分は、次の①及び②のように分類できる。

- ① 終局処分：事件について必要な捜査を遂げた後に、公訴を提起するかどうかを最終的に決める処分。

a 公訴の提起（起訴処分）

b 不起訴処分

- ② 中間処分：将来の終局処分を予想してその前にする暫定的な処分。

a 中止処分

被疑者等の所在不明や病気等を理由に一時捜査を中止する処分。

b 移送処分

当該事件を管轄検察庁の検察官に移送する処分

検察審査会の審査の対象となるのは、上記②「不起訴処分」の当否のみであって（法 30 本文）、起訴処分及び中間処分の当否は審査の対象とはならず、また、一度公訴を提起した後に行う公訴取消（刑訴 257 条）も審査の対象外であると解されている。

(イ) 不起訴処分の種類

検察官が事件を不起訴処分にするときは、不起訴裁定書によって不起訴の裁定をする。不起訴処分の種類すなわち裁定主文（不起訴処分の理由）は下記のとおりであるが、そのいずれも審査申立ての対象とすることができる。

- ① 被疑者死亡 被疑者が死亡したとき。

- ② 法人等消滅 被疑者である法人又は処罰の対象となるべき団体等が消滅したとき。

- ③ 裁判権なし 被疑事件が我が国の裁判管轄に属しないとき。

- ④ 第一次裁判権なし、不行使

「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」、「日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書」又は「日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定」に基づき、アメリカ合衆国軍当局又は国際連合軍当局が第一次裁判権を行使し、又は、我が国が第一次裁判権を放棄したとき。

- ⑤ 親告罪の告訴・告発・請求の欠如・無効・取消し

親告罪又は告発若しくは請求を待つて論ずべき罪につき告訴、告発又は請求がなかったとき、無効であったとき又は取り消されたとき。

- ⑥ 通告欠如 道路交通法 130 条の規定により公訴を提起することができないとき又は同条の規定により家庭裁判所の審判に付することができないとき。

- ⑦ 反則金納付済み

道路交通法 128 条 2 項の規定により公訴を提起することがで

きないとき又は同項（同 130 の 2 Ⅲにおいて準用する場合を含む。）の規定により、家庭裁判所の審判に付することができないとき。

⑧ 確定判決あり

同一事実につき既に既判力のある判決があるとき。

⑨ 保護処分済み

同一事実につき既に少年法 24 条 1 項の保護処分がなされているとき。

⑩ 起訴済み 同一事実につき既に公訴が提起されているとき（公訴の取消しがなされている場合を含む。）。

⑪ 刑の廃止 犯罪後の法令により刑が廃止されたとき。

⑫ 大赦 被疑事実が大赦にかかる罪であるとき。

⑬ 時効完成 公訴の時効が完成したとき。

⑭ 刑事未成年 被疑者が犯罪時 14 歳に満たないとき。

⑮ 心神喪失 被疑者が犯罪時心神喪失であったとき。

⑯ 罪とならず 被疑事実が犯罪構成要件に該当しないとき又は犯罪の成立を阻却する事由のあることが証拠上明確なとき。ただし、刑事未成年又は心神喪失を理由とする場合を除く。

⑰ 嫌疑なし 被疑事実につき、被疑者がその行為者でないことが明白なとき又は犯罪の成否を認定すべき証拠のないことが明白なとき。

⑱ 嫌疑不十分 被疑事実につき、犯罪の成立を認定すべき証拠が不十分なとき。

⑲ 刑の免除 被疑事実が明白な場合において、法律上刑が必要的に免除されるべきとき。

⑳ 起訴猶予 被疑事実が明白な場合において、被疑者の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の状況により訴追を必要としないとき。

(ウ) 少年事件における家裁不送致処分

検察官は、少年の被疑事件について捜査を遂げた結果、犯罪の嫌疑があると思料するときは、少年法 20 条の規定によって家庭裁判所から逆送を受けた事件である場合を除き、これを家庭裁判所に送致しなければならない。しかし、検察官が、少年に犯罪の嫌疑がなく又は罪とならないと思料し、かつ、ほかに家庭裁判所の審判に付すべき事由がないと思料するときは、事件を家庭裁判所に送致しない処分をすることとなる（少 42, 45⑤）。この処分は、実質的には不起訴処分であるから、検察審査会の審査の対象とすることができるものと解されている。

もっとも、この場合でも、検察審査会が家庭裁判所の審判に付すべき事由の有無について審査をすることはできず、検察官も当該事件を直接起訴することはできないから、検察審査会は、審査の結果検察官の処分を不当と思料するときであっても、議決時に被疑者が満 20 歳に達していないときは、「本件を家庭

裁判所に送致しない処分は相当でない」旨の議決を行うこととなると考えられる。

(3) 申立権の有無

検察審査会に対し審査申立てができるのは、①告訴若しくは告発をした者、②請求を待って受理すべき事件についての請求をした者、③犯罪により害を被った者（犯罪により害を被った者が死亡した場合においては、その配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹）である（法2Ⅱ，30本文）。

ア 告訴若しくは告発をした者

告訴及び告発は、いずれも捜査機関に犯罪事実を告げてその訴追を求める意思表示であり、そのうち犯罪の被害者及びこれと一定の関係にある者が行うのが告訴（刑訴230ないし238）、その他の者が行うのが告発（刑訴239）である。

告訴・告発をした後、これを取り消した者（刑訴237）が審査申立てをした場合、当該審査申立人は、原則として法30条にいう「告訴若しくは告発をした者」に当たらないものと解されている。^{*130}また、告訴人が死亡した場合、その相続人が告訴人として審査の申立てをすることはできないと解されている。^{*131}ただし、これらの場合においても、その申立てを職権審査の端緒とすることは差し支えないと考えられる。

イ 請求を待って受理すべき事件についての請求をした者

請求とは、捜査機関に犯罪事実を告げてその訴追を求める意思表示であり、請求を待って受理すべき事件とは、一定の者の請求がなければ有効な公訴の提起をすることができない罪である。^{*132}

ウ 犯罪により害を被った者（犯罪により害を被った者が死亡した場合においては、その配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹^{*133}）

犯罪により害を被った者（被害者）とは、犯罪により侵害された法益の主体、すなわち、犯罪の直接の被害者をいうものと解されているが、被害法益が一般的には公益に関するものとみられる場合であっても、その個々の法規に違反した行為によって直接自己の身体、財産に被害を受けた者はこれに当たるとの見解もある。^{*134*135}

*130 ただし、親告罪について、告訴取消しをした被害者が、告訴取消しを真意でないとして審査申立てをした場合、検察審査会は、告訴取消しの有効、無効を審査した上で、無効であると判断したときは起訴相当、不起訴不当若しくは不起訴相当等の実体に関する議決をなすべきと考えられる。また、告訴取消しが有効であると判断したときであっても、審査申立人が被害者等としての申立権を有すると判断されるときは、同様に実体に関する議決をなすべきであって、申立てを却下すべきではないと考えられる。なお、非親告罪については告訴不可分の原則の適用がないから（刑訴238）、非親告罪の共犯者の1人を告訴した者は、他の共犯者につき告訴人として審査申立てをすることはできない。労働基準法違反事件について不起訴処分があったとき、告訴若しくは告発をした者の所属する労働組合には告訴人としての審査申立権はないと解されている。

*131 もっとも、死亡した告訴人が「犯罪により害を被った者」に当たる場合、その配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹は法2条により、申立権を有する。

*132 例えば、刑法92条の外国国章損壊罪、労働関係調整法39条の罪（同法42）などがこれに当たる。

*133 「犯罪により害を被った者が死亡した場合」とは、犯罪と死亡との間に因果関係を要するものではないものと解されている。例えば、傷害の被害者が、傷害とは無関係の疾病で死亡した場合であっても、その配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹は審査申立てをなし得るものと考えられる。

*134 裁判例としては、道路交通取締法違反被告事件（眠気を催し正常な運転ができないおそれがあるにもかかわ

(4) 管轄

ア 管轄権の有無（法 30）

審査の申立ては、不起訴処分をした「検察官の属する検察庁の所在地を管轄する検察審査会」に対してしなければならない。

ここにいう「検察官の属する検察庁」とは、不起訴処分をした検察官が不起訴処分当時属していた検察庁をいうものと解され、検察庁の支部に勤務する検察官については、その「検察官の属する検察庁」は、当該支部となる。検察審査会法には、刑事訴訟法の管轄移転（刑訴 17）のような規定がないので、検察庁本庁所在地の検察審査会に審査を行う権限はない。また、関連事件の併合管轄（刑訴 3，6，9）を認める規定もないことから、共犯者 2 名につき、それぞれ別の検察庁の検察官が不起訴処分をした場合は、一方の検察庁の所在地を管轄する検察審査会は、他方の検察庁の検察官のした不起訴処分につき管轄権を有しない。同一の被疑者につき、それぞれ別の検察庁の検察官がそれぞれ異なる被疑事実について不起訴処分をした場合も同様である。^{*136}

イ 事物管轄

法 30 条ただし書に定める例外である「裁判所法第 16 条第 4 号に規定する事件」（刑法 77 条ないし 79 条の罪にかかる事件）及び「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定に違反する罪にかかる事件」の不起訴処分については、全く検察審査会の審査の対象としない趣旨であるから、審査申立て、職権の別を問わず審査をすることはできないと解されている。その理由は、前者は高等裁判所の事物管轄に属し、また、その犯罪の性質上、限られた範囲の地域の国民の意思を反映する検察審査会の審査の対象とするのには適さず、後者は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 74 条によって公正取引委員会の告発にかかる同法違反の罪について不起訴処分があったときは、検事総長は遅滞なく法務大臣を経由して不起訴にした旨及びその理由を文書をもって内閣総理大臣に報告しなければならないとされ、別個に監督方法が規定されているからである。

ウ 移送に関する事務

管轄検察審査会以外の検察審査会に申立てがあったときは、申立てを受けた検察審査会は、当該申立てを管轄検察審査会（管轄検察審査会が 2 個以上ある場合には、一の検察審査会）に移送することになるが（令 21），事件を管轄検察審査会に移送するには、審査会議における移送の議決に基づき検察審査会事

らず乗用車を運転し、もって無謀な操縦をしたもの）の控訴審判決の判決中、要旨「道路交通取締法によって保護される法益は、一般的には道路交通の安全という公益であるが、同法に違反して無謀な運転をし、他人の器物を損壊する行為があったときは、その行為によって損壊された物の所有者は、現に道路通行中のものでなくても、同法違反の「犯罪により害を被った者」に該当し、検察審査会法 2 条 2 項、30 条により審査の申立権を有する」（広島高松江支判昭和 31.5.14 高刑集 9・5・505 参照）として、本件運転により起こした物損事故の被害者の申立権を認めたものがある。

*135 公益的犯罪についての間接的な被害を受けた者は含まれないので、歯科医師法 29 条違反の罪について、歯科医師会は上記の被害者に当たらないものといえる。

*136 高等検察庁の検察官がした不起訴処分については、その高等検察庁の所在地を管轄する検察審査会が管轄検察審査会となると解されている。

務官が移送記録送付書を作成し、審査記録（申立書及び添付資料の原本）とともに送付する。この場合の議決書の理由には、「本件は、〇〇検察庁検察官何某のした不起訴処分に対する審査の申立てであり、〇〇検察審査会の管轄に属するものと認められるので、本件を同検察審査会に移送する。」旨記載すれば足りるものと考えられる。

なお、移送庁における議決書原本つづりには、移送の議決書とともに申立書謄本を綴る扱いが相当である。

参考として、移送記録送付書の様式を例示する【別紙様式〇】。

エ 管轄区域を同じくする検察審査会が複数ある場合

（ア）審査申立てがなされた場合

管轄区域を同じくする検察審査会が２個以上ある場合、審査申立人はいずれの検察審査会に申し立ててもよい。この場合、管轄検察審査会間における受理件数の不均衡が生じる可能性があり、これを避けるために、検察審査会が指定されていない申立てについては、管轄検察審査会の間で申立てを交互に受理するなど、受理件数、取扱件数等を実質的に調整する運用を行うことは差し支えないと考えられる。^{*137}

同一事件につき２個以上の検察審査会に審査申立てがなされたときは、最初に申立てを受けた検察審査会のみがこれを審査することになる（令 20Ⅰ）ので、審査することができない他の検察審査会は、当該申立てを、最初に申立てを受けた検察審査会に移送しなければならない（令 20Ⅱ）。そのためには、いずれの検察審査会も他の検察審査会にいかなる事件について申立てがあったかを知っていなければならないから、管轄区域を同じくする２個以上の検察審査会のうちの一の検察審査会が審査の申立てを受けたときは、他の検察審査会にその旨通知することとされている（令 19）。

（イ）審査事件の移送を受けた場合

管轄検察審査会以外の検察審査会に申立てがあったときは、その検察審査会は当該申立てを管轄検察審査会（管轄検察審査会が２個以上あるときは、いずれか一の検察審査会）に移送しなければならない（令 21）が、管轄検察審査会が２個以上ある場合において一の検察審査会が上記の申立ての移送を受けたときは、その移送を受けたときに、審査の申立てを受理したものとみなされる（令 22）。そのため、移送を受けた一の管轄検察審査会は他の管轄検察審査会にその旨通知しなくてはならない（令 19）。

4 審査資料の作成

（1）意義

検察審査会が審査手続を適正迅速に進めるためには、その構成員である検察審査員が、審査開始当初の段階から当該審査事件の被疑事実の内容や不起訴裁定理由を

^{*137} もっとも、同一所在地検察審査会も相互に独立した機関であることから、検察審査会を特定することなく一の検察審査会に為された審査申立に対し、どの同一所在地検察審査会で受理するか調整を、一の検察審査会事務官が行うことができるのかは疑問の余地もあり、いずれの同一所在地検察審査会の事務官併任を得ておく等の手当を講じておく必要がある。

正確に理解するとともに、予想される争点を考慮しながら具体的な事案に応じた審査を行うことが不可欠である。そのためには、検察審査会事務局において、具体的な事案の争点に即した証拠関係を的確に把握した上で、事前に分かりやすい審査資料を作成し、検察審査員及び補充員に提供することが有益である。したがって、検察審査会事務局による審査資料の作成は、審査開始後に行われる事件概要の説明（後記第5の2項）と並んで最も重要な審査補助事務の一つである。

(2) 作成の時期

検察審査会事務局は、審査資料の作成に時間を要する場合は、第1回の審査会議から実質審査に入れるよう、審査資料の作成に要する期間に配慮して期日を指定するよう検察審査会長に求め、その期間内に審査資料を作成する必要がある。

(3) 作成の範囲

事案の内容が単純なもので、被疑者その他の関係人の供述録取書などの書証や物証が少ない場合には、検察審査員及び補充員は、事件の概要や争点の所在を容易に把握できると考えられる。したがって、検察審査会事務局においては、審査申立理由、被疑事実、不起訴裁定理由等を明らかにする範囲で審査資料を作成したり、不起訴記録に基づいて事案の概要を口頭で説明し、関係証拠の内容を告知したりすることで足りる場合もあると考えられる。

他方、事案の内容が複雑で、書証や物証など証拠の数が多い場合には、検察審査員及び補充員が事件の概要や争点の所在をできる限り容易に把握できるようにすべく、検察審査会事務局が適切な審査資料を作成する必要がある。そのためには、検察審査会事務局において、不起訴記録を調査し、事件の内容と争点の所在及び争点に関係のある証拠の存否など、不起訴記録を正確に理解した上で、どの資料を、どの範囲で、どのような形で検察審査員及び補充員に対して審査資料として提供するかについて十分検討する必要がある。^{*138}

いずれにしても、審査資料の作成は審査補助事務であるため、検察審査会事務局は、審査資料の作成の要否を含め疑義等を生じた場合には、検察審査会長に適宜相談し、検察審査会長の指示を受けて事務を行うことになる。

(4) 摘録作成時の留意点

ア 内容が分かりやすいこと

（ア）作成方法

- a 検察審査員及び補充員に事件の概要や争点を端的に把握してもらうため、被疑事実の要旨、不起訴裁定書及び審査申立書の写しを添付する。
- b 証拠資料等は、争点に関連する部分を抜粋して作成する。
- c 不起訴処分理由が「起訴猶予」の場合は、事実関係に争いがないため情状関係を中心に摘録を作成し、「嫌疑不十分」「嫌疑なし」の場合は、情状関係を含め、争いのある事実関係を中心に作成する。

（イ）工夫例

^{*138} 法律的に難しい問題点を含んでいると思われるような場合には、審査補助員を委嘱するかどうかを検察審査会に諮ることについても検討する必要がある。

- a 事実関係が複雑である、被疑事実の要旨や不起訴裁定書に専門用語が含まれる、関係者が多数であるといった場合は、必要に応じて、概略を説明した書面、平易な言葉で言い換えた書面、関係者相関図などを作成することも考えられる。
- b 事案が複雑、争点が複数、申立書の内容が難解といった場合などは、必要に応じて、事件の概要や主張、争点、証拠関係をまとめた争点整理表、主張対比表などを作成することも考えられる。^{*139}
- c 関係者の供述に変遷があったり、関係者間で供述に食い違いがあるといった場合などは、必要に応じて、供述要旨一覧表、供述対照表、変遷一覧表などを作成することも考えられる。
- d 摘録が大部となった場合は、必要に応じて摘録の目録等を作成することも考えられる。

イ 内容が正確であること

正確な摘録を作成する前提として、検察審査会事務官において不起訴記録を精査し、証拠の内容等を十分に理解する必要がある。その上で、事案の性質上、証拠の内容等を要約した摘録の作成が困難な場合には、供述調書の全部又は必要部分をそのまま抜粋してコピーすることも考えられる。

ウ 適度な分量であること

検察審査会事務官にとって、不起訴記録のすべてにわたり謄写して審査資料とすることは事務処理上困難であるし、検察審査員にとっても、日頃見慣れない多量の資料の検討を求められることはかなりの負担となる。したがって、検察審査会事務官は、摘録が適度な分量となるよう配慮すべきである。もっとも、必要以上に省いて分量が少なくなると、かえって被疑事実の内容、不起訴裁定理由、争点等を正確に理解しにくくなるということもあるから、そのようなことがないよう十分留意する必要がある。^{*140}

エ 偏った内容とならないこと

検察審査会事務官が作成する摘録の内容については、検察審査会事務局が検察審査員に対し一定の結論を示唆しているかのような印象を与えるものとならないように十分注意する必要がある。検察審査会事務局としては、後日そのような批判を受けることのないようにするため、検察審査会長に不起訴記録全体及び摘録に事前に目を通してもらい、作成した摘録が検察審査員に提供するものとして適当であるかどうかを確認してもらうことも考えられる。

5 審査補助員の委嘱の要否についての検討

(1) 審査補助員制度の概要等

検察審査会の審査が充実し、かつ適正なものとなるよう、検察審査会は、不起訴

*139 検察審査会の裁量ではあるが、争点が多岐にわたるような複雑な事案については、審査補助員を委嘱すること及び争点の整理を小委員会において実施することの議決を行い、審査補助員を小委員会に関与させた上で、争点を整理する等の方法も考えられる。

*140 例えば、主要な供述調書のみ写しを作成し、相違点のある同趣旨の他の調書は標目のみを摘示するなどの工夫をすることにより、検察審査員が疑問点について直ちに関係証拠に当たることができるようにするための手がかりを作っておくことも考えられる。

処分の当否の審査を行うに当たって、法律に関する専門的な知見を補う必要があると認めたときは、弁護士の中から事件ごと（関連事件が併合されている場合は、併合後の審査事件ごと）に審査補助員を委嘱して、法的な助言を得ることができる。

*141

なお、具体的な事務処理手順等については、別添の「審査補助員及び法 41 条の 2 による審査に関する事務処理マニュアル」（以下「審査補助員マニュアル」という。）を参照されたい。

ア 審査補助員の身分

審査補助員は、裁判所の非常勤職員となる。なお、政治的行為の制限の規定（国家公務員法 102 等）の適用を受けないなどの点において、常勤の裁判所職員と異なる扱いを受ける（詳細は審査補助員マニュアルを参照）。

イ 手当並びに旅費、日当及び宿泊料の支給

審査補助員には、手当並びに旅費、日当及び宿泊料が支給される（臨時措置法 ④、給与法 22 I, III, 日当政令 2）。しかし、日当が支払われるのは、出頭又は取調べのために専ら旅行に要した日がある場合に限られるので、通常は日当支給の要否が問題になることはない。

ウ 専門的助言者との違い

審査補助員は、裁判における鑑定人に相当する専門的助言者（例えば、被害者の死因、障害の程度について、医師に出頭を求めて意見を徴することができるもの）とは異なる（詳細については、審査補助員マニュアル参照）。

エ 任意的審査補助員と必要的審査補助員との違い

審査補助員には、「任意的審査補助員（法 39 の 2。第一段階の審査につき委嘱することができる。）」と、「必要的審査補助員（法 41 の 4。第二段階の審査につき委嘱しなければならない。）」がある。その職務内容に大きく異なる点はないが、相違点については審査補助員マニュアルを参照されたい。

オ 人数

一つの事件について委嘱できる審査補助員は 1 人とされている（法 39 の 2 II）。これは、必要的審査補助員の場合（法 41 の 4）も同様である。なお、関連事件が併合審査される場合の取扱いについては、審査補助員マニュアルを参照されたい。

(2) 審査補助員の職務（役割）

審査補助員は、審査会議において、検察審査会長の指揮監督を受けて、法律に関する学識経験に基づき、以下の職務を行う（詳細については、審査補助員マニュアルを参照）。

ア 関係法令及びその解釈の説明

イ 事実上及び法律上の問題点の整理や問題点に関する証拠の整理

ウ 法的見地からの必要な助言

エ 議決書の作成補助

*141 建議・勧告を行うために委嘱することはできないと解されている。

(3) 審査補助員の委嘱の流れ

審査補助員の委嘱手続についての詳細は、審査補助員マニュアルを参照されたい。

(4) 審査補助員の審査会議への出席

審査補助員に支給する手当の額は、審査会議における執務時間が基準となるので、検察審査会事務官は、審査補助員が登庁した場合には、審査補助員の出勤時間管理を行う。議決が行われた場合は、検察審査会において審査補助員に議決書作成の補助をさせるか否かについて検討する（ただし、法 41 条の 7 第 2 項の場合には、補助をさせなければならない。）。審査会議が次回に続行された場合は、次回の会議への審査補助員の出席の要否を検討することが必要となる。審査補助員の審査会議への出席に伴う事務の詳細については、審査補助員マニュアルを参照されたい。

(5) 審査補助員の解嘱

検察審査会において、解嘱事由（法 39 の 3）があると判断した場合には、当該審査補助員の解嘱手続を行う。解嘱事由や解嘱方法の詳細については、審査補助員マニュアルを参照されたい。

第 5 審査開始以降の事務

1 除斥事由の有無の確認に関する事務

(1) 確認の必要性

検察審査員に除斥事由がある場合、当該検察審査員は職務の執行から除斥される（法 7）。そのため、検察審査会長は、検察審査員に対し、当該事件の被疑者の氏名、職業及び住居を告げ、その職務の執行から除斥される事由があるかないかを問わなければならない（法 34 条 I）。^{*142}

除斥事由は、具体的な被疑事実との関係で定められていることから、除斥事由の有無の確認を要するのは、審査申立事件及び職権審査事件の審査（法 2 条 I ①）の場合に限られる。すなわち、建議・勧告事件の審査（法 2 条 I ②）においては、本来具体的な被疑事件が対象となっていないことから、法 34 条の適用はなく、除斥事由の有無を確認する必要はないと解されている。

(2) 除斥事由

法 7 条は、審査の公正を害するおそれのある客観的事情を取り上げ、これを除斥原因として典型的に規定したものである。同条各号に定める除斥事由は、次のとおりである。なお、ここにいう「事件」とは、審査の対象となった当該被疑事件を指し、審査対象となっていない関連事件は含まれないと解されている。

ア 検察審査員が被疑者又は被害者であるとき。

イ 検察審査員が被疑者又は被害者の親族（民 725, 727）であるとき、又はあったとき（民 728, 729）

ウ 検察審査員が被疑者又は被害者の法定代理人（民 818, 839, 840, 843）、後見監督人（民 848, 849, 849 の 2）、保佐人（民 876 の 2）、保佐監督人（民 876

*142 検察審査会法においては、検察審査員が職務の執行から排除される場合として、除斥（法 7）及び職務執行の停止（法 17）の規定を置くのみで、刑事訴訟法に規定する忌避（刑訴 21）、回避（刑訴規 13）にあたる規定はない。また、検察審査会事務官については除斥の規定も置かれていないが、検察審査会事務官に法 7 条各号の除斥事由がある場合は、運用として、当該事件の審査会議への立会いを事実上回避するのが相当と思われる。

- の３），補助人（民 876 の 7）又は補助監督人（民 876 の 8）であるとき。
- エ 検察審査員が被疑者又は被害者の同居人又は被用者であるとき。
- オ 検察審査員が事件について告発又は請求したとき。
- カ 検察審査員が事件について証人又は鑑定人となったとき。
- キ 検察審査員が事件について被疑者の代理人（特別代理人，刑訴 29）又は弁護人となったとき。
- ク 検察審査員が事件について検察官又は司法警察職員として職務を行ったとき。

(3) 確認の方法

検察審査会長は，検察審査員（検察審査会長自身，臨時の検察審査員，補欠の検察審査員を含む。）に対し，除斥事由の有無を確認するため，当該事件の被疑者の氏名，職業及び住居を告げることとされている（法 34Ⅰ）。もっとも，形式的審査（審査打切り，申立却下，移送）を行うことが明らかではなく，実質的審査を行う可能性がある場合には，①事件について証人，鑑定人となったか，②被疑者の代理人，弁護士となったか，③事件について過去に検察官又は司法警察職員として職務を行ったかを確認する必要があるため，事案の概要についてもある程度説明する必要があると考えられる。^{*143}

なお，検察審査会長は，同一事件について，会議の都度，同一の検察審査員及び補充員に対し，重ねて除斥事由の有無を確認する必要はないが，検察審査員の交替，補欠の検察審査員，臨時の検察審査員等，新しく関与した検察審査員及び補充員については，確認しなければならない。

(4) 除斥の議決

ア 議決方法

検察審査会長が除斥事由の有無を確認した際，除斥事由がある検察審査員はその旨の申立てをしなければならず（法 34Ⅱ），^{*144}検察審査会は，除斥事由があると認めるときは除斥の議決をしなければならない（法 34Ⅲ）。当該議決に当たっては，検察審査会長が除斥事由のある旨の申立てをした検察審査員に代わる臨時の検察審査員を選定した上で（法 25Ⅱ），当該臨時の検察審査員を含めた 11 人で除斥の議決を行う必要がある点に留意する必要がある。

イ 議決の効果

除斥の議決を受けた検察審査員は，職務の執行から除斥された事件についての評議・評決，議決書の作成はもちろん，事実調べの手續等，審査手續の全般にわたって関与することは許されない。^{*145}検察審査会長は，除斥された検察審査員に

*143 法 34 条は，除斥事由の確認対象に補充員を含んでいないが，審査の対象となった当該被疑事件について，審査の公正を害するおそれのある者を除外する除斥の趣旨からすると，除斥事由のある補充員についても傍聴を認めることは相当でないので，傍聴する補充員についても除斥事由の有無を確認する運用が望ましいと考えられる。もっとも，補充員について除斥事由が認められた場合でも，事実上その者に傍聴を許さないにとどまり，除斥の議決を要するものではないと考えられる。

*144 検察審査員又は補充員本人からの申立てに限らず，他の検察審査員又は補充員からの指摘や検察審査会が自然に知るところとなった場合においても，除斥の議決をなし得る。

*145 除斥事由がある検察審査員が，その事実を秘して議決に関与した場合には，その議決は無効であると解されている（刑訴 377②参照）から，再度会議を招集して議決しなければならないことになると考えられる。

代わって職務を行う臨時の検察審査員をくじで選定しなければならないこととなるが（法 25Ⅱ），除斥の議決を行った臨時の検察審査員が引き続き検察審査員として当該事件審査に関与することは差し支えなく，あらためて臨時の検察審査員を選定する必要はないと解されている。^{*146}

ウ 除斥された検察審査員の会議への招集

検察審査会事務官は，法 22 条の規定に関わらず，除斥事由が認められた以降，除斥された検察審査員を，職務の執行から除斥された当該事件のみを審査する期日には招集する必要はない。ただし，その期日が定例会議，会長互選会議等のいわゆる法定会議期日であるとき，又は同一期日に他の審査事件をも審査する予定があるときは招集する必要がある点に留意が必要である。

2 事件概要等の説明

(1) 事件概要等の説明の意義

ア 説明の重要性

検察審査会が適正かつ迅速に検察官の不起訴処分の当否を審査するためには，各検察審査員において，不起訴処分とされた事案の概要を正確に把握する必要がある。そのために，検察審査会事務官は，検察審査会長の指示を受けて，不起訴記録の写し等の配布に加えて，事件の概要や争点を口頭で説明することが考えられる。

このような事件概要等の説明は，審査資料の作成（前記第 4 の 2 項）と並んで，検察審査会事務官による最も重要な補助事務の一つであると考えられる。

イ 留意事項

検察審査会制度の趣旨は，検察官の公訴権の行使に検察審査員の良識を反映させることであるから，検察審査会事務官が行う事件概要等の説明の内容や範囲は，検察審査会が事件処理を円滑に進めていくための補助的役割に限られると解されている。したがって，検察審査会事務官は，事件概要等の説明に当たって，検察審査会事務局が，検察審査会の判断を左右したり，一定の結論を示唆しているかのような印象を与えることがないように十分に留意すべきである。

(2) 説明事項

ア 一般的な手続の説明

検察審査会事務官は，初めて会議に出頭した検察審査員及び補充員に対し，事件概要等の説明をする前提として，会長互選会議や定例会議等の機会を利用して，一般的な審査の心構え，事件処理のあり方，議決の手続等を説明し，これらについて十分理解してもらうことが望ましい。また，具体的事件と関わりなく，事件処理に関係する，刑法，刑事訴訟法等一般的な法律知識について簡単な説明を行うことも差し支えないと考えられる。

イ 具体的な事件概要の説明

検察審査会事務官は，具体的な事件概要等（被疑事実の要旨，争点や不起訴の

^{*146} 除斥事由がある旨の申立てをした検察審査員に除斥事由がないと判断された場合，除斥の議決のために選定された臨時の検察審査員は解任となり，当該除斥事由がある旨の申立てをした検察審査員が再び会議に加わることになる。

理由、証拠関係の概要など）を説明するに当たっては、検察審査会が行う審査に必要かつ十分な説明となるように配慮しなければならない。そのためには、検察審査会事務官自身がその内容を十分理解する必要がある、事件の内容等に応じて分かりやすい説明となるよう適宜工夫する必要があると考えられる。^{*147}

なお、検察審査会事務官が、法令の基礎的解釈の説明及び判例の調査によって容易に知り得る事項を説明することは差し支えないと考えられる。

(3) 特に説明に注意を要する場面

ア 検察審査員等が新たに審査に関与しまたは前回欠席した場合等

任期終了による交替等で新たに審査に関与することとなった検察審査員等や、前回欠席した検察審査員等は、会議録等からそれまでの審査状況を知ることができる。しかし、事件内容によっては、従前の審査経過や既に取り調べた証拠の内容を十分に把握することが困難である場合も少なくないと思われ、そのような場合には、新たに関与する検察審査員等が自分の意見を述べることに躊躇し、審査がスムーズに進まないことも考えられる。

そこで、そのような検察審査員等に対し、検察審査会事務官が、検察審査会長の命を受けて審査会議の開始前または終了後に摘録等を配布し、事件概要や争点の説明をする等、審査開始段階での補助事務とほぼ同一のことを行うほか、審査の経過や証人尋問調書の内容等の説明を行うことが考えられる。

イ 複雑困難な事件、専門的な事件を審査する場合

複雑困難な事件や専門的な事件を審査する場合、一般の事件に比べ検察審査員及び補充員が事件の内容を理解するのが容易でないため、会議回数が増えることが予測される。会議回数が増えると、その都度事件概要を説明する機会が必要となるだけでなく、記憶を保持する必要がある、検察審査員及び補充員の負担も大きい。

このような負担を軽減するため、検察審査会事務官は、検察審査会長に対し、①短い期間に複数回の会議期日を指定して集中的に審査を行う、②できる限り検察審査員及び補充員の任期終了前に議決を行う、③専門的助言者や審査補助員の助言を受けるといった工夫をするよう助言することが考えられる。

ウ 再度の説明が必要と思われる場合

例えば、審査会議において、検察審査会の審査が検察審査員の個人的な感情にとらわれ、審査の客観性及び公正性や、不起訴記録を基に審査することの重要性などを看過し、明らかに議論が争点から外れてしまっている等、あらためて検察審査員等に事件概要や争点の説明を行うことが相当と思われる場合もあり得る。そのような場合、検察審査会事務官は、審査の流れに水を差さないよう留意した上で、適宜休憩をとることを検察審査会長に助言し、休憩後に検察審査会長から改めて事件概要や争点の説明を行ってもらう等の配慮をすることが考えられる。

*147 例えば、窃盗、傷害等のうち単純な事案については、事件概要については口頭でのみ説明する場合も考えられるのに対し、文書偽造、背任、特別法犯等の複雑な事案については、審査資料を作成したり、代表的な罪名ごとにあらかじめ作成したひな型に基づいて説明したり、ホワイトボードやプロジェクター等を活用することも考えられる。

3 審査資料の収集に関する事務

(1) 総論

ア 審査資料の収集方法

検察審査会が不起訴処分の当否を判断するに当たっては、検察官が必要な事項について十分な捜査を行っているか、また、捜査の結果得られた資料に対する検察官の評価に誤りがないかを審査することになる。このような審査を行うため、検察審査会は、次の①ないし⑤の方法により審査資料を収集することができる。

- ① 検察官に対し資料の提出又は意見の陳述を要求すること（法 35）
- ② 公務所又は公私の団体に照会して報告を求めること（法 36）
- ③ 審査申立人及び証人を尋問すること（法 37 I）
- ④ 相当と認める者の出頭を求め専門的助言等を徴すること（法 38）
- ⑤ その他の事実調べ（実地見分等）

イ 一般的な留意事項等

ア) 上記ア①ないし⑤の審査資料の収集は、いずれも検察審査会の権限であるから、検察審査会事務官は、これらの収集行為につき検察審査会事務局が検察審査会をリードしているかのような印象を与えることのないよう留意する必要がある。^{*149}

ただし、検察審査会が資料収集行為を行うことを決定した後、検察審査会の指示を受けて、検察審査会事務局事務官が資料収集行為に関与することは、補助事務の範囲内として許されると解される。具体的には次の①ないし④の事務が挙げられる。

- ① 公務所等への照会（法 36）を行う際、検察審査会又は検察審査会長から指示を受けた照会項目に基づき照会書を作成したり、検察審査会の使者として公務所等に作成した照会書を持参し回答を得てくること。
- ② 遠隔地に居住する証人、審査申立人に対し、検察審査会又は検察審査会長から指示を受けた照会項目に基づき、事実上書面で照会したり、遠隔地に居住する専門的助言者に対し、助言に必要な資料を送付して書面で助言を求めること。
150
- ③ 証人尋問に先立って、検察審査会又は検察審査会長の指示を受け、尋問事項書を作成すること。
- ④ 証人尋問において、検察審査会長が明らかに重要な事項を聞き漏らしていると思われるときに、その場で事実上の事務連絡（例えば、メモの差入れ、耳うち等）をして検察審査会長の発問を促すなどすること。

イ) 書面審査の原則との関係

*148 この場合、検察審査会事務局主導とならない範囲で適切な助言を行い、議論を争点に集中させることなどの配慮が必要である。

*149 例えば、検察審査会事務官が、証人等の取調べの要否及び取調べの順序などについてまで助言するというようなことは避ける必要がある。

*150 審査申立人、証人に対する書面照会や、専門的助言者に対し書面による助言を求めることによって、これらの者に出頭を求めることが不要となる場合もあると考えられる。

検察審査会の審査は事後審査であるから、検察審査会は、原則として、検察官が不起訴処分の判断をする基礎となった資料である不起訴記録を検討し、これに基づいて検察官の処分の当否を判断すべきである（書面審査の原則）。したがって、検察審査会事務官は、検察審査会による証人尋問（法 37 I）や実地見分等が真に必要な場合に限り行われるよう留意すべきである。

(2) 検察官からの意見聴取

ア 検察官（検察官事務取扱検察事務官も含む。）は、検察審査会の要求があるときは、会議に出席して意見を述べなければならない（法 35 後段）。

イ 聴取の対象

意見を聴取する検察官は、原則として不起訴処分をした検察官である。しかし、不起訴処分をした検察官が転勤している場合には、不起訴処分をした検察官が処分当時所属していた検察庁の他の検察官の意見を聴取する。ただし、当該不起訴処分をした検察官に意見を聴くことが必要不可欠な場合には、不起訴処分をした検察官に対して出席を要求し得るものと考えられる。^{*151}

出席を求められた検察官が事情により出席できないときは、出席に代えて意見書の提出を求めることも考えられる。^{*152}

ウ 意見聴取の際の留意点

検察審査会が検察官の意見聴取を行うに当たり、検察審査会事務官は、検察審査会長の指揮の下、次の点に留意して検察審査会の審査を適切に補助する必要がある。

(ア) 検察官の回答義務

検察官の述べる意見は、不起訴記録中の各種証拠に関する評価、不起訴の判断に至った心証形成の理由等である。そのため、検察官には、意見を述べた後、その意見に関する質問には答える義務があるが、事実に関する質問には答える義務はないものと解されている。^{*153}

(イ) 意見聴取の時期

高度に専門的な事案や複雑困難な事件について検察審査員及び補充員の理解を充実させる必要がある場合などは、審査の当初の段階で意見聴取するのが相当な場合もあると考えられる。他方、検察審査員が聴取した検察官の意見に引きずられることなく総合的な判断をするためには、申立理由を十分に把握してある程度心証形成が進んだ段階で意見聴取をするのが相当な場合もあると思われる。また、後者の場合については、意見聴取の方法等についても十分に配慮する必要がある。^{*154}

*151 その場合の出席要求は、不起訴処分をした検察官又は当該検察官が現に所属する検察庁に対して行えばよく、要望がある場合を除き、不起訴処分をした検察官が処分当時の所属していた検察庁を経由する必要はない。

*152 意見書の提出を求められた検察官には、意見書の提出義務はないため、提出を強制することはできないと考えられる。

*153 事実関係について検察官が見聞したことを聞く場合には、法 37 条の証人として尋問することになる。もっとも検察官が進んで任意に陳述する場合には、それを審査の資料としても差し支えないと考えられる。

*154 例えば、意見聴取後に審査申立人尋問を行って検察官の意見と照らし合わせたり、聴取した検察官の意見について審査補助員に助言を求めたり、申立理由を十分に把握してある程度心証形成が進んだ段階で聴取すること

(ウ) 検察官から意見聴取の要望等があった場合

検察官から、意見を述べる機会を与えてほしい、意見聴取に当たって複数の検察官を出席させてほしい等の要望がされる場合もある。しかし、検察官に意見を述べる機会を与えるかどうかや、意見聴取の方式については、いずれも検察審査会の裁量的判断によるものと考えられる。^{*155}

(3) 公務所等への照会

ア 検察審査会は、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる（法 36）。

（ア） 公務所又は公私の団体

「公務所」とは、公務員が職務を行う官公署その他の組織体であり、場所や、建造物を指すものではない。また、「公私の団体」とは、個人以外の団体である、法人格の有無を問わないと解されている（刑訴 279 と同じ。）^{*156}。

（イ） 照会の時期

申立書受理後又は職権審査開始後でなければできないと解されている。

（ウ） 必要な事項の報告

公務所等で保管され備え付けられている記録中にどのような記載がなされているかについて、特定された「必要な事項」の「報告を求めることができる」とどまり、カルテの写しや登記簿謄本等の記録の送付を求めることはできないと解されている。

イ 検察審査会からの照会方法

照会方法について特別の定めはないが、公務所又は公私の団体に照会する以上、書面で行うのが相当であると考えられる。

ウ 検察審査会への報告方法

公務所又は公私の団体は、検察審査会からの公務所照会に対して、報告をする義務があるが、照会に応じない場合、強制的に報告をさせる手段はない。報告方法についても特別の定めはないため、口頭（電話）で報告された場合は、取扱者である検察審査会事務官は聴取書を作成する必要がある。

また、検察審査会からは公務所等に対し、報告を求めることしかできないが、照会先からは、書面や口頭での報告に代えて、カルテの写しや登記簿謄本等が送付されることもあり得る。

なお、公務所に対して報告に要した調査費用等を支払うことはできない。そのため、検察審査会事務官は、報告を受けた後で問題とならないよう、事前に照会先にその旨を説明する必要がある。

(4) 審査申立人尋問

も考えられる。

*155 検察審査会事務官は、検察審査会長の指示を受けて、複数の検察官の出席を必要とする事情等の書面提出を検察官に促すことなどが考えられる。

*156 公私の団体には一私人は含まれず、法 36 条により遠隔地の者などに特定の事項について書面照会をして報告を求めることはできないと解されているが、事実上の任意処分として報告を求めることはできると解されている。

ア 検察審査会は、審査申立人を呼び出し、尋問することができる（法 37 I）。^{*157}

イ 尋問の種類

審査申立人に対する尋問は、次の趣旨で行う場合が考えられる。

(ア) 事実認定の資料（証拠方法）とするための尋問

審査申立人の供述を事実認定の資料とするために、審査申立人に尋問する場合である。

ただし、検察審査会の審査は、不起訴処分の当否に関する事後的審査であり、不起訴記録を书面審査することが原則である。したがって、検察審査会は、審査申立人尋問を行う前に、まずは審査申立人に意見書や資料の提出を促すことや（法 38 の 2）、審査申立人に対し尋問事項を伝え、回答を書面で提出してもらうことが考えられる。

(イ) 不服理由を確認するための尋問

例えば、審査申立人が被害者やその遺族であり、不服の理由説明を行うことについて強い希望が述べられている場合には、例外的に、不服理由を確認するために尋問することも考えられる。また、審査の過程で検察官から意見を聴取した場合（法 35）、審査が偏っているという批判を受けることのないように、バランスを取る意味で尋問をすることも考えられる。

ウ 審査申立人の呼出し

(ア) 不出頭の場合の制裁規定や、証人のような召喚請求の規定もない。また、審査申立人の呼出方法については民事訴訟法の準用規定もないことから、適宜の方法で呼び出すことになる。

(イ) 尋問した審査申立人に対しては、法令上規定がないことから、旅費、日当及び宿泊料を支給することはできない。

(ウ) 審査申立人が服役中又は遠隔地居住の者であり、呼出しに応じることが難しい場合は、意見書や資料の提出（法 38 の 2）を促すか、書面又は口頭によって尋問事項を連絡し、回答を書面で提出してもらうことも考えられる。

エ 尋問方法

(ア) 法令上の規定はないが、証人と同様、原則として審査会議において審査会長が尋問することになると考えられる。この場合、他の検察審査員も検察審査会長に告げて各自尋問することができると解されている。

(イ) 審査申立人代理人から審査申立人尋問への立会いを依頼された場合でも、会議非公開の原則（法 26）からは許されないと考えられる。審査事件に関する審査申立人の主張又は申立ての理由について釈明を求める必要があるときは、代理人に審査申立人の意見書や資料の提出（法 38 の 2）を促すことも考えられる。

(5) 証人尋問

ア 検察審査会は、証人を呼び出し、これを尋問することができる（法 37 I）。

^{*157} 審査申立人尋問を行うかどうかは検察審査会の裁量判断によるため、審査申立人に意見聴取の要望がある場合でも、検察審査会において審査申立人の尋問を行う議決をする前に、検察審査会事務局長が審査申立人を呼び出した、審査申立人の呼出しの包括委任を受けておくことはできないと考えられる。

なお、証人尋問は、審査事件の審査開始後の手続であることから、審査事件の審査開始前や建議・勧告事件において行うことはできないと解されている。

イ 尋問の対象

目撃者等のほか、被疑者^{*158}、申立外の被害者、審査申立人の任意代理人についても、尋問することができる。

ウ 証人尋問の必要性の判断

検察審査会の審査は不起訴処分の当否に関する事後審査であり、申立書や不起訴記録等の書面審査が原則であることに加え、検察審査会で尋問する証人には法令上の宣誓義務がなく、偽証の制裁がないことや、供述を拒否したり、黙秘した場合に取り得る対策がないことから、検察審査会において証人尋問を行うに当たっては、その必要性を十分慎重に検討する必要があると思われる。また、検察審査会が証人尋問の必要性を判断する材料として、検察審査会事務局から、次の点について指摘することもある。

(ア) 尋問を行っても結論が変わらないことが明白な場合

不起訴記録の検討によって一応得られた結論が、新たに証人を取り調べても変わらないことが明白な場合は、当然ながら証人を取り調べる必要はないと考えられる。

(イ) 尋問対象者である関係人が複数いる場合

関係人全員を尋問するのではなく、何らかの結論に達し得るまでの心証が得られる範囲でのみ取り調べるのが相当であると考えられる。

(ウ) 検察官が捜査段階で既に取り調べている場合

不起訴記録や審査申立人の主張及び不服理由等を検討した結果、不起訴記録中の供述調書にあいまいな箇所や不審な点があったり、検察官の取調べに不十分な点がある場合で、どうしても供述者本人を直接尋問する必要があるときに初めて証人尋問を行うのが相当と考えられる。

(エ) 検察官が捜査段階で取り調べていない場合

検察官が当然取り調べるべきであった被害者又は重要参考人や不起訴処分後に所在が判明した重要参考人を尋問することが考えられる。しかし、この場合も、必要性を十分吟味する必要がある。

エ 証人の呼出し

(ア) 証人の呼出しは、呼出状を送達して行う（令 24、16）。ただし、呼出状の送達と出頭との間には、急速を要する場合を除き、少なくとも 24 時間の猶予期間をおかなければならない（令 25）。

(イ) 服役中の証人を呼び出して尋問することに刑事施設が応じない場合は、事実上証人に照会して任意に書面で回答を得ることができれば、この回答を審査資料とする方法が考えられる。

(ウ) 証人には、旅費、日当及び宿泊料を支給することができる（法 39）。

*158 審査申立人及び証人は、尋問に応じて供述する義務を負う。ただし、自己が刑事訴追を受け、又は有罪の判決を受けるおそれのある供述を拒むことができる（憲法 38 条、刑訴 146 条）ことからすれば、被疑者を証人として尋問する場合は、刑訴 198 条 2 項の方法により黙秘権を告知することが望ましいと考えられる。

オ 尋問手続

- (ア) 審査会議において、検察審査会長が代表して行うことになるが、他の検察審査員も、検察審査会長に告げて自ら尋問することができるものと解されている。
- (イ) 検察審査会法には、供述拒否権（刑訴 146）や黙秘権の告知（刑訴 198Ⅱ）の規定がなく、宣誓（刑訴 154）や宣誓又は供述拒否の罰則（刑訴 161 条）の規定もないから^{*159}、証人の意思に反して供述を求めることは許されないと考えられる。したがって、証人尋問に当たっては、検察審査会長が、証人に対し、意思に反してまで供述する必要があることを説明することが相当であると考えられる。
- (ウ) 検察審査会長が事務処理のため会議期日以外の日に出頭した場合は、検察審査会の議決に基づいて、会議準備のため等必要不可欠な事由により出頭した場合に限り、旅費、日当及び宿泊料が支給される。そのため、検察審査会事務官が、証人尋問の事前準備として会議期日以外の日に出頭した検察審査会長と尋問事項等についての打合せ等を行う際は、あらかじめ審査会議の議決（包括的議決で足りる。）を経る必要があることに留意が必要である。
- (エ) 証人が他の検察審査会の管轄区域内に居住する場合であっても、当該居住地を管轄する検察審査会に嘱託して証人尋問を行うことはできないと解されている。

カ 証人召喚請求

（ア） 召喚手続

検察審査会は、証人がその呼出しに応じないときは、当該検察審査会の所在地を管轄する簡易裁判所に対し、証人の召喚を請求することができる（法 37 条 2 項）。この請求をするには、裁判所に対し次の①ないし⑤に掲げる事項を記載した書面を提出し、かつ、証人が呼出しに応じないことを認めるに足りる資料を示さなければならない（令 26）。この請求を受けた簡易裁判所は、召喚状を発しなければならない（法 37Ⅲ）。

- ① 証人の氏名、年齢、職業及び住居
- ② 被疑者の氏名。ただし、氏名が明らかでないときは、その旨
- ③ 被疑事件の罪名
- ④ 出頭の年月日時及び場所
- ⑤ 証人が検察審査会の呼出しに応じない旨

なお、この召喚については、刑事訴訟法が準用される（法 37Ⅳ）ことから、召喚状の記載要件等はすべて刑事訴訟法による（刑訴 153、62、63、65）が、召喚に応じない場合の罰則や勾引の規定は準用されない点に留意が必要である。^{*160}

*159 尋問に当たって検察審査会長が公判の証人宣誓の文言に類する注意を与えることが適当と考えられるが、その旨を会議録に記載するまでの必要はないと考えられる。

*160 証人が正当な理由がなく裁判所の召喚に応じないときは、10 万円以下の過料に処せられる（法 43Ⅱ）にすぎないから、裁判所に証人の召喚請求をするに当たっては、証人召喚状の記載要件を定める刑事訴訟規則 110 条 1 項中の「正当な理由がなく出頭しないときは過料又は刑罰に処せられ且つ勾引状を発することがある」旨の記載

おって、証人召喚請求事件記録は、簡易裁判所から、召喚状を発した旨の通知とともに検察審査会へ送付される。送付を受けた事件記録は、当該審査記録の関連記録として、当該事件の終局的な議決があつて1年を経過するまで保存し、その後は廃棄して差し支えない（昭和 45. 11. 28 最高裁判一第 249 号刑事局長通達参照）。

(イ) 過料の手続

法 43 条の過料の手続については、法又は施行令には別段の定めが置かれていないこと、また、過料は刑罰でなく行政罰であることから、刑事訴訟法ではなく非訟事件手続法 119 条から 122 条が適用される。

管轄裁判所は、過料に処せられるべき者の住所地を管轄する地方裁判所（支部を含む。）であり、過料の裁判は検察官の命令によって執行される（非訟 119、121）。^{*161}

(6) 専門的助言の聴取

ア 検察審査会は、相当と認める者の出頭を求め、法律その他の事項に関し専門的助言を徴することができる（法 38）。

イ 専門的助言者の資格及び助言を徴する事項

（ア）専門的助言者の資格等について特別の制限はなく、助言を徴するか否か、どのような事項について助言を徴するかについては、検察審査会の裁量による。

したがって、検察審査会の判断により、例えば、被害者の死因、傷害の程度について医師の出頭を求め、筆跡の鑑定について専門家の出頭を求めて、助言を徴することができる。^{*162*}^{*163}また、通訳を必要とするときも専門的助言者（法 38）として取り扱うことになる。

（イ）留意点

検察審査会の審査は、検察官の不起訴処分の事後審査であり、原則として、検察官が不起訴処分の判断をする基礎となった資料（不起訴記録）を検討し、これに基づいて検察官の処分の当否を審査するものと解されている（専門的助言者に支給されるのが日当のみであることから、その性質が補充的なもので

は準用されないこと、及び簡易裁判所から召喚を受けた証人が正当な理由なく召喚に応じないときに処せられる過料は、10 万円以下（法 43Ⅱ）であることを連絡しておくことが望ましい。

*161 法又は施行令には、戸籍法施行規則 65 条、不動産登記規則 187 条、商業登記規則 118 条のような過料事件の通知義務の規定が置かれていないことから、証人に法 43 条 2 項所定の事由が発生した場合でも、このことを裁判所に通知する法令上の義務はない。しかし、裁判所は、通知があつて初めて過料の判断を行うことから、検察審査会長は、法 43 条 2 項所定の事由が発生した場合において、その者に過料の制裁を課するのが相当と考えたときは、招集状の送達報告書等の関係書類を添付して管轄裁判所に通知するのが相当であろう。

*162 法律上の問題について裁判官又は検察官に助言を聴取することは、審査の対象が検察官の不起訴処分であること、後日起訴された当該事件の裁判に関与する可能性があることから、これを差し控えることが相当であり、必要に応じて審査補助員に委嘱することが相当と考えられる。

*163 検察審査員又は補充員の中に専門的助言者としての適任者（例えば、交通安全協会理事、薬剤師、農業委員など）がいた場合、それらの者から例えば自動車事故に関する「急制動とスリップ」の関係、薬品の科学的変化、農地に関する事項について助言を徴することは可能であると考えられるが、事後の手続等については次の方法が考えられる。検察審査員として専門的意見を述べる限りにおいては、除斥事由（法 7 条 6 号）に該当するものではないと考えられるが、専門的助言者として供述してもらうのであれば、その後の審査については事実上関与してもらわないほうがよいと考えられる。また、補充員である場合には、専門的助言者となってもらうことは差し支えなく、むしろ専門的助言者にならないと審査会議で意見を述べることはできないものと考えられる。

あると認めることができる（刑訴 173, 178 参照）。）。したがって、検察審査会事務官は、検察審査会が行き過ぎた捜査類似行為をすることないように留意する必要がある（例えば検察官の行った精神鑑定についての説明を求めることは相当であるが、鑑定に不十分な点があるとして、自ら新たな鑑定を依頼することは不相当であろう。）。また、被疑事実の存否や不起訴処分の当否について助言を聴取することも相当でないので、この点についても留意する必要があると考えられる。

ウ 審査会議への立会い等

ア 審査会議への立会い

専門的助言者は、助言するに当たって必要な場合は、検察官、審査申立人、証人、他の専門的助言者の供述その他証拠資料を参照するために、審査会議に立ち会うことも許されるが、評議に立ち会うことはできないと考えられる。^{*164}

イ 不起訴記録写しの貸与

不起訴記録には捜査の秘密及び個人情報に記載されている。そのため、専門的助言者が、助言する事項を検討するため、やむを得ず不起訴記録を持ち帰らなければならない場合、検察審査会事務官は、必要な部分の写しを作成して貸与し^{*165}、受領書を提出させた上で、他の者に貸与資料を閲覧等させないよう十分な注意喚起をする必要がある。また、専門的助言者の職務が終了したときは、速やかに返還を求めるなどの措置を講じなければならない。

エ 旅費、日当及び宿泊料の支給

専門的助言者に対しては、旅費、日当及び宿泊料を支給することができる（法 39）。

(7) 実地見分

ア 法令上の明文規定はないが、検察審査会は、必要があれば、犯罪場所等を実地見分することができるものと解されている。ただし、検察審査会の審査は事後審査であり、書面審査が原則であるから、安易に実地見分をすることは避けるべきであると考えられる。^{*166}

イ 検察審査会が行う実地見分は強制力を有しない。そのため、権利者の承諾が得られないような場合は、家屋や敷地内に入って実地見分を行うことはできない。

ウ 実地見分の場所に呼び出した証人及び専門的助言者に対しては、旅費、日当及び宿泊料を支給することができるが（法 39 本）、その他の例えば実地見分立会者若しくは参考人等に対しては支給することができないと解されている。

4 提出資料の取扱い

(1) 審査申立人からの提出

ア 審査申立人は、検察審査会に意見書又は資料を提出することができる（法 38

*164 専門的助言者には宣誓の義務がないことから、宣誓（刑訴 154）をさせたり、これに類する注意を審査会長が与えることは相当ではないと考えられる。

*165 送付が必要な場合であっても、会議録を送付することはできないものと解されている。

*166 例えば、交通事故を内容とする危険運転致死傷事件の場合は、不起訴記録中の実況見分調書により事故現場の状況等を十分認識できるものと考えられるし、検察審査会事務局としても、適宜、事故現場の大きな略図を作成するなどの工夫をして、検察審査員に現場の状況等を理解させるよう努めるべきである。

の2)。

検察審査会事務官は、検察審査会長の指揮の下で、申立時及び近い将来議決が見込まれるときには、議決後に審査申立人から意見書又は資料提出の機会が損なわれたといった抗議を受けないよう、審査申立人に対し、意見書又は資料の提出予定の有無を確認し、提出の予定があれば速やかに提出するよう促す等の事務が考えられる。^{*167}

イ 提出資料の保管

資料の提出があった場合、検察審査会事務官は、後日問題が生じないように、審査申立人に返還の要否を確認し、審査事件会議録の「提出資料」欄に品目等所定の事項を記載するとともに、返還が必要ない場合は、その旨を「備考」欄に記載する。返還を要するものについては、さらに審査資料受渡簿に登載して、検察審査会事務局長の責任において保管しなければならない。

ウ 提出資料の返還

(ア) 係属中の返還

審査申立人が資料の返還を希望する資料について、「写し」の提出で足りるものについては、写しの提出を求め、提出された「写し」にその旨を表示することが相当であると考えられる。ただし、審査申立人が服役中である場合など、「写し」の提出が困難と思われる場合は、検察審査会の判断に基づいて「写し」を作成し、原本を返還することも考えられる。^{*168}

(イ) 終局後の返還

終局的議決等により保管する必要がなくなった資料のうち、返還を要するものについては、検察審査会事務官は、審査事件会議録の「提出資料」欄及び審査資料受渡簿に返還年月日を記入の上、事件関係送達・送付簿によって速やかに返還しなければならない。郵送によって返還する場合は、受領書を同封するほか、郵送途中に毀損、その他原形を損なわないよう梱包して返還するのが相当である。

審査申立人が受取りを拒否しているものについては、後日無用な問題が生じないように、返還方法、保管方法、廃棄方法については、十分配慮する必要がある。

エ 検察官からの交付・貸出依頼

検察官から、意見陳述（法 35）の準備又は当該事件の再起のため、申立書又は審査申立人提出資料の貸出依頼があった場合であっても、申立書及び審査申立人提出資料は審査記録の一部であることから、原則として応じることは相当でない。もっとも、検察官の意見聴取を行う場合に、不起訴理由を十分に説明できるよう準備させる必要があることから、検察審査会の判断によっては、閲覧又は写

^{*167} 提出期限を設定する場合には、議決する審査会議期日が明らかとならないよう留意する必要がある（法 26 参照）。

^{*168} 申立書に添付され申立書と一体となった書面については、原則として審査申立人に返還することはできないが、返還を求めている者が審査申立人本人であることを適宜の方法で確認するとともに、受領書を提出させたり、申立書と差し替えた「写し」との間に契印させるなど、書類の授受を明らかにする措置を講じた場合は、提出資料と同様に「写し」と差し替えて原本を返還することは差し支えない。

しの交付で貸出しに代えるという運用も考えられる。^{*169}

(2) 被疑者（代理人）や審査申立人の親族等からの資料の提出

法令上、被疑者（代理人）や審査申立人の親族等には、審査申立人のような意見書等の提出権（法 38 の 2）が認められていない。しかし、審査申立人以外の者から資料の提出があった場合でも、検察審査会がこの提出自体を拒めるとする明確な根拠はない。したがって、提出された資料を審査資料としてこれを取り調べるかどうかは検察審査会の裁量的判断によることとなるが、検察審査会事務官は、提出者に対し、後日問題が生じないようその旨説明する必要がある。

5 事件を併合または分離する議決に関する事務

(1) 事件の併合

事件の併合とは、関連する複数の審査申立事件又は職権審査事件を、検察審査会の議決に基づいて、1つの手続で審査を進めることをいう。

併合審査を行う基準としては、刑事訴訟法 9 条の関連事件を基準とすることが考えられる。同条は、① 1 人が数罪を犯したとき、② 数人が共に同一又は別個の罪を犯したとき、③ 数人が通謀して各別に罪を犯したとき及び④ 犯人蔵匿の罪、証憑湮滅の罪、偽証の罪、虚偽の鑑定通訳の罪及び贓物に関する罪とその本犯の罪を挙げている。

ただし、刑事手続と異なり、検察審査会に対しては、同一不起訴処分に対し、複数の申立てが考えられることから、これを受理した場合についても、検察審査会の議決に基づいて、併合して審査しなければならない（令 23）。このことは、職権審査開始後に同一事件についてなされた申立てについても同様と解することができる。

なお、事件を併合する議決がされた以降は、その後に事件が分離されたり、併合後の事件の一部について終局的議決がされるなど特段の事情がない限り、1つの事件として会議録及び議決書を作成する。

(2) 事件の分離

事件の分離とは、併合罪となる複数の被疑事件について一括してなされた不起訴処分に対する審査申立事件若しくは職権審査事件又は検察審査会が併合した事件について、検察審査会の議決に基づいて、被疑者又は被疑事実ごとに審査を進めることをいう。

事件の分離に関しては、明文規定はないが、実務上は、① 数個の被疑事実のうちの 1 個について時効が切迫している場合や、② 数人の被疑者について一括して審査しているといった場合で、ある被疑者についてのみ終局的議決を行うことができる程度に審査が進行したときなどに、例外的に当該被疑事実あるいは被疑者の事件を分離して審査する運用が行われているものと思われる。

6 審査事件会議録の作成

(1) 作成者、記載事項等

^{*169} 写しを交付する際は、今後事件の再起等に至った場合、参考人らの取調べなどに当たり、申立書等を事件関係者に示すなどしてみだりにこれを第三者の目に触れさせることがないように、取扱いには十分慎重を期すよう要請することが相当である。

ア 審査会議の議事については、審査会議に立ち会った検察審査会事務官が会議録を作らなければならない（法 28）。^{*170}

イ 検察官の公訴を提起しない処分の当否の審査に関する会議録（審査事件会議録）は、事件ごとに作らなければならない（令 27Ⅰ）。

ウ 審査事件会議録には、次に掲げる事項及び会議の経過を記載し、検察審査会長が検察審査会事務官とともに署名押印しなければならない（令 27Ⅱ）。この場合、検察審査会長及び検察審査会事務官は、署名押印に代えて記名押印することができる（令 1Ⅲ）。

（ア） 会議をした検察審査会及び年月日

（イ） 検察審査会長又は臨時にその職務を行う者、検察審査員、臨時に検察審査員の職務を行う者、会議を傍聴した補充員、審査補助員及び検察審査会事務官の職名及び氏名

（ウ） 審査申立人及び被疑者の氏名並びに不起訴処分をした検察官の氏名及び官職。ただし、被疑者の氏名又は検察官の官職が明らかでないときは、被疑者を特定するに足りる事項又は検察官の所属検察庁の名称

（エ） 検察官の意見並びに審査申立人、証人及び専門的助言を徴された者の供述又はその要旨

（オ） 議決をしたこと及び議決の趣旨

（カ） 検察審査会長が特に記載を命じた事項

（2） 審査事件会議録

ア 事件を併合して審査した場合は、「事件番号」欄には、併合して審査したすべての審査事件（建議・勧告事件を除く。）の事件番号を記載する。

イ 「事件名」欄、「申立人」欄、「被疑者」欄及び「提出資料」欄に所要事項の全部を記載できない場合は、該当欄に「別紙のとおり」と記載し、適宜の用紙を別紙として利用し、所要事項を記載する。

ウ 「提出資料」欄には、提出された資料のうち、領置したものを記載し、提出、返還等資料の処置を明らかにする。資料のうち返還を要しないものがある場合は、その旨を「備考」欄に記載する。

エ 「議決書謄本送付年月日等」欄の「裁判所」欄には、法 41 条の 7 第 3 項により地方裁判所に議決書謄本を送付した年月日を記載する。

オ 検察審査員及び補充員の出欠等記載欄は、出欠その他臨時の検察審査員及び補充員の検察審査員の選定、除斥、失格、死亡、辞退、遅刻、早退等を記載する。

カ 「会議の内容等」欄には、記載例を参考とするほか、会議の経過を簡潔に記載する。^{*171}

（3） 供述調書

^{*170} 会長互選会議期日において検察審査会長の職務を行う検察審査会事務局長は、同時に検察審査会事務官の資格を有するから、検察審査会事務局長以外の検察審査会事務官が立会うことができない場合には、自ら会議録を作成してよいと考えられる。

^{*171} 格式については、平成 21 年 5 月 21 日付け最高裁判第一 000070 号刑事局長通達「検察審査会における会議録及び選定録の様式等について」を参照されたい。また、記載例については、別添の会議録等記載例を参照されたい。

ア 供述調書には、検察官、専門的助言者、審査申立人及び証人の供述の要旨を記載する。

イ 審査期日ごとに作成し、審査申立人及び証人の供述の要旨の記載の末尾に検察審査会事務官及び検察審査会長がそれぞれ署名押印する。この場合、検察審査会長及び検察審査会事務官は、署名押印に代えて記名押印することができる（令1Ⅲ）。

ウ 供述人が複数いる場合は、審査申立人及び証人の供述要旨は、供述調書中に連続して記載することとし、所在尋問の場合も同様とする。

エ 所在尋問に立ち会った者の氏名については、「供述の要旨」欄の冒頭にその旨記載する。

(4) 実地見分調書

ア 審査期日ごとかつ場所ごとに立ち会った検察審査会事務官が作成し、実地見分の結果の記載の末尾に検察審査会事務官及び検察審査会長がそれぞれ署名押印する。この場合、検察審査会長及び検察審査会事務官は、署名押印に代えて記名押印することができる（令1Ⅲ）。

イ 実地見分に立ち会った者の氏名については、「実地見分の結果」欄の冒頭にその旨記載する。

(5) その他

ア 雑つづり群には、例えば、申立書、不起訴記録送付方照会写し、同送付書、公務所に対する照会書写し、同回答書、（証人に対する）送達報告書、資料提出書、資料調書等の書類をつづる。

イ 同一期日の会議録、供述調書又は実地見分調書が複数枚にわたる場合は、書式ごとに毎葉に契印又は丁数を付して散逸を防止することが相当である。

ウ 会議録、供述調書又は実地見分調書を作成するに当たり、文字を加入し、削除し、又は欄外に記入した場合は、これに認印をする。ただし、その字数を記載することを要しない。

第6 議決及び議決書の作成等に関する事務

1 評議

検察審査会は、審査会議において、不起訴記録の検討や証拠調べが終わった後、検察官の公訴を提起しない処分の当否に関し、議決をする（法39の5、41の6Ⅰ、Ⅲ）。

議決をするに当たっては、検察審査員が十分意見交換をし、意見が出尽くした上で評決をするのが相当であるから、^{*172}評議に当たって、検察審査会事務官は、すべての検察審査員が、事件の内容と問題点を的確に把握できるように適切な補助事務を十分に尽くすことが必要である。^{*173}

*172 審査会議における議決については、白票の出ないように、審査補助事務として検察審査会事務官から問題の所在等を適宜説明することが考えられる。

*173 審査会議に出席した検察審査員から、事案に通じていないこと、その他の理由により当日の評決前に辞退の申出がされる場合がある。この場合、検察審査会長が補充員の中から当該検察審査員に代わる臨時の検察審査員を選定し（25Ⅱ）、検察審査会が法8条9号の「やむを得ない事情」に当たると判断したときは、この辞退の申出を承認して、臨時の検察審査員を含めた11人で当日に評決することも可能である。他方、意見交換が不十分で評決の機が熟すに至っていない可能性もあるから、当該検察審査員が事案を十分理解し納得した上で議決ができ

ただし、検察審査会事務官は、補助事務が検察審査会の自由な意思決定に対する干渉と受け取られないよう、検察審査会長の主催のもとに検察審査会の自主的判断に任せるようにすべきであり、検察審査会長から相談を受けた場合に、これを適宜補佐する程度にとどめることが相当である。

2 評決

(1) 総論

ア 過半数の原則

審査会議の議事は過半数で決することとされている（法 27）。^{*174}評決の具体的な方法については、法令上特に定めはないが、無記名投票など適宜の方法によって行われているのが一般的である。議事の詳細例は次のとおりである。

(ア) 検察審査会の運営に関する一般的事項についての議事

- (イ) 不起訴記録の取寄せ、検察官からの意見聴取、審査申立人尋問、証人尋問、実地見分、公務所照会、専門的助言者からの助言聴取、検察審査員の除斥、簡易裁判所への証人召喚請求、審査補助員の委嘱
- (ウ) 不起訴不当、不起訴相当、起訴議決に至らない旨の議決、申立却下、審査打ち切り、移送の議決

イ 過半数の原則が適用されない場合

(ア) 起訴相当の議決

第一段階の審査において、起訴相当の議決をするには、8人以上の多数によらなければならない（法 39 の 5 II）。

なお、起訴相当の議決に必要な8人以上の多数に達せず、不起訴相当とする意見も過半数に達しない場合は、検察官の捜査が不十分な点がある、再検討が必要であるなどの理由により、公訴を提起しない処分を不当とする不起訴不当の議決を行うこととなる。^{*175}

(イ) 起訴議決

第二段階の審査においては、起訴議決をする場合、8人以上の多数が起訴を相当と認める必要がある（法 41 の 6 I）。その他の場合は、起訴議決をするに至らない旨の議決をする（法 41 の 6 III）。

ウ 議決の無効

審査会議における議事はすべて「議決」によって処理されるが、議決書に署名押印した検察審査員又は臨時の検察審査員に、次の(ア)ないし(エ)の事項に該当する者が加わっていた場合には、その議決は無効となるものと解されている。^{*176}

(ア) 法 5 条の欠格事由又は 6 条の就職禁止事由のある者

るよう、評決を次回期日以降に延期することとし、引き続き事案の説明をし討議を尽くすことも考えられる。

*174 検察審査会長は会議の議長となるが、検察審査員の身分を有していることから、議決を行う場合検察審査会長も1票を有する。したがって、可否同数で採決できないということにはならない。

*175 例えば、「不起訴相当2、不起訴不当4、起訴相当5」や「不起訴相当4、不起訴不当0、起訴相当7」と分かれた場合、起訴相当が8人以上の多数に達せず、不起訴相当も過半数でないことから、不起訴不当となる。

*176 議決が無効の場合は、後にこれらの事由のない者のみによる議決で無効とされた議決を追認しても有効な議決となるものではなく、新たに議決をやり直さなければならないと解されている。この場合においては、新たな議決書あるいは会議録に、再度議決した理由を明らかにしておけば足りるものと考えられる。

- (イ) 法 7 条の規定に基づく除斥事由のある者
- (ウ) 法 16 条 1 項の規定に基づく説明・宣誓を経ない者
- (エ) 法 17 条 1 項の規定に基づく職務執行停止中の者

エ 検察審査会と準起訴手続との関係

検察審査会制度と準起訴手続（刑訴 262 以下）は、検察官の専断的な事件処理を除去するという目的は同じであるが、その判断の主体・手続・法的効果を異にするから、両手続は競合し得る。準起訴手続において付審判の請求が棄却された後であっても検察官の訴追権が失われないことから、検察審査会が審査中の事件と同一事件について付審判の請求がなされた場合でも、審査を中止する必要はない。^{*177}

(2) 議決の趣旨の種別・定義とその議決を行う場合

検察審査会が審査事件について行う議決としては、次のとおり、実体的議決と形式的議決がある。

ア 実体的議決

(ア) 不起訴相当（「本件不起訴処分は相当である。」^{*178}）

第一段階の審査において、検察官の不起訴処分を相当とする場合の議決である（法 39 の 5 I ③）。

- a 訴訟条件を欠く場合（裁判権なし、被疑者死亡又は被疑者である法人等の消滅、起訴済み、親告罪の告訴（告発、請求）の欠如、取消又は無効、被疑事実に関する既判力のある裁判の存在、刑の廃止、大赦、公訴時効完成、通告欠如、反則金納付済み、保護処分済み）
- b 訴訟条件は具備しているが、被疑事件の罪とならないことが明確である場合（罪とならず、刑事未成年、心神喪失（医療観察法の入院決定が確定した場合を含む。^{*179}））
- c 訴訟条件は具備しているが、犯罪の嫌疑がない場合（嫌疑なし）
- d 訴訟条件は具備しているが、犯罪の嫌疑が不十分な場合（嫌疑不十分）
- e 訴訟条件を具備し、被疑事件の罪となることが明確であり、かつ犯罪の嫌疑も十分であるが、法令上当然刑を免除すべき場合（刑の免除）又は訴追を不必要と認めた場合（起訴猶予（微罪を含む。））

(イ) 不起訴不当（「本件不起訴処分は不当である。」^{*180}）

^{*177} もっとも、審判に付する決定（刑訴 266②）がなされると公訴提起の効果が擬制され、当該決定をした裁判所は、同一の事件について審査を行う検察審査会又は起訴議決をした検察審査会（起訴議決の議決書謄本の送付を受けた裁判所が指定弁護士をしている場合はその指定弁護士）に付審判の決定をした旨を通知しなければならない（刑訴 267 の 2）ことから、その通知を受けた検察審査会は、審査を打ち切ることとなる。

^{*178} ただし、議決時に被疑者が少年の場合は「本件を家庭裁判所に送致しない処分は相当である。」となると考えられる。

^{*179} 医療観察法 46 条により、入院決定が確定したときは、当該決定に係る対象行為について公訴を提起することができないとされているため、不起訴相当との議決をすることになるものと考えられる。仮に、この対象行為（検察官の不起訴処分）について、検察審査会が起訴議決をすれば、指定弁護士が公訴提起をしなければならず、医療観察法の対象者（被疑者）は二重に処罰を受けることになりかねない。法律上、このような場合を調整するような規定はないものと考えられる。

^{*180} ただし、議決時に被疑者が少年の場合は「本件を家庭裁判所に送致しない処分は相当でない。」となると考

第一段階の審査において、不起訴相当とも起訴相当とも議決できないため、検察官に対し再捜査、再検討を求める議決である（法 39 の 5 I ②）。不起訴相当又は起訴相当と判断するには検察官の捜査が不十分な場合（被疑者の嫌疑が十分となる証拠資料が発見される可能性がある場合）のほか、捜査が十分であっても、検察官に再検討をして慎重な判断を求める場合に行う。

審査の結果、検察官と同一の資料のみによる判断で検察官認定の事実（日時、場所、方法、被害額等）と若干異なる犯罪事実を認定して「起訴相当」の議決をすることもあり得るが、検察庁から取り寄せた捜査記録以外の資料を含めて審査した場合は、「不起訴不当」として再捜査を促すことも考えられる。

(ウ) 起訴相当（「本件不起訴処分は不当であり、起訴を相当とする。」）^{*181}

第一段階の審査において、単に検察官の不起訴処分を不当とするにとどまらず、進んで起訴を相当とすべきとする場合に行われる議決であり、検察審査員 8 人以上の多数によらなければならない（法 39 の 5 I ①）。

(エ) 起訴すべき旨の議決（起訴議決）（「本件犯罪事実につき、起訴すべきである。」）

第二段階の審査において、(ウ)と同様に、積極的に起訴を相当とする場合に行われる議決であり、検察審査員 8 人以上の多数によらなければならない（法 41 の 6 I）。起訴議決をするときは、あらかじめ、検察官に対し、検察審査会議に出席して意見を述べる機会を与えなければならない（法 41 の 6 II）。

(オ) 起訴議決に至らない旨の議決（「本件は起訴議決をするに至らない。」）

第二段階の審査において、起訴議決をしない場合の議決である（法 41 の 6 III）。

具体的には、①過半数の検察審査員が再度の不起訴処分を相当と認める場合、②過半数の検察審査員が不起訴処分を相当と認めるものではないものの、起訴議決をするために必要な 8 人以上の検察審査員が起訴を相当とする判断をしない場合が考えられる。^{*182}

イ 形式的議決

(ア) 申立却下（「本件申立てを却下する。」）

不適法な申立てに対する議決である。^{*183}

a 審査対象となる不起訴処分が存在しない申立て（法 2 I ①）。

えられる。

*181 起訴相当の議決がなされた場合、検察審査会事務局としては、第二段階の審査における必要的審査補助員の委嘱に便宜のため、起訴議決を行った審査会議において、「当該議決に対して不起訴処分がなされた場合又は一定期間内に処分に関する通知がない場合には審査補助員を委嘱する」旨及び「委嘱に関して弁護士会への推薦手続を行うことを検察審査会事務局長に委任する」旨の議決を得ておくことが考えられる。

*182 ②の場合に不起訴不当の議決（法 39 の 5 I ②）をすると、検察官が不起訴処分の当否を再検討することとなり（法 41 の 2）、被疑者の地位が長期間不安定となるだけでなく、検察官が前の不起訴処分と異なる理由（不起訴裁定主文）で再度不起訴処分をした場合には、再度審査申立てが可能となることから（法 41 の 8 が適用されない）、法 39 条の 5 第 1 項の規定にかかわらず、第二段階の審査で起訴議決に至らないときは、「起訴議決に至らない旨の議決」をしなければならないものである。

*183 この議決は、申立ての存在を前提とするものであるから、職権審査事件についてはなしえないと解されている。

- b 申立権のない審査申立人による申立て（法 30，法 2 II）。
- c 代理権のない申立代理人による申立て（申立書に委任状が添付されていない。）。
- d 書面によらない申立て（法 31，令 18）
- e 申立書に記載の著しい不備があり補正不能な申立て（法 31，令 18）
不起訴処分は存在するものの，不起訴記録に照らして申立書の記載内容が判然としない場合
- f 議決のあった事件と同一事件（同一の不起訴処分）に対する再度の申立て（法 32）
- g 議決の対象となった事件についての不起訴処分と同一の理由（不起訴裁定主文）による再度の不起訴処分に対する申立て（法 41 の 8）
- h 単に不起訴処分の理由の当否を争うにすぎない申立て
- (イ) 移送（「本件を〇〇檢察審査会に移送する。」）

審査申立事件係属中の檢察審査会が当該事件を他の檢察審査会に移送する議決である。^{*184}

- a 管轄檢察審査会以外の檢察審査会に対する審査の申立てがあった場合（法 30，令 21）^{*185}
- b 2 個以上の管轄檢察審査会への同一事件の審査の申立てがあった場合（令 20 I）
- (ウ) 審査打ち切り（「本件の審査を打ち切る。」）

申立て又は職権により事件を受理し，その内容の審査に入ったが，その後発生若しくは判明した事由によって不起訴処分の当否について結論を出すことができなくなったか，又は結論を出す利益がなくなった場合の議決である。

- a 申立ての取下げがあった場合
- b 審査申立人が死亡（自然人）又は存続しなくなった（法人）場合^{*186}
- c 申立後あるいは職権立件後，当該事件について公訴が提起され，又は刑事訴訟法 266 条 2 号による付審判の決定がなされた場合
- d 職権審査開始後，①審査の対象となる不起訴処分の不存在，②法 30 条ただし書該当，③同一事件に関する実体的な議決の存在，④管轄権なしのいずれかの事由が判明した場合

(3) 不起訴処分の理由と檢察審査会の判断の関係

ア 不起訴処分の主な理由

^{*184} 職権審査事件を移送できることになれば，A 檢察審査会の職権立件の議決に B 檢察審査会が拘束されることになり，各檢察審査会の職権行使の独立性を侵すことになるから，移送の議決はなしえないと解されている。もっとも，職権立件後，当該事件の管轄が他の檢察審査会に存することが判明したような場合には，自らは審査打ち切りの議決をするとともに，管轄を有する檢察審査会に対して，事実上その旨を通知し，収集した資料等を送付する取扱いが考えられる。

^{*185} 移送先の管轄檢察審査会が例えば東京第一檢察審査会から第六檢察審査会のように複数存在する場合には，移送元の檢察審査会の議決において，例えば「本件を東京第一檢察審査会に移送する。」との議決のように移送先の檢察審査会を指定することになると考えられる。

^{*186} 法人は，解散時ではなく清算終了時まで存続する（最一小決昭 29.11.18 最高刑集 8・11・1850）。

(ア) 罪とならず

被疑事実が犯罪構成要件に該当しないとき、又は犯罪の成立を阻却する事由のあることが証拠上明確なときにする処分

(イ) 嫌疑なし

被疑事実につき、被疑者がその行為者でないことが明白なとき、又は犯罪の成否を認定すべき証拠のないことが明白なときにする処分

(ウ) 嫌疑不十分

被疑事実につき、犯罪の成立を認定すべき証拠が不十分なときにする処分

(エ) 起訴猶予

被疑事実が明白な場合において、被疑者の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の状況により訴追を必要としないときにする処分

イ 検察審査会の判断

(ア) 不起訴処分の理由が「罪とならず」「嫌疑なし」又は「嫌疑不十分」の場合

検察審査会は、被疑事実の存否について判断するのではなく、検察官が十分な捜査に基づいて当該処分を行ったかどうか、すなわち、不起訴処分の当否を検討することとなると考えられる。

その結果、捜査が不十分であると検察審査会が判断した場合は、検察審査会として、自ら不十分であると判断した捜査の資料に基づき、不起訴相当又は起訴相当の議決を行うことは難しいから、再捜査を促すため、不起訴不当の議決を行うことが考えられる。

十分な捜査が行われていると検察審査会が判断した場合、不起訴相当又は起訴相当の議決がなされることが多いと考えられるが、検察審査員の過半数が起訴を相当とするものの8人以上の多数が得られず起訴相当の議決を行うことができない場合には、不起訴不当の議決を行った上で、実質的に検察官に起訴するかどうかの再検討を促すことになると考えられる。

なお、不起訴不当の議決に対し、検察官が改めて不起訴処分を行った場合には、第二段階の審査は開始されず、また、再度の不起訴処分に対する審査申立てが制限される場合がある（法41の8）。

(イ) 不起訴処分の理由が「起訴猶予」の場合

被疑者が罪を犯したと認められる場合であるので、検察審査会は「訴追を必要としない」とした検察官の裁量的判断（下記「刑訴248の示す基準」参照）の当否について検討することとなる。

検察審査会が、検察官の裁量的判断が相当であると判断した場合は、不起訴相当の議決がなされるが、8人以上の検察審査員が、検察官の裁量的判断が不当であると判断した場合は、起訴相当の議決がなされる。それ以外の場合は、裁量的判断の再検討を促すか、裁量的判断の材料を再調査することを求める趣旨で、不起訴不当の議決を行うことが考えられる。

（刑訴248の示す基準）

a 被疑者の性格等

性質、素行、習慣、学歴、知能程度、経歴、前科前歴の有無、常習性の有無

等

b 被疑者の年齢等

特に、若年又は老年、学生等

c 被疑者の環境

家庭状況、職業、勤務先、生活環境、交友関係、両親その他監督保護者の有無、住居の有無等

d 犯罪の軽重

法定刑の軽重、法律上刑の加重減軽の事由の有無、被害の程度等

e 犯罪の情状

犯罪の動機・原因・方法・手口、被疑者の利得の有無、被害者との関係、犯罪が社会に与えた影響、模倣性等

f 犯行後の行為

被疑者の反省の有無、謝罪や被害回復の努力、又は逃亡や証拠隠滅等の行動、環境の変化、身柄引受人その他将来の監督者・保護者の有無等環境調整の可能性の有無

g 被害者関係

被害弁償の有無、示談の成否、被害感情等

h その他

社会事情の変化、犯行後の経過年数、刑の変更等

3 議決書の作成

(1) 議決書草案の作成

ア 検察審査会は、審査の結果議決したときは、理由を附した議決書を作成しなければならない（法 40）。

議決書は、評議・評決の結果到達した結論をそのまま文章化するものである。検察審査会長から命ぜられて、検察審査会事務官が草案を作成することは差し支えないが、あくまで作成主体は検察審査会であるから、必ず検察審査会に趣旨と理由のアウトラインを決めてもらい、検察審査会事務官は、それに基づいて文章化する作業を行うにとどめるべきである。理由付けの内容についてまで検察審査会事務官が起案すべきではない。

イ 検察審査会事務官が議決書草案を作成するに当たっては、法律に関する事項を正確に表現しようとするあまりに、専門的・技術的な用語を多用することは相当でなく、あくまで法律の専門家ではない検察審査員が到達した結論を、平易に要領よく表現するよう努めなければならない。^{*187}

(2) 議決書記載事項

ア 議決書には次の①ないし⑤の事項を記載し、検察審査会長及び検察審査員がこれに署名押印しなければならない（令 28①ないし⑤）。署名押印は必須であり、これに代えて記名押印することは許されない（令 1 Ⅲ）。

① 審査申立人の氏名、年齢、職業及び住居

*187 議決書の参考書式、記載上の留意点については、別添の議決書参考書式を参照されたい。

② 被疑者の氏名、年齢、職業及び住居。ただし、氏名が明らかでないときは、被疑者を特定するに足りる事項

年齢、職業及び住居が明らかでないときは、記載する必要はない。

③ 不起訴処分をした検察官の氏名及び官職

④ 議決書の作成を補助した審査補助員の氏名

⑤ 議決の趣旨及び理由

イ 起訴議決をした場合は、上記①ないし⑤の事項に加え、できる限り日時、場所及び方法をもって犯罪を構成する事実を特定した上で、検察審査会の認定した犯罪事実を記載しなければならない（法 41 の 7 I）。

(3) 議決理由の記載程度

ア 議決理由をどの程度記載するのかについては法令に定めがなく、検察審査会の裁量的判断によることになるが、一般的には次のように考えられる。

（ア）記載することが相当でないと思われる事項

個々の検察審査員の発言の内容や、評決の割合は、特に秘密性が高い上、記載の必要性もないから記載すべきではないと考えられる。

実質的議決（起訴相当、不起訴不当、不起訴相当、起訴議決、起訴議決に至らない旨の議決）がなされた場合、その結論に反した意見を述べた検察審査員がいたときでも、議決書にその反対意見を記載すべきではないと考えられる。

（イ）記載して差し支えないと思われる事項

① 捜査記録の内容

議決の理由付けに必要な限度でこれを記載することは差し支えないと考えられる。ただし、あまりに冗長な引用は避けることが相当と思われる。

② 証人、専門的助言者、審査申立人等の供述内容等

議決の理由付けに必要な限度でこれらを記載することは差し支えないと考えられる。

③ 審査補助員の助言等の内容

審査補助員の助言等の内容については、議決書への記載は基本的に不要であろう。ただし、特に重要な事項（例えば、時効完成時期に関する説明など）については、適宜会議録に記載しておくことも考えられる（令 27 条 II ⑥）。

イ 議決別の議決理由の記載程度

（ア）形式的議決（審査打ち切り、申立却下、移送）

議決の理由は、結論部分を簡単に記載すれば足りると考えられる。

（イ）実質的議決（起訴相当、不起訴不当、不起訴相当、起訴議決、起訴議決に至らない旨の議決）

① 起訴相当、不起訴不当

検察官は、議決書を参考にして不起訴処分の当否又は公訴提起について再検討することになるから（法 41 I, II），議決の理由を詳細に記載する必要が生じるものと考えられる。^{*188}

*188 この場合でも、個々の検察審査員の発言の内容や評決の割合を記載することは相当でないと考えられる（法

② 不起訴相当

上記①の場合と異なり、原則として結論部分を簡単に記載すれば足りると考えられる。ただし、審査申立ての経緯等からみて審査申立人が審査結果に特に強い関心を有している事件^{*189}や、社会的に注目を集めたような事件については、民意の代表機関としての検察審査会が検察官の不起訴処分を是認した理由を社会に対して示すため、ある程度詳細な議決の理由とすることが相当な場合もあると考えられる。

③ 起訴議決、起訴議決に至らない旨の議決

第二段階の審査事件において、検察審査会が起訴議決をした場合には、当該議決に基づいて指定弁護士が公訴を提起することになるから(法41の10)、議決の理由を詳細に記載する必要が生じると考えられる。他方、起訴議決に至らない旨の議決をした場合であっても、第二段階の審査事件は、一般に社会的に注目を集める事件であることが多いことからすると、ある程度詳細な議決の理由とすることが相当な場合が多いと考えられる。

(4) 議決と議決書草案の内容確定との関係

議決書は、法40条に「議決をしたときは、…議決書を作成し」とあるように、議決と議決書作成とは別個の手續であり、令28条所定の事項を記載した議決書に検察審査会長及び検察審査員が署名押印して作成手續が完了する。

議決書は検察審査員全員の意思を表示した文書として成立する必要があることから、その作成は検察審査員全員によって行われる(法25Ⅰ)。議決から議決書作成までの手順は、通常次のとおりと考えられる(検察審査会事務官は、下記②及び④の事務を行う。)。

- ① 議決の趣旨及び理由についての議決
- ② 議決書草案の起案
- ③ 議決書草案の検討と内容の確定
- ④ 議決書原本の浄書
- ⑤ 検察審査会長及び検察審査員の署名押印

(5) 議決書草案作成上の留意事項

ア 一般的留意事項

議決書草案の起案等に当たる検察審査会事務官は、平易かつ正確な議決書となるようにするため、一般的に次の点に留意すべきと考えられる。

ア) 問題点を整理し、なるべく簡潔に書く。

趣旨が不明な冗長な文章とならないよう、問題点を十分に整理する。

イ) 項目を細別する。

複雑な事案などでは、不起訴裁定書の裁定理由を事項別に分類して「検察官

26 参照)。

*189 このような事件については、不起訴処分に対する審査申立人の不服理由を十分理解した上で議決すべきであると考えられるから、場合によっては、検察審査会事務官が、申立書受理時に意見書等の提出予定を確認したり、検察審査会長の命を受け、予定された意見書等の提出が遅れている場合には提出を促したりしておくことも考えられる。

の不起訴処分の理由」を記載し、その分類に沿って「検察審査会の判断」を記載する。

(ウ) 小見出し等を付ける。

項目に分けたときは、できるだけ小見出し（以下に述べようとする事柄の端的な標題）や符号（第一，1，(1)，ア，(ア)，a，(a)等）を使う。

(エ) 文章の長さに注意する。

主語と述語との間に多くの語句が挿入された長文は、意味を把握しにくい。

なお、句読点を必ず施す、修飾語はなるべく修飾する語の近くに置くなど、文章作成上の基本についても留意する。

イ 署名押印（令 28）

議決書には、検察審査会長及び検察審査員全員が署名押印する（令 28）とされており、署名押印に代えて記名押印をすることは許されない（令 1 Ⅲただし書）。

(ア) 身分の表示

（一般的な呼称）

（議決書上の表示）

検察審査会長・・・・・・・・・・検察審査会長

検察審査会長代行者（法 15 V）・・臨時に検察審査会長の職務を行う者

検察審査員・・・・・・・・・・検察審査員

臨時の検察審査員（法 25 Ⅱ）・・臨時に検察審査員の職務を行う者

補欠の検察審査員（法 18 I）・・検察審査員

(イ) 速やかに署名押印を受けること

検察審査会長及び検察審査員に署名押印を求めるだけのために臨時会議を開くことは、公訴時効切迫など特殊な理由がある場合を除き、臨時会議の趣旨から相当ではないと考えられる。よって、検察審査員の交替等の関係で次回会議期日に署名押印ができないときは、検察審査会事務官は、検察審査会が議決を行った会議終了後、直ちに議決書草案を作成し、できる限り当日に署名押印を求めるよう努める必要がある。

(ウ) 検察審査員が署名できない場合

a 任期満了の場合

検察審査会長又はこれに代わる者が、「検察審査員何某は任期満了のため署名押印することができない。」と、当該検察審査員が任期満了のため署名押印することができない旨を付記して署名押印すれば足りる。

b けが等による障害のため署名できない場合

検察審査会長又はこれに代わる者が、当該検察審査員に押印だけをさせ、「検察審査員何某は差し支えのため署名できない。」と、当該検察審査員が署名することができない旨を付記して署名押印すれば足りる。

c 署名押印を拒否した場合

検察審査会長又はこれに代わる者が、「検察審査員何某は署名押印することができない。」と、当該検察審査員が署名押印できない旨を付記して署名押印すれば足りる。拒否した理由を記載する必要はない。

d 管轄外などの遠隔地に転出したため署名できない場合

検察審査会長又はこれに代わる者が、「検察審査員何某は、〇〇県へ転出のため署名押印できない。」と、転出のため署名押印できない旨を付記し、署名押印しておけば足りる。もっとも、当該検察審査員の以後の会議への出頭が期待できる場合は、その際に議決書への署名押印を求めて差し支えない。

e 検察審査員が印鑑を所持していない場合

検察審査員は、署名の右に左手示指で指印し、検察審査会長が「これは検察審査員何某の指印である。」旨付記し、署名押印する。

ウ 議決書作成年月日

議決書の末尾には、議決書作成の年月日（議決書作成日）を記載する。議決書作成日は、検察審査会長及び検察審査員全員が署名押印した日^{*190}と考えられる。

議決の日と議決書作成日が異なるとして議決書冒頭に議決書作成日を記載したときは、議決書の末尾に、重ねて議決書作成日を記載する必要はない。

エ 罪名

議決書の冒頭に、申立書記載罪名及び検察官裁定罪名をそれぞれ記載する。検察審査会が認定した罪名が申立書記載罪名又は検察官裁定罪名と異なる場合には、さらに検察審査会認定罪名も併記する。

オ その他

(ア) 議決書が数葉にわたるときは、検察審査会長又はこれに代わる者が契印する。

(イ) 議決書に文字を加え、削り、又は欄外に記入したときは、刑事訴訟規則 59 条に準じ、その範囲を明らかにして、訂正した部分に認印する。ただし、削った部分は、元の文字を読むことができるように字体を残すことが相当である。

(ウ) 一部の審査申立人の告発取下げ、死亡

一部の審査申立人が議決前に告発を取り下げた場合、①当該審査申立人に対し申立ての取下げを促す、②告発を取り下げた審査申立人とそれ以外の審査申立人の2通の議決書を作成する、③1通の議決書にそれぞれの議決の趣旨及び理由を記載する方法が考えられるが、どの方法をとるかは検察審査会の裁量による。一部の審査申立人が死亡した場合も同様の問題が考えられる。^{*191}

(6) 職権審査事件との併合

申立後に検察官が再起し、改めて不起訴処分を行ったため、後の不起訴処分が申立ての対象となっていない場合や、社会的法益に関する事件について審査申立人に申立権がない場合において、職権で審査を開始したときは、審査申立事件及び職権審査事件を個別に審査して個別の議決書を作成するのではなく、これらの事件を併合し、一括して審査して1通の議決書を作成することが簡便であると考えられる。ただし、審査申立人は職権審査開始の事実を知らない場合もあると考えられること

*190 検察審査員の交替等により署名押印できない旨を付記し、検察審査会長又はこれに代わる者が署名押印し、検察審査員11人の署名押印がなされたとみなされる場合を含む。

*191 ①の場合には、検察審査会事務局が取下げを強要しているとの疑念をもたれないような対応をしないよう注意する。

から、議決書には職権審査開始の旨の記載をする。^{*192}

なお、社会的法益が保護法益となっている被疑事件は、個人は直接的に法2条2項の「犯罪により害を被った者」には該当しないと解されていることから、当該個人に申立権はないとも考えられる。^{*193}したがって、そのような事件が申し立てられた場合、檢察審査会は、まず審査申立人が「犯罪により害を被った者」に当たるかどうかを判断した上で、当たらないと判断した場合に初めて職権審査を開始するかどうかを判断することになると考えられる。

(7) 議決書の保存

檢察審査会事務官が、議決書原本つづりに議決のあった順につづる。なお、申立てに係る審査事件（法30）については、議決書に対応する申立書を併せてつづる。

(8) 議決書の訂正、更正

ア 議決書謄本の送付、議決の要旨の通知及び揭示前

議決書謄本の送付、議決の要旨の通知及び揭示（後記4及び5参照）のいずれも行われていない場合は、誤字脱字などの明白な誤りは、檢察審査会長が議決書を訂正した上で議決書謄本及び議決の要旨を訂正することで足りると考えられる。ただし、議決の本質に影響がある誤りは、訂正の議決をすることが相当と思われる。

イ 議決書謄本の送付、議決の要旨の揭示及び通知後

議決書謄本の送付、議決の要旨の通知及び揭示の1つでも行われた後は、議決書の訂正も訂正の議決もすることはできないと考えられる。ただし、檢察審査会の審査結果については、実質面のみならず形式面も適正であることによって、関係者の審査結果に対する信頼をより高めることも重要であることから、檢察審査会は、誤字脱字などの明白な誤りである場合のみ、更正決定に準じて更正の議決をすることができると考えられる。その際は、更正書を作成し、その謄本を検事正及び檢察官適格審査会に送付し、更正の要旨を審査申立人に通知するとともに、揭示場に揭示することになると思われる。

4 議決書謄本の送付

(1) 送付先

檢察審査会は、審査の結果議決をしたときは、理由を附した議決書を作成し、その謄本を、次のア及びイのとおり、検事正及び檢察官適格審査会に送付しなければ

*192 具体的には、事件番号は、審査申立事件と職権審査事件を併記し、事件の特定部分は、「・・・，平成〇年〇月〇日上記檢察官がした不起訴処分の当否に関し、当檢察審査会は、上記審査申立人の申立て及び職権により審査を行い、次のとおり議決する。」と記載し、議決の趣旨には、「1 本件審査申立事件につき申立てを却下する。2 本件職権審査事件につき不起訴処分は〇〇である。」と審査申立事件のものと職権審査事件のものを分けて記載し、檢察審査会の判断部分についても、「(1) 本件審査申立事件については、審査申立人に申立権がないので、上記趣旨1のとおり議決する。(2) 本件職権審査事件に係る被疑事実、・・・」と審査申立事件のものと職権審査事件のものを、項目を分けて記載する。

*193 他方、この点について、「道路交通取締法によって保護せられる法益は、一般的には道路交通の安全という公益であるが、同法に違反して無謀な運転をし、他人の器物を損壊する行為があったときは、当該行為によって損壊された物の所有者は、現に道路通行中のものでなくても、同法違反の「犯罪によって害を被った者」に該当し、檢察審査会法第2条2項、第30条により審査の申立権を有するものとする（要旨）」とする裁判例（広島高裁松江支部判決昭和31年5月14日）もある。

ならない（法 40）。^{*194}また、起訴議決をしたときは、このほか、地方裁判所に対しても議決書謄本を送付しなければならない（法 41 の 7 Ⅲ）。^{*195}

ア 検事正

当該不起訴処分をした検察官を指揮監督する検事正^{*196}

イ 検察官適格審査会

検察官の身分上の事項について審査を行う機関^{*197}

（送付先）

郵便番号 100-8977 東京都千代田区霞ヶ関 1 丁目 1 番 1 号

法務省大臣官房人事課気付

ウ 地方裁判所（起訴議決の場合）

所在地を管轄する地方裁判所にも議決書の謄本を送付する。

（2）議決後に検察官が行う措置

ア 検察官は、検察審査会から①起訴相当または②不起訴不当の議決に係る議決書謄本の送付があったときは、速やかに、その議決を参考にして、公訴を提起すべきか否かを検討した上、当該議決に係る事件について公訴を提起し、又はこれを提起しない処分をしなければならない（法 41 I, II）。また、その旨を検察審査会に通知しなければならない（法 41 Ⅲ）。

イ 検察審査会は、審査申立人に対し、検察官から通知された内容を積極的に通知する必要はない。もっとも、審査申立人から議決後の経緯について照会があった場合は、検察庁の被害者等通知制度を紹介することも考えられる。^{*198}

5 議決の要旨

（1）議決の要旨の揭示及び通知

検察審査会は、議決後 7 日間当該検察審査会事務局の揭示場に議決の要旨を揭示し、かつ、法 30 条の規定による申立てをした者があるときは、その申立てに係る事件についての議決の要旨をこれに通知しなければならない（法 40, 41 の 7 Ⅲ）。

^{*199}

^{*194} 法 40 条（謄本の送付、議決の要旨の揭示及び通知）が適用されるのは、審査の結果を最終的に決定する終局的議決（起訴相当、不起訴不当及び不起訴相当の実質的議決並びに審査打ち切り、申立却下及び移送の形式的議決）のみであり、審査の過程における中間的議決（例えば、職権審査開始の議決（法 2 II）、除斥の議決（法 34 Ⅲ）、証拠調べに関する議決等）には適用されないと解されている。

^{*195} ここにいう「審査」とは、法 2 条 1 項 1 号の審査のことであり、建議・勧告事件を含まないと解されている。また、「議決」とは、法 39 条の 5 各号、法 41 条の 6 第 1 項及び同条第 3 項に規定された実体的議決（起訴相当、不起訴不当、不起訴相当、起訴議決及び起訴議決に至らない旨の議決）のほか、形式的議決（審査打ち切り、申立却下及び移送）を含む。

^{*196} 議決当時不起訴処分をした検察官が転任し、又は退職している場合は、不起訴処分当時検察官が所属していた検察庁の検事正あてに送付する。

^{*197} 不起訴処分を行った者が検察官事務取扱検察事務官である場合及び不起訴処分をした検察官が議決当時に退職している場合は、送付する必要はないものと考えられる。

^{*198} 起訴相当議決後に第二段階の審査を開始した場合、検察審査会は審査申立人に対し、その旨を通知する必要はないが、不服がない旨の申告（法 41 の 3）がされる可能性もあることから、審査申立人から照会があった場合には、第二段階の審査を開始したことを回答して差し支えないと考えられる。

^{*199} 議決の要旨に代えて議決書の謄本を揭示し又は送付して通知することは、例え議決書の記載が簡易で、これをそのまま公表しても会議非公開の原則（法 26）に反するおそれがないような場合であっても、審査申立人及び被疑者の住所や検察審査員の氏名が記載されていることから相当でない。また、会議非公開の原則に抵触する部

(2) 記載事項

議決の要旨の記載事項については、法令上の定めはないため、検察審査会の裁量判断によることとなる。もっとも、議決の要旨の草案は、検察審査会事務官が作成することになるので、議決の要旨の草案を作成する際には、事務を取り扱う検察審査会事務官は、一般的には次のような点に留意する必要がある。

ア 記載することが相当と思われる事項

(ア)から(オ)までの事項は、事件の特定のために記載することが相当と思われる。

- (ア) 審査申立人、被疑者氏名（審査申立人が性犯罪の被害者である場合、被疑者が少年である場合及び心神喪失等を理由に不起訴となった場合など検察審査会が仮名（かめい）処理又は匿名処理をすることが必要と判断した場合には、仮名処理等を行うことになる。^{*200} ^{*201}

(イ) 不起訴処分をした検察官の官職氏名

(ウ) 不起訴処分年月日

(エ) 被疑事件名

(オ) 検察審査会の表示

(カ) 被疑事実の要旨（簡略な不起訴相当の議決の要旨を作成する場合を除く。）

広く国民に対し、検察審査会の議決の内容を知らせる趣旨からすると、特に起訴相当、不起訴不当事件については、社会的関心も高く、審査事件を特定するためにも、被疑事実の要旨を記載することが相当である。ただし、議決の要旨に記載しないことが相当と思われる事項は、仮名処理又は匿名処理を行う必要がある。

(キ) 不起訴裁定主文（罪とならず、嫌疑なし、嫌疑不十分、起訴猶予等）

(ク) 議決の趣旨及び理由の要旨

イ 記載しないことが相当と思われる事項

議決書に記載していない事項のほか、次の(ア)から(ケ)のような、評議の秘密にわたる事項、捜査の秘密を害するおそれのある事項及び関係人の名誉・プライバシーを害するおそれのある個人情報等の事項は記載しないことが相当と思われる。

(ア) 審査申立人、被疑者の住所、生年月日

(イ) 不起訴裁定理由（検察庁から公表されている場合を除く。）

(ウ) 捜査記録の内容

(エ) 審査会議期日（議決を行った期日を除く。）

(オ) 証人の数、住所、氏名、尋問及び供述内容

分を削除した議決書の抄本を通知又は掲示する取扱い、議決の要旨を通知又は掲示するという法律上の規定に反するだけでなく、実質的には議決の要旨を作成することと異ならず、あえて議決書抄本を作成する利益がないことから相当でないと考えられる。

^{*200} 仮名処理等をする場合、被疑事実の要旨やその他の記載により審査申立人や被疑者を特定することができる記載がないように議決の要旨を作成する必要があると考えられる。

^{*201} 申立書の被疑者氏名が不詳であった場合でも、不起訴記録から被疑者の氏名が判明した場合は、判明した氏名を議決書に記載することとなるが、審査申立人や被疑者の氏名を公表すると審査申立人、被疑者及びそれらの家族の身体に危険が及ぶ蓋然性が極めて高いと予測される事情がある等特段の事情がある場合には、検察審査会の判断により、議決の要旨に記載する審査申立人や被疑者の氏名を匿名にする取扱いも許されることが考えられる。

(カ) 聴取した検察官の意見内容

(キ) 実地見分の日時、内容及び立会人の氏名

(ク) 専門的助言者の氏名及び意見の内容

(ケ) 検察審査員及び補充員の氏名、検察審査員の意見、評決の割合

公表すると、審査申立人、被疑者その他の第三者が検察審査員及び補充員に対し不当な圧力を加えたりする弊害も考えられ、検察審査員の自由な活動を保障できなくなるおそれがあるし、また、個人情報保護の観点からも記載すべきではないと考えられる。

(コ) 審査補助員の氏名（ただし、議決の要旨に記載することについて、当該審査補助員に事前の承認を得ている場合は記載することも差し支えないと考えられる。）

(ク) 審査補助員の意見の内容

ウ 議決の理由の記載程度

(ア) 起訴相当、不起訴不当の場合でも、議決書のような詳細な記載は不要であろう。

(イ) 不起訴相当の場合には、検察官に再捜査を求めるわけではないから、議決の理由は形式的な記載で足りると考えられる。^{*202}

(3) 掲示場への掲示

ア 議決の要旨は、議決書を作成した後、できるだけ早い機会に7日間掲示すればよく、議決書作成の日から7日間というわけではない。また、取り違い等の過誤防止の観点からも、掲示用、通知用及び事件報告用などその用途ごとに議決の要旨を個別に作成すべきではないと考えられる。^{*203}

イ 議決の要旨の通知及び掲示（法40、41の7）は、検察審査会が法2条1項1号又は法41条の2の審査について作成した議決書に関する規定であり、建議・勧告（法2条I②）のため作成した建議書及び勧告書には適用されない。

ウ 議決の要旨を掲示したときは、審査事件簿の「掲示開始年月日」欄に掲示の年月日を記入する。また、掲示が終了した議決の要旨を保管しておく必要はないと考えられる。

(4) 審査申立人への通知

ア 通知先

審査申立人（申立てをした者、法30）に対しては、実質的議決（起訴相当、不起訴不当、不起訴相当）の場合だけでなく、形式的議決（審査打ち切り、申立却下、移送）の場合についても議決の要旨を通知する。審査申立事件と職権審査事件を

*202 不起訴相当の場合であっても、社会的に注目を受けた事件や、審査申立人が後日不服を申し立てることが相当程度想定される事件の場合において、審査申立人の納得を得るために議決書及び議決の要旨に不起訴相当の理由をある程度記載することが必要なケースもあると思われるが、その場合でも、必要以上に詳細にならないようにすることが相当と思われる。

*203 報道対応が想定される申立事件は、検事正への議決書謄本の送付及び審査申立人らへの通知を行った上で、掲示場に議決の要旨を掲示し、その後、取材を受けることになると考えられる。審査申立人が遠隔地に居住している場合には、議決の要旨の審査申立人への配達予定日と同日に掲示場に議決の要旨を掲示する方法も考えられる。

併合して審査した場合は、併合した事件を含めた事件全体の議決の要旨を通知することで足りる。

第二段階の審査の議決（起訴議決、起訴議決に至らない旨の議決）の議決の要旨の通知先は、第一段階の審査が審査申立事件の審査である場合は、その審査申立人である（法 41 の 7 Ⅲ）。^{*204}

イ 代理人への通知

審査申立人に代理人がいる場合は、特段の事情がない限り、その受領権限を委任されていると認められることから、申立代理人に議決の要旨を通知すれば足りる。

(5) 被疑者に対する通知

被疑者に対しては法令上通知する義務がないだけでなく、通知した場合には被疑者に逃亡又は罪証隠滅のおそれがあることから、申出があった場合であっても通知することは相当でない。

(6) 不服申立て

検察審査会の議決に対しては、法令上不服申立てをすることができない。議決に関して審査申立人や代理人弁護士が不服を申し立てた場合であっても、検察審査会事務官は、議決の理由を含め、議決の要旨に記載された以上の事項については、会議非公開の原則（法 26）から回答できないことを説明することとなる。

(7) 議決の要旨を通知できない場合の措置

審査申立人の転居先が不明であるなど議決の要旨を通知できない場合は、通知に代わる公示送達等の規定がないことから、事件簿及び会議録に、通知できなかったことを明らかにしておけば足りる。

6 議決書謄本の交付請求

審査申立人、被疑者その他の関係人から議決書謄本の交付請求があった場合、法にはこれらの者に謄本の交付請求権を認めた規定がないので、これに応じる義務はない。いわゆる便宜供与として交付請求に応じることも考えられないではないが、議決書には、議決に至った理由や関係者のプライバシーに関わる事項がそのまま記載されていることが多く、審査会議非公開の原則（法 26）を定めていることからすると、法がこのような請求に応じることを当然に予定しているとは言いがたいように思われる。このような事情を踏まえて、便宜供与の相当性を慎重に検討する必要がある（議決の要旨についても、基本的には同様である。）。

第 7 職権審査開始に伴う事務

1 職権審査の端緒及び資料の収集

(1) 職権審査の端緒

職権審査は、「自ら知り得た資料に基づき」行われる（法 2 Ⅲ）。「自ら知り得た資料」とは、適法な申立て以外のすべての端緒をいうものと解される^{*205}。

*204 審査申立人や代理人が多数いる場合には、申立ての際に代表受領者を決めてもらうよう促すなど、議決内容の通知が迅速に行われるよう準備しておくことも考えられる。

*205 例えば、マスコミの報道、申立権のない者の申立て、審査中の事件の関連事件の探知、投書、検察審査会事務局に対する審査に関する相談、検察審査員個人の直接、間接の聞知、他の行政機関や行政相談員等からの回付

(2) 資料の収集

ア 補助事務性

職権審査の開始を決するために必要な資料の収集及び調査は、檢察審査会事務官が審査補助事務として行うことになる。しかし、職権審査を開始するか否かの判断は檢察審査会の権限であるから、檢察審査会事務官は、この点で補助事務の限界を超えることがないよう配慮すべきである。

イ 資料収集の方法

職権審査開始のための資料収集は、公務所に対する照会（法 36）ではなく、事務局には対外的な調査権限がないことから、檢察庁に対して不起訴処分の存否についての照会をしても、回答を得られない可能性が高い。したがって、新聞記事等のスクラップなど、事実上かつ任意の方法で社会通念上相当と認められるものに限られる。

(3) 投書者の調査

投書者が自ら事務局に出頭してきた場合を除き、投書者等に事実上出頭を求め事情の説明を求めることは、正規の出頭を求められたとの誤解を与えやすい。また、投書者の住所に赴き事情を聴取することについても、審査開始前には檢察審査会には調査権限がないことから、相当ではない。書面照会に対し、投書者から詳細な回答が得られない場合でも、最小限度、被疑者と被疑事実の一応の特定がなされている限り、これを基に、檢察庁に対し、不起訴処分の存否等につき事実上の照会をするのも一方法であろう。

2 職権審査開始の基準

(1) 個人法益を侵害する犯罪の場合

過失運転致死傷、傷害、殺人、窃盗、詐欺、横領等の個人法益に関する犯罪については、被害者、告訴人等の申立権者のイニシアティブに任せ、檢察審査会は補充的な立場をとることが相当と考えられる場合が多いであろう^{*206}。もっとも、被害者が死亡したため、被害者側からの審査申立てが期待できない場合には、職権審査を開始するのが相当と考えられる場合がある^{*207}。

(2) 国家的法益、社会的法益を侵害する犯罪の場合

贈収賄、政治資金規正法、公職選挙法違反等の国家的法益に関する犯罪や、放火等の社会的法益に関する犯罪については、一般に社会的関心、影響力も大きい。したがって、そのような事件において告発（広義の告訴を含む。）がない場合には、

等が挙げられる。

*206 檢察審査会が被害者や遺族等の申立権者の申立てを待たず職権審査を開始し終局的議決を行った場合は、申立権者の申立ての機会を奪うこととなる可能性もあるため、申立権者が申立てをする可能性が高いとみられるときには、当該申立人の言い分を審査に反映させて納得を得られるようにするためにも、特段の事情（例えば、極めて公共性が強く時効が切迫しているなど）がない限り、職権審査を開始せず、申立権者からの申立てを待つべきであると考えられる。

*207 例えば、被害者が死亡した業務上過失致死事件について、被害者の配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹以外の申立権のない親族等から審査の申立てがされた場合は、申立ては却下するが職権により審査を開始することが相当である場合がある。

検察審査会が積極的に職権で取り上げることが相当な場合もあろう。

3 職権審査開始の議決

検察審査会は、当該被疑事件について不起訴処分の存在を確認できない場合であっても、検察審査会が自ら知り得た資料により不起訴処分の存在が一応推定される場合には、職権審査開始の議決をすることができる。

職権により審査を開始した後、被疑事件が捜査中又は管轄違いその他の事由により審査の対象とならないことが明らかになったときは、その段階で当該事件の審査を打ち切る旨の議決をすることとなる^{*208}。

職権審査開始の議決をしたときは、審査事件簿に所定事項を記載し、審査事件会議録の「会議の内容等」欄に審査開始の対処及びその議決があったこと、並びに当該事件の被疑事実の要旨を記載する。

職権審査開始の議決に至らなかった場合にも、審査事件会議録を作成する。職権審査開始の議決に至らなかった場合の審査事件会議録については、別添の会議録記載例を参照されたい。

第8 第二段階の審査に伴う事務

1 第二段階の審査

(1) 審査の開始

第一段階の起訴相当の議決に対して、①検察官から改めて不起訴処分をした旨の通知を受けたとき、又は、②起訴相当の議決書謄本の送付の日から所定の期間内に、検察官から再処分の通知がなかったときは、検察審査会は第二段階の審査を行う。改めて申立てをしてもらったり、職権で取り上げる旨の議決を行ったり、職権審査事件の審査を開始する際のように、会議録に審査開始の端緒及びその議決があったこと並びに当該事件の要旨を記載する必要はない。審査を開始する場合には、検察審査会事務官は、事件簿に必要事項を記載して立件する。^{*209}

(2) 必要的審査補助員の委嘱

第二段階の審査においては、必ず審査補助員を委嘱しなければならない。審査が続行となった場合、次の審査会議の日時を決定するに当たっては審査補助員の都合も確認する必要がある、。

(3) 評議

ア 必要に応じて、当該事件の会議の進行について、審査補助員及び検察審査会長と打合せを行い、その他の検察審査員に対しては、当該審査会議の冒頭において、

^{*208} 職権審査中の事件について、検察官から審査会に対して不起訴事件の再起通知があった場合には、検察官の再起立件は既にした不起訴処分の効力を直ちに失わしめるものではないから、審査打ち切りの議決をするのは相当ではなく、理論上、実体的な議決をしても差し支えないと解する。ただし、現実的な取扱いとしては、検察庁と緊密な連絡を取り、再捜査の終局予定時期等をも勘案して、捜査が終結するまで、事実上審査手続を中止しておくのが相当な場合もあろう。この場合、再捜査の結果、再び不起訴処分がなされたときは、前記不起訴処分についても、新たに職権で立件し、両者を事実上併合して審査を遂げるのが相当であると考えられる。

^{*209} 立件日は、①法41条の2第1項の場合は、検察官から、起訴相当の議決に係る事件について、再度不起訴処分をした旨の通知を受けた日、②法41条の2第2項の場合は、起訴相当の議決書の謄本の送付をした日から3か月が経過した日（起訴相当の議決書の謄本を検事正にあてて発送した日の翌日から起算して暦に従って3か月目（この日が裁判所の休日にあたる場合は翌日）の翌日）となる。

検察審査会長から第二段階の審査であること及び議決の種別及び審査補助員の職務等について説明してもらう。

イ 起訴議決を行う場合には、あらかじめ、検察官に対し、審査会議において意見を述べる機会を与える必要がある（法 41 の 6 II）ので、当該議決がされる可能性がある場合には、第二段階の審査の対象である不起訴処分をした検察官の所属する検察庁に連絡をとり、意見を述べる会議の日程調整を行う。当該検察官が当該不起訴処分時の検察庁に所属していない場合は、当該検察庁の別の検察官に意見を述べる機会を与えることで足りる。

2 会議録の作成

会議録の「会議の内容等」欄に、会議に出席した審査補助員の職名及び氏名を記載する。審査補助員の助言等の内容については、会議録への記載は基本的に不要であるが、時効完成時期に関する説明など特に重要な事項で、検察審査会長が特に記載を命じたものについては、適宜記載することも考えられる（令 27 II ⑥）。

3 議決書の作成

- (1) 検察審査会は、起訴するのが相当であると判断した場合には「起訴議決」を、それ以外の場合には「起訴議決に至らなかった旨の議決」を行う。ただし、当該事件が申立てによるものである場合で、その審査申立人全員が検察審査会に対して、検察官が公訴を提起しないことに不服がない旨の申告をしたときは、検察審査会の議決により、審査を終了させることができる（法 41 の 3）。この場合には、「審査打ち切り」の議決を行う。
- (2) 議決が行われた場合には、検察審査会事務官は、議決内容を記載した議決書を作成する（法 40, 令 28）。起訴議決の場合は、検察審査会の認定した犯罪事実を、できる限り、日時、場所及び方法をもって犯罪を構成する事実を特定して記載しなければならないこととされている（法 41 の 7 I）。
- (3) 「起訴議決」が行われた場合及び「起訴議決に至らなかった旨の議決」が行われ、審査会において必要があると判断した場合は、それぞれ、審査補助員に議決書の作成を補助させなければならない。その際、議決書には、当該審査補助員の氏名を記載することとされている（令 28 条④）。
- (4) 議決があった場合は、通常の審査申立事件と同様、検事正、検察官適格審査会に議決書謄本を送付し、議決の要旨を掲示場に掲示し、事件が審査申立事件であった場合には、申立人に対して議決の要旨を通知するほか、「起訴議決」の場合には、これらに加え、当該検察審査会の所在地を管轄する地方裁判所にも議決書の謄本を送付する（法 41 条の 7 III）。議決書の謄本を送付する地方裁判所は、「国法上の裁判所」と解されているから、地裁支部所在地検審において起訴議決が行われた場合は、その謄本を本庁、支部どちらに送付しても差し支えない。しかし、指定弁護士の指定に関する事務（法 41 の 9）について、当該裁判所において事務分配が定められている場合には、当該事務を処理する本庁又は支部が送付先となると考えられることから、事前に地方裁判所に送付先を確認しておく必要がある。

なお、いずれの場合も、送付書の宛名は「〇〇地方裁判所長」とするのが相当で

ある^{*210}。

第9 指定弁護士

1 制度概要

起訴議決があると、裁判所により検察官の職務を行う弁護士が指定され、この指定弁護士が、起訴議決に係る事件について、公訴を提起し、その維持に当たる（法 41 の 9 I）。検察官は、検察審査会の起訴相当の議決に対し、改めて不起訴処分が相当であるとの判断を行ったものであるから、検察官に当該事件について公訴の提起及び維持に当たらせることとした場合には、審査申立人等を始めとする一般国民は、検察官が有罪に向けての十分な立証活動を行っているかどうかや、その職務の公正らしさに疑念を抱くおそれがあると考えられる。このため、指定弁護士が公訴の提起等に当たることとされたものである。付審判決定があった場合に、裁判所の指定する弁護士が公訴の維持に当たるものとされている（刑訴 268）のと同様である。

2 指定弁護士の職務

(1) 職務権限等

指定弁護士は、起訴議決に係る事件について、公訴を提起し、その維持をするため、検察官の職務を行う（法 41 の 9 III 本文）。すなわち、指定弁護士は、起訴議決に係る事件の公訴の提起及びその維持に当たる責務を負う一方で刑事訴訟法上の検察官の職務権限を原則としてすべて行うことができる。

具体的には、起訴議決に係る事件について、公訴を提起し（略式命令の請求を含む。）、公判審理に立ち会いその維持に当たすることはもとより、必要な補充捜査を行うこともできる。

指定弁護士の任務は、起訴議決に係る事件について、公訴を提起し維持するという職務が全うされたときに終了するものと考えられていることから、通常の場合、被告事件の終局裁判が確定し、同事件が終結したときに終了する。

指定弁護士は、準起訴手続における指定弁護士と同様、法令により公務に従事する職員とみなされ、「検察官の職務を行う弁護士に給すべき手当の額を定める政令」で定める額の手当が支給される（法 41 の 9 V, VI）。

(2) 補充捜査の委嘱

指定弁護士が、補充捜査をするに当たって、検察事務官又は司法警察職員に対して捜査の指揮（刑訴 191 II, III）をする必要がある場合には、検察官に囑託しなければならない（法 41 の 9 III）^{*211}。

3 公訴提起義務

指定弁護士の判断により、起訴議決に係る事件について公訴を提起しないことができるものとする、検察審査会の起訴議決に基づき公訴が提起される制度の趣旨が没却されることになるので、被疑者の死亡など訴訟条件が欠けていることが明らかな一

^{*210} 地方裁判所から、指定弁護士の推薦依頼をするに当たり、候補者に事案の概要を的確に把握してもらうため、弁護士会に議決の要旨を送付したいとの理由から、起訴議決の「議決の要旨」を送付してほしい旨の依頼があった場合は、これを起訴議決の議決書謄本とともに地方裁判所に送付することは差し支えない。

^{*211} 捜査を円滑に進めるためには、平素から職務上関係のある者が指揮を行うことが適当であることが考慮されたものであり、準起訴手続における指定弁護士の場合と同様である（刑訴 268 II）。

定の場合を除き、指定弁護士に対し、起訴議決に係る事件について公訴の提起が義務づけられている（法 41 の 10 I）。

4 指定取消通知

法 41 条の 10 第 1 項ただし書の規定により公訴の提起を行わなかった指定弁護士について、裁判所が指定を取り消したときは、起訴議決をした検察審査会にその旨通知される（法 41 の 10 III）^{*212}。

*212 検察審査会が起訴議決をした事件について、例外的に公訴が提起されない場合に該当することとなったのであるから、起訴をすべきとの判断をした検察審査会に、その事実を知らせるようにしたものである。

第6章 建議・勧告事件の処理に関する事務

檢察審査会は、その職権として（法21②）、いつでも、檢察事務の改善に関し、檢事正に建議又は勧告をすることができる（法42Ⅰ）。勧告は、建議よりも強い要請であると解されているが、実質的な差異はほとんどない。

檢察審査会事務官には、これら建議・勧告が制度の趣旨に沿って適正になされるよう、適時適切にサポートすることが求められる。

第1 建議・勧告の制度概要

1 制度の趣旨

建議・勧告の趣旨は、檢察事務を一般的な形で批判し、将来に向かってこれを改善してゆくことにありと解されている。したがって、檢察庁の事務に改善すべき点があれば、一般的な形でそれを指摘すべきであり、特定の具体的事件についての個別的な事務処理の問題は、建議・勧告に馴染まないと考えられている。

2 対象となる檢察事務の範囲

一般に、「檢察事務」とは、檢察庁法4条、6条に規定されている檢察官の職務内容全般をいい、檢察権の行使（起訴、不起訴に至る間の捜査、公判立会等）及びこれに付随する事務（事件の配点、証拠品の保管等）を指す。もっとも、建議・勧告の対象としては、前記1の趣旨からして、檢察権の行使と密接な関係がある檢察行政（例えば職員の定員、庁舎に関する事項等）をも含むと解されている。^{*213}

3 建議・勧告における一般的留意事項

- (1) 前記1の趣旨に照らすと、檢察審査会が、一つの事件処理のみを取り上げて、その檢察庁の執務状況全般を推定することは相当ではないと考えられる。したがって、檢察審査会事務官は、檢察審査会が建議・勧告を行う場合は、当該檢察庁の檢察事務取扱上、ある程度の弊害が認められ、これが度重なって一般的な傾向と認められるようになったときに、多数の事例を挙げた上で、適当な時期に行われるように、適宜助言する必要がある。
- (2) 建議・勧告は、檢察事務に対する批判としての意味を有することから、建議・勧告を実際に行う際には、前提となる事実関係について十分な調査を行い、檢察庁の当該事務取扱の根拠を調べた上で議決することが望ましいとされている。

4 檢事正の回答義務

建議又は勧告を受けた檢事正は、速やかに、檢察審査会に対し、当該建議又は勧告に基づいてとった措置の有無及びその内容を通知しなければならない（法42Ⅱ）。^{*214}

^{*213} 警察官の事務については、直接には上記の檢察事務の中には含まれない。しかし、檢察官は警察官に対し、捜査に関して一般的指示（刑訴193）をすることができ、警察官において、正当な理由がなくこれに従わないときは、懲戒・罷免の訴追をすることができる（同法194）ことから、檢察審査会が檢事正に対し、檢察官が刑事訴訟法193条に基づく一般的指示を行うことを促し、あるいはその徹底を期するという面から、建議・勧告をすることは、檢察事務に関するものとして許されると解される。

^{*214} 司法制度改革審議会の意見において、「檢察審査会が檢察事務の改善に関し檢事正に対して行う建議・勧告

第2 建議・勧告の具体的手続

1 手続の開始

- (1) 建議・勧告の端緒については何ら制限がない。審査事件の審査の過程で発見する場合のほか、第三者からの申立て、要望、新聞記事、投書、通報等も端緒となり得る。
- (2) 檢察審査会は、職権により、審査会議において建議・勧告の議決を行うかどうかを決定する。何らかの建議・勧告の申立てがされても、申立権が認められないため、檢察審査会の職権発動を促すものとして取り扱うことになる。^{*215}
- (3) 檢察審査会事務官は、建議・勧告の立件手続を行うが、通常は、建議・勧告の議決を行うことが明らかになった段階で行う。

2 審査手続

建議・勧告については、法第六章（法 33 ないし 41 の 8）の審査手続の規定の適用がないため、檢察審査会が、檢察庁へ照会したり、不起訴記録を閲覧したり、投書者等から事情を聴取したりすることは、あくまで事実上の手続として位置づけられる。^{*216}また、法 34 条の適用がなく、除斥規定（法 7）の適用もない。建議・勧告は、檢察事務を一般的な形で批判するものであり、特定の檢察審査員の利害が問題とならないからである。

3 議決

檢察審査会は、建議・勧告の議事を、過半数で決する（法 27）。

檢察審査会が建議・勧告の議決をしたときは、趣旨及び理由を記載した建議書又は勧告書を作成し、議決に関与した審査員が署名押印する。

他方、檢察審査会が建議・勧告のための実質的な審査活動をしたものの、結局建議・勧告の議決に至らなかった場合、檢察審査会事務官は、建議勧告事件会議録用紙の「検事正送付」の欄及び「建議勧告の趣旨」欄に、「建議・勧告せず」と記入する。

4 議決後の取扱

建議書又は勧告書に法 40 条は適用されず、檢察審査会が建議書又は勧告書の要旨を掲示する必要はない。しかし、檢察審査会からの建議・勧告を受けた検事正は、当該建議又は勧告に対してとった措置の有無及びその内容を速やかに回答しなければならない義務があることから、検事正に対し、建議・勧告の議決内容を正確に通知するため、檢察審査会事務官が建議書又は勧告書の謄本を作成し、検事正に対して送付する

の 制度を充実・実質化することを含め、檢察庁の運営について、国民の声を聴取し反映させることが可能となるような仕組みを導入すべきである」と提言されたことを受け、平成 16 年の法改正により、建議・勧告に対する検事正の回答義務が定められたものである。

^{*215} 第三者からの建議・勧告の申立ては、職権発動を促すものであり、また、法 40 条のような申立人通知義務もないことから、檢察審査会は、建議・勧告を行ったか否かについて、当該第三者に結果を通知する必要はない。もっとも、当該第三者に対して檢察審査会の判断により結果（結論）を通知することが禁止されているとは解されないものの、この場合、なぜそのような結果になったのかについて問われた場合でも、会議非公開の原則（法 26）から会議の経過や内容を回答することができないため、檢察審査会は、結果を通知するか否かについては慎重に検討する必要がある。

^{*216} もっとも、檢察審査会議の議事である以上、建議勧告事件についても審査事件と同様に檢察審査会事務官が会議録を作成しなければならない（法 28）。書式については、平成 21 年 5 月 21 日付最高裁判第一第 000070 号刑事局長通達「檢察審査会における会議録及び選定録の様式等について」を参照されたい。また、記載例については、別添の会議録等記載例を参照されたい。

のが相当である。^{*217}

^{*217} A地の検察審査会がB地の検事正あてに建議・勧告することはできない。また、地方裁判所支部所在地にある検察審査会が管轄の地方検察庁支部の検察事務について建議・勧告を行った場合にも、検事正に対して、建議書又は勧告書の謄本を送付することになる。

第7章 旅費，日当及び宿泊料の支給

法 29 条（検察審査員及び補充員），同 39 条（証人及び専門的助言者）及び同 39 条の 4（審査補助員）に規定する者については，日当政令に定めるところにより，旅費，日当及び宿泊料（以下，併せて「旅費等」という。）が支給される（審査補助員には手当も支給される。）。また，同 29 条及び同 39 条に規定する者に支給する旅費等の額は，刑事訴訟費用等に関する法律（昭和 46 年法律第 41 号）の規定により，証人に支給すべき額を下回ることができないこととされている。

前記の法規は，いずれも，旅費の関係では，国家公務員等の旅費に関する法律（以下，「旅費法」という。）の特別法規と位置づけられるため（旅費法 1 条），前記政令に記載のない事項については，すべて一般法規である旅費法の適用がある。したがって，旅費法やその下位規範である「国家公務員等の旅費支給規程」や「国家公務員等の旅費に関する法律の運用方針」に則った適正な支給がなされることが求められる。

検察審査員等に対する旅費等について支給決定をするのは，検察審査会長である。^{*1} 検察審査会事務官は，検察審査会長が，旅費法の趣旨に則った適正かつ迅速な支給決定を行うことができるよう，旅費等の計算や検察審査員等の会議関与時間の把握，その他支給決定の前提となる情報や資料の収集，保管を行うことになる。なお，支出決定等の支出手続は，検察審査会長の支給決定を受けて，地方裁判所の会計機関がこれを行う。

第1 旅費等の内容

1 旅費

検察審査員等に支払われる旅費は，「鉄道賃」，「船賃」，「路程賃」及び「航空賃」の 4 種類であり，鉄道の便のある区間の陸路旅行には鉄道賃，船舶の便のある区間の水路旅行には船賃，鉄道の便のない区間の陸路旅行又は船舶の便のない区間の水路旅行には路程賃が，それぞれ支給される。また，航空機を利用すべき特別の事由がある場合の航空旅行には，航空賃が支給される。

(1) 鉄道賃及び船賃

ア 鉄道賃は，JR 各社，私鉄，地下鉄などの鉄道営業法等の適用を受ける鉄道の料金が支給される。船賃は，フェリーなどの定期便のほか，小型の渡し船であっても，公共の旅客運送手段（公に許可された旅客運賃等の定めのある運送手段）として船舶が運航されている場合に支給される（日当政令 2 II）。^{*218}

^{*218} 平成 26 年 4 月 1 日の消費税率引き上げに伴い，国土交通省で認可された鉄道事業者において，現金利用時の運賃と IC カード利用時の運賃が異なる運賃体系（以下「二重運賃」という。）が導入された。二重運賃区間の鉄道賃の認定については，現によった運賃により計算するのが相当であると考えられる（増額支給については，旅費法 46 条 2 項の協議を経たものと解される）。このような計算によった場合には，現によった運賃が IC カード利用時のものか否かを明らかにする趣旨から，請求書の備考欄に，二重運賃区間について，IC カードの利用の有無を請求書の備考欄に記載しておくことが相当であろう。

イ 運賃に等級を設ける船舶の場合には、3 階級に区分されているものについては、検察審査員、補充員及び審査補助員は「中級」、証人及び助言者については中級以下で審査会長が相当と認める等級の運賃が、2 階級に区分されている場合には、前者は「上級」の、後者は審査会長が相当と認める等級の運賃が支給される（日当政令制定時附則 2 条）。

ウ 特急列車（急行列車）を利用する区間が連続して片道 100 キロメートル以上（急行列車の場合は片道 50 キロメートル以上）の場合は特急料金（急行料金）が支給される。^{*219}

(2) 路程賃

鉄道の便がない区間又は船舶の便がない区間については、原則として、1 キロメートルにつき、検察審査員、補充員及び審査補助員については 37 円、証人及び助言者については 37 円以内において検察審査会長が相当と認める額の路程賃が支払われる（日当政令 2 Ⅲ）。ただし、天災その他やむを得ない事情により、路程賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、利用した交通機関の実費額を支給することができることとなっている。実費額を支給するかどうかについては、「やむを得ない事情（日当政令 2 Ⅳ）」に該当するか否かを、検察審査会長が個別に判断して決定する。

実務において実費支給の可否が検討される代表的な例は、以下のとおりである。

ア 検察審査員等がバスを利用した場合

「天災その他やむを得ない事情」に該当するか否かを検察審査会長が個別に判断する必要がある。例えば、天災のほか、当該バスが唯一の交通機関であるとき、他に交通機関があっても当該バスを利用することが最も経済的な通常の経路及び方法であるとき等に実費支給ができると考えられるが、検察審査員等の住所から最寄駅まで又は検察審査会の最寄り駅から検察審査会までの間が相当程度の距離がある場合、高齢、疾病等で徒歩による移動が困難な場合等、旅行距離、交通事情、身体的状況等を総合的に勘案した上で「やむを得ない事情」に該当するかを判断した上で支給することになろう。

イ 検察審査員等がタクシーを利用した場合

バス賃と同様、「天災その他やむを得ない事情」に該当するか否かを検察審査会長が個別に判断する必要がある。具体的には、天災による場合のほか、身体

^{*219} 財務大臣と協議を経た 356 区間については、公務上の必要その他やむを得ない事情により、旅行命令権者（検察審査会長）が特別急行列車を利用して旅行する必要があると認めた場合や、その他の区間であっても、特別急行列車を利用すれば用務地での前泊又は後泊が不要となるなど、経済的な旅行となる場合又は国の債権保全のための業務など特に緊急を要する業務のため特別急行列車を利用して旅行する必要がある場合であって、旅行命令権者（検察審査会長）が適当と認めた場合には、片道 100 キロメートル未満の区間の特急料金を支給することができることとされている。これは、旅費法 4 6 条 2 項の協議を経たものとして認められている。この適用について、検察審査会と財務省の間で具体的に協議がなされていないが、検察審査員等の旅費が旅費法に則って支給されるべきであることからして、同様に扱うことが相当である。ただし、356 区間に該当する場合でも特段の必要がない場合にまで支給することがないよう、検察審査会事務官は、案件ごとに必要性を確認できるよう検察審査会長の補助を行うことになろう。

に障害がある者等が出頭する場合、検察審査員等の住所から最寄り駅まで相当程度距離がありバス等の交通機関がないか、あっても運行本数や待ち時間を考慮すると現実的に利用を期待できない場合、会議の開始時刻あるいは終了時刻との関係からタクシーを利用する以外の方法はないといった場合等に「やむを得ない事情」に該当すると考えられる。

なお、タクシーを利用した場合は、実費支給するため、タクシー利用の必要性を疎明する資料及び実費額の証拠資料（領収書等）を提出してもらう必要がある。

ウ 検察審査員等が自家用自動車を利用した場合

各庁の実情を踏まえた上で駐車場の確保や公務災害による補償の問題を考慮しながら、個別の事情を慎重に検討する必要がある。自家用車の利用を認める場合には、検察審査会事務官において、庁舎管理権者を含め関係部署と事前に調整しておく。

(3) 航空賃

航空賃は、離島や単身赴任先など遠方から出頭する場合で、出頭に要する日数等との兼ね合いから、航空機を利用する方が経済的であるなど「航空機を利用すべき事由」がある場合に限り支給される。航空賃の額は現に支払った航空運賃によるが、スーパーシート等の料金や航空運賃以外の空港施設使用料は支給されない。

なお、航空機を利用した場合は、実費支給するため、往路の航空券半券（搭乗券）を提出してもらう必要がある。

2 日当

検察審査員等に支給する日当は、検察審査員あるいは補充員としての勤務の対価ではなく、検察審査員又は補充員がその義務を履行することによって生じる損失を一定限度内で弁償・補償するものである。すなわち、検察審査員又は補充員は、審査会議に出頭する義務を負うが、これを履行する、あるいは、履行したことによって積極的な損失（例えば昼食代、身だしなみを整える費用のような、出頭に要した旅費、宿泊料以外の諸雑費の支出）及び消極的な損失（出頭しなければ別途得られるであろう収入の喪失、いわゆる逸失利益）が発生するので、これらの弁償ないし補償を一定の限度内で行うものと考えられる。

3 宿泊料

審査会議の開始時刻までに出頭するため、自宅を朝早く出発する場合や、会議終了後、夜遅く自宅に到着する等やむを得ない場合に宿泊をした場合は、宿泊料^{*220}を支給することとなる。ただし、単身赴任中の者が自宅に宿泊したり、友人宅等に宿泊したりして、宿泊料を要しないことが明らかな場合は支給しないのが相当であろう。

なお、裁判員等については、出頭のために午前6時30分以前に自宅を出発しなければならない場合に前泊分の、午後9時以降に自宅に到着する場合に後泊分の宿泊料を支給することを一つの基準としている。

^{*220} 宿泊地が旅費法別表第一に定める甲地方の場合は8700円、乙地方の場合は7800円を定額支給する（日当政令4）。

第2 旅費等の支給手続及びその留意点等

1 請求及び支給に係る手続一般

(1) 旅費等の請求手続

旅費日当請求書を提出する方法による。旅費請求書には、本人を特定するため請求者の押印を求めることが原則的な取扱いとなる。しかし、請求者が印鑑を持参しなかった場合など、その追完を求めることが困難な場合は、檢察審査会事務官の面前で請求書の氏名欄に署名をさせた上で、「本人の署名であることを確認した。」旨、檢察審査会事務官が付記して押印することで、請求者の押印に代えるなどの代替措置をとる。なお、氏名を記名とする場合には印鑑が必要となるため、その旨を適宜の方法で事前に連絡しておく必要がある。

(2) 旅費等の支給手続

旅費等を支給する場合には、原則として、本人名義の預貯金口座に振り込む方法によって支給する。檢察審査員及び補充員が本人名義の預貯金口座を保有していない場合でも、同居の家族が振込可能な預貯金口座を保有している場合は、本人の申し出により、当該預貯金口座に旅費等を振込むことができる。この場合、本人に対し、振込先についての書面を提出してもらうなどの手当をしておくのが相当である。

なお、口座振込払いが困難であり、隔地送金を行うことも困難な場合は、例外的に現金払いを行う。

旅費等の支給方法については、檢察審査会事務官において、地裁会計部門と十分連携を図る必要がある。

2 檢察審査員、補充員に対する支給手続等

(1) 支給額の決定方法

日当額については、平成16年6月18日付け最高裁判第一177号刑事局長、経理局長依命通達「「檢察審査員等の日当の支給基準等について」の一部改正について」により示された支給基準を参考に、「会議に關与した日」については、会議に關与した時間等によって檢察審査会長が支給決定し、「その他の日」については定額を支給する。

なお、各檢察審査会において檢察審査員等の出欠の事実及び關与時間等を事後的に把握するための一助として、平成25年10月4日付け最高裁判第一422号刑事局第一課課長補佐事務連絡「檢察審査員等の出欠確認について」により示された出欠確認表を作成するのが、相当である。

ア 「会議に關与した日」の「会議」には、檢察審査員、臨時の檢察審査員又は補欠の檢察審査員を含めた11人の檢察審査員が出席した会長互選会議、定例会議、臨時会議のほか、小委員会も含まれる。会議關与の時間には、義務その他必要な事項の説明及び宣誓（法16I）を行った時間も計上する。

イ 「その他の日」とは、檢察審査員又は補充員が会議のために出頭したものの、会議には關与しなかった日等をいう。具体的には以下のような場合が考えられる。

（ア）出頭人数が11人に満たず会議が流会となった場合

（イ）出頭のための往復のみに要した日（旅行日）がある場合

- (ウ) 検察審査員及び補充員が会議に出頭したにも関わらず、辞退が承認され又は除斥される等の事由により全く会議に関与しなかった場合
- (エ) 検察審査会長が会議期日を指定するため又は会議の議決に基づいて会議準備を行うため等、必要不可欠の事由により出頭した場合^{*221}

(2) 支給上の留意点

ア 検察審査員等が住所地以外から出頭した場合

①検察審査員等が転居先、出張先などの住所地以外の滞在地から出頭した場合には、その滞在地からの旅費を、②会議に出頭の途中、風水害等の事故により途中から引き返し、又は途中で宿泊の上出頭し、あるいは帰宅した場合には、旅行の事実に対する実費弁償という性質から、これに要した旅費等を支給することとなる。ただし、ここでいう実費とは、現実には要した一切の費用ではなく、最も経済的な経路又は方法によって計算されたものとなると考えられる（旅費法7参照）。この場合、検察審査会事務官は、当該検察審査員等の申述書や検察審査会事務局で作成した調査報告書等で、転居先や滞在地を確認する必要がある。

イ 検察審査員等が期日変更を知らずに出頭した場合

会議期日の変更を知らずに出頭した検察審査員等に対しても、出頭に要した旅費等を支給することができると考えられる。

ウ 検察審査員等が実は欠格者であった場合

後日、検察審査員又は補充員が欠格者であることが判明した場合であっても、この者に対して既に支払った旅費等を返還させる必要はないと考えられる。

エ 検察審査員等が審査会議期日以外の日に出頭した場合

審査会議期日以外の日に出頭した場合においても、公務のためであれば旅費を請求できると考えられる。しかし、公務といえるためには、検察審査会の議決に基づいて出頭義務が生じている必要があると考えられる。

オ 検察審査員等に付添人が必要な場合

視覚障がい者等が検察審査員又は補充員に選定され、審査会議に出頭するために付添人が必要な場合、付添人に対しては、検察審査員及び補充員と同様、旅費（鉄道賃、日当、宿泊料等）を支給することが可能である（旅費法3 V, VI）。この場合の職務の相当級は、2級相当と考えられる。

カ 勤務先との関係で、検察審査員等に対する日当支給が問題となりうる場合

(ア) 検察審査員等が一般の公務員でもある場合

国家公務員の場合、国家公務員法104条は、職員が報酬を得て営利企業以外の職を兼業することあるいは事務、事業に従事することを制限しているが、実費弁償の性格をもつ検察審査員等の旅費、日当は「報酬」に当たらないと解されるため、これを支給することができると考えられる。

地方公務員の場合、地方公務員法は直接に兼業を禁止していないものの、同

^{*221} 会議期日以外に出頭した検察審査会長に対する旅費等については、検察審査会長において会議期日を指定するため及び検察審査会の議決に基づいて、会議準備のため等必要欠くべからざる事由により出頭した場合に限り、これに、旅費、日当及び宿泊料を給するのが相当である。検察審査会長が会議期日以外に出頭したときは、旅費等の支払状況を明確にしておくため、期日簿に記入しておくことが望ましい。

法 38 条において、報酬を得る場合には、任命権者の許可を必要としている。しかし、上記のとおり、検察審査員等の旅費、日当は「報酬」に当たらないと解されることから、国家公務員と同様に支給することができると考えられる。

(イ) 検察審査員等が公務員以外の一般の被用者である場合

検察審査員等から、勤務先の有給休暇を取得して参加した場合に、検察審査会長に対し日当を請求できるかなどといった、日当支給の可否について相談された場合、検察審査会事務官は、雇用契約や勤務先の就業規則に関わる問題であることから、勤務先等と相談するよう説明する。その際に、検察審査員等の日当は、休業補償という得べかりし利益（消極的な損失）の補償としての性質のみでなく、出頭に要した積極的費用の損失（積極的な損失）の填補の性質も持つものであり、労務の対価（報酬）としての性質は有していないこともあわせて説明する。なお、その他、検察審査員等から日当支給について照会を受けた場合は、検察審査会事務官において、地裁会計部門と連携して対応する必要がある。

キ 休業損害証明書の発行を求められた場合

検察審査員等に支給する日当の性質からすると、休業損害証明書を作成することは相当でない。ただし、支出官である地裁所長名で支給証明書等の適宜の形式で支給の事実を証明することは差し支えないと考えられる。

ク 検察審査員が雇用保険受給者であった場合

検察審査員等が雇用保険受給者である場合には、受給要件との関係もあることから、検察審査員等に対しては、必要であれば職業安定所での相談をするよう促す。また、旅費を除く日当額について、職業安定所に提出する証明書を求められることもある。その場合には、本人に交付される振込通知書に加え、支給証明書を支出官である地裁所長名で作成することが相当と考えられるため、検察審査会事務官において、地裁会計部門と調整する必要がある。

ケ 検察審査員等が課税申告を行う場合

支給額のうち旅費を除く日当額については、検察審査員等に対しては、必要であれば所轄の税務署で確認するよう促すのが相当である。^{*222}また、旅費、日当を支給したことの証明書を求められた場合には、支出官である地裁所長名で作成することが相当と考えられるため、地裁会計部門と調整をすることになろう。

コ 検察審査員等が割引料金を利用して出頭してきた場合

検察審査員等が、往復割引、出張割引、高齢者割引、通勤・通学定期券、回数券等の各種運賃の割引サービスを購入して審査会議に出頭した場合に、減額した旅費を支給すべきかどうかについては、検察審査員等が利用する区間において割引制度の利用が定着していれば、当該割引制度の利用を前提とした旅費額の認定

*222 なお、裁判員、補充裁判員並びに裁判員等選任手続の期日に出頭した裁判員候補者及び選任予定裁判員（以下「裁判員等」という。）に支給される旅費、日当の内、日当部分は、裁判員等として出頭した場合に生じる損害の一部を補償するものであり、労務の対価としての性質を有していないものと考えられることから雑所得に該当するとして取り扱っているようである。検察審査員及び補充員についてもこの考え方があてはまるものと考えられるが、申告にあたっては、検察審査員等において税務署に相談することが必要となろう。

が必要になると思われる。^{*223}

3 証人や専門的助言者等に対する支給手続等

(1) 支給額の決定方法

証人及び専門的助言者に支給する日当は、非常勤公務員である検察審査員等とは異なり、裁判手続の証人と同様、各検察審査会において、証人の尋問又は専門的助言者の助言の所要時間及びその開始が遅れた場合の待ち時間等を勘案して、個々の事件における適正な額を決定することになる。

(2) 支給上の留意点

ア 証人、専門的助言者

(ア) 被疑者、被害者又は職権審査を開始した場合における告訴人等を証人として尋問した場合、証人としての旅費等を支給することとなる。また、実地見分の場所に呼び出した証人に対しては、旅費等を支給することができるが、例えば実地見分立会者若しくは参考人等証人以外の者に対してはこれを支給することはできない。

(イ) 受刑者その他身柄拘束中の者が証人として出頭した場合も、旅費及び日当を支給する。ただし、出頭のための旅費を要しないときは、日当のみを支給し、旅費は支給しないのが相当である。^{*224}

(ウ) 所在尋問の対象となった証人にも、日当を支給できると考えられる。

(エ) 証人又は専門的助言者に対する旅費等は、本人からの請求を受けて支給する。請求を放棄したときは、本人の署名押印のある放棄書を提出してもらう。

出頭した証人又は専門的助言者が、出頭した期日より後に旅費等を請求した場合は、その証人が請求を放棄したことを証明できず、かつ消滅時効（会計法 30 後段）の完成前である場合は、その時点における検察審査会長が支給決定を行う。

(オ) 専門的助言者に対しては、旅費及び日当以外の報酬や助言の準備に要した実費等は支給できないことから、その旨、事前に説明し、了承を得ておく必要がある。

イ 審査申立人

審査申立人を審査会議に呼び出すことは可能であるが（法 37 I）、この場合、旅費等を支給する法令上の根拠がないため、証人の場合と異なり旅費等は支給することはできない。

ウ 検察官

検察官に対して意見聴取（法 35, 41 の 6 II）を行った場合、旅費等を支給することはできない。

4 審査補助員に対する支給手続等

(1) 支給額の決定方法

*223 往復割引は、期間や区間によっては利用できない場合もある。その期間や区間においては、普通旅客運賃での利用を認めることになる。

*224 身柄拘束中の者が証人として出頭した場合の旅費支給の取扱いについては、裁判所の証人として出頭させた場合における旅費支給の取扱いを参考にするなどして、取扱いに齟齬が生じないようにする。

審査補助員には、別に法律で定めるところにより手当を支給し、政令で定めるところにより旅費、日当及び宿泊料を支給する（法 39 の 4）と規定されていることから、裁判所の非常勤職員である審査補助員の手当については、臨時措置法 3 号により準用される給与法 22 条に基づいて支給され、旅費等については、日当政令に基づいて支給される。

ア 手当

審査補助員に支給する手当は、常勤を要しない職員に支給される給与である（給与法 22 条）。平成 21 年 4 月 8 日付け最高裁判第一第 000305 号事務総長通達「審査補助員に支給すべき手当の額について」により示された基準により支給する。審査補助員手当の支給対象は、「審査事件について執務をしたとき」であるので、通達等に基づいて、これに該当する場合と該当しない場合を明確に区別し、適正な支給となるように留意する。

イ 旅費及び日当

（ア）旅費

審査補助員が審査会議に出席するために検察審査会に出頭した場合に支給する旅費の算定方法等については、検察審査員と同様であり、旅費の算出に当たっては、審査補助員の自宅と勤務先とを比較して、検察審査会に近い方を基準とする。

（イ）日当

審査補助員に対して日当が支払われるのは、例えば、審査会議に出頭するため、その前日に移動を行わなければならないような場合の移動日など、出頭又は取調べのために「専ら旅行に要した日」がある場合の当該旅行日に限られ、手当が支給される日は除かれる（日当政令 3 II）。*225したがって、通常は日当支給の要否が問題となることはほとんどない。

ウ 請求書の様式

検察審査員等についての旅費請求書を参考にするなど、適宜の様式を使用して差し支えない。なお、旅費額算定のため、請求書の備考欄に、勤務先の所在地と名称とを記載してもらう。

（2）支給及び支払の具体的手続

①手当について、検察審査会事務官は、審査会議に出席した審査補助員に対する手当支給に必要な書類（勤務時間報告書等）を審査補助員ごとに作成し、給与事務担当者に送付して、支払いを依頼する。②旅費等について、検察審査会事務官は、審査会議に出席した審査補助員に対する旅費等の支給に必要な書類（旅費請求書等）を審査補助員ごとに作成し、請求書に検察審査会長の支給決定印を受けた上で、会計事務担当者に送付して支払いを依頼する。

①手当は、当該出席月分を一括して翌月の支給日に、②旅費等は、各庁の取扱い

*225 日当の額は、昭和 61 年 9 月 12 日付け最高裁経監第 16 号事務総長依命通達「内国旅行の旅費について」記 4 別表第 5 により、経験年数 10 年以上の弁護士については 1 日当たり 3000 円（定額）であり、10 年未満の弁護士については 1 日当たり 2600 円（定額）である。

に応じ、それぞれ審査補助員の指定口座に振り込まれる。勤務時間報告書及び旅費等の請求書の各担当者に送付する時期及び方法並びに旅費等が支払われる時期及び方法等については、必要に応じて、検察審査会事務局と各担当部署との間において、適宜取決め等を行い、事務に支障がないようにする。